

書物方年代記③

安永六年～寛政六年

氏家幹人

本稿は、「書物方年代記」の第三回として、安永六年（一七七七）正月（一月）から寛政六（一七九四）十二月までの期間について、当館所蔵の『書物方日記』から、書物の出納や修復・目録の整備・書物方の人事ほか重要事項を摘録したものである。

この間の将軍は、十代家治と十一代家斉。家治が天明六年（一七八六）九月に五十歳で没した後、世子の（実父は一橋治済）家斉が、翌七年四月の将軍宣下を経て、十四歳で十一代将軍となった。家治の在職期間は、老中田沼意次が権勢を振るったが、天明四年（一七八四）三月、意次の子で若年寄の意知が江戸城中で旗本の佐野政言に切りつけられ死亡したのを機に意次の権勢は衰え、天明六年八月に失脚。家斉が将軍に就任すると、老中松平定信が家斉の補佐として実権を掌握し、いわゆる幕政の寛政改革が実施された。定信はその後、寛政五年（一七九三）に老中を辞職する。

本稿が扱う期間は、このように幕府内で大きな転換が見られただけでなく、通商を求めてロシア使節ラクスマンが根室に来航する（寛政四年九月）など、異国船への対応や海防が問題になり始めた時期でもある。

この時期がまた、日本史上でも稀な災害多発期であったことにも触れておきたい。

安永六年から八年にかけて、伊豆大島の三原山が大噴火。それと連動するように安永八年十月に桜島が大噴火を起し、天明三年七月には浅間山が「天明の浅間焼け」と呼ばれる大噴火。さらに寛政四年には、雲仙普賢岳の噴火と大津波の影響で、島原のみならず対岸の肥後国にも被害が及び、わが国の火山災害史上最大の犠牲者（推定一万五千人）を出した。

火山災害だけではない。天明二年以降、日本各地で洪水が発生。天明六年七月、江戸は数日続いた豪雨によって開府以来の水害に見舞われた。寛政三年八月には、強風を伴う豪雨で深川、洲崎ほかが浸水し、江戸から小田原にかけての沿岸部は高潮に襲われた。同年九月にも、台風の影響による高潮で江戸で家屋が流されたほか、関東各地で洪水が発生した。このほか天明八年一月には京都で大火があり、御所や二条城のほか千四百以上の町と二百以上の寺が炎上し、多くの歴史的な建造物や文化財が灰燼に帰している。

あわせて天明年間の異常気象（冷害）は、東北地方を中心に凶作とその結果としての飢饉（天明の飢饉）をもたらし、凶作による米価高騰は都市部でも庶民生活を圧迫し、江戸や大坂などで激しい打ちこわし（都市騒擾）が勃発するに至った。これら相次ぐ災害や社会不安が、書物方の業務に

どのような影響を与えたかを『書物方日記』の記述を通して見るのも興味深いだろう。

さて、本稿に登場する書物奉行は十三名。うち安永六年正月（一月）時点の在職者は、左の五名である。

本郷与三右衛門（一泰） 寛延四年（一七五二）

十月二十七日に大番より。安永九年（一七八〇）四月六日、依願

辞職。【天明四年（一七八四）七月、没。七十歳】

徳力藤八郎（良弼） 宝暦十二年（一七六二）

三月四日に小普請松平藤九郎支配より。安永六年（一七七七）二月二十二日、老衰のため辞職。【安

永六年三月、没。七十二歳】

土田清助（貞仍） 明和二年（一七六五）五月二十七日に評定所儒者より。安永六年二月三日、老衰のため辞

職。【安永六年三月、没。七十一歳】

長谷川主馬（安卿） 明和二年（一七六五）十二月七日に小普請松平藤九郎

支配より。【在職中の安永八年（一七七九）十一月、没。六十一歳】

人見又兵衛（美至） 明和六年（一七六九）

十一月二十七日に小普請市橋大膳支配より。天明三年（一七八三）七月二十四日、船手に。【天明六年五月、没。六十四歳】

以上の五名に対して、安永六年二月以降に新たに書物奉行を拝命したのが、以下の八名である。

野尻助四郎（高保） 安永六年（一七七七）二月十日に賄頭より。寛政六年（一七九四）六月二十四日、老衰のため辞職。【寛政六年閏十一月、没。七十七歳】

中岡半九郎（芳範） 安永六年三月十七日に作事下奉行より。天明二年（一七八二）六月九日、病氣のため辞職。【天明四年七月（墓碑では六月晦日）没。七十一歳】

佐々木文次郎（改名後、吉田四郎三郎）（長秀のちに秀長） 安永八年（一七七九）十二月二十六日に天文方より。天明六年（一七八六）七月十二日、老衰のため辞職。【天明七年九月、没。八十五歳】

間宮三郎右衛門（信寧） 安永九年（一七八〇）六月十日に小普請松平志摩守支配より。寛政七年（一七九五）五月二十九日、富士見宝蔵番之頭に。【文政九年（一八二六）十二月、没。七十七歳】

中村六右衛門（正勝） 天明二年（一七八二）

七月八日に鳥見組頭格より。寛政七年（一七九五）六月十八日、病氣（および老衰）のため辞職。【寛政七年六月、没。八十三歳】

松平加賀右衛門（乗雄） 天明三年（一七八三）八月二十一日に小普請永井監物支配より。寛政九年（一七九七）四月十五日、西丸切手門番之頭に。【文化十一年（一八一四）十二月、没。五十八歳】

荻生小三郎（義堅） 天明六年（一七八六）八月二十四日に評定所儒者より。寛政八年（一七九六）三月二十三日、病氣のため辞職。【文化九年（一八一二）五月、没。七十四歳】

野田彦之進（成勝） 寛政六年（一七九四）九月十三日に小普請阿部大学支配より。文化十一年（一八一四）十二月二十六日、幕奉行に。【文政五年（一八二二）八月、没。六十九歳】

右の八名のうち、荻生小三郎義堅は、『政談』の著者として知られる儒者荻生徂徠（一六六一～一七二八）の弟で將軍徳川吉宗に仕えた荻生北溪（一六七三～一七五四、名は観、通称は惣七郎）の孫に当たる。北溪の子の清に嗣子がなく、旗本朝比奈元輝と北溪の娘（清の姉）の間に生まれた小三郎を養子に迎えたのである。小三郎は、宝暦五年（一七五五）六月三日に十七歳で家督を継ぎ（高二百俵）、同十三年十二

月七日に將軍家治に初目見（初めて拝謁）。安永七年（一七七八）三月十九日に評定所の儒者を拝命した。評定所勤役儒者に在職中、小三郎は家治の右大臣転任（昇進）を祝賀する文章を献上して時服を拝領するなど「慶賀あるごとに賀章をたてまつりて時服をたまふ」と『寛政重修諸家譜』は記している。荻生という学者の家の伝統とあわせてこのような彼の学識が認められ、書物奉行に任ぜられたものと思われる。

しかし学術的な業績の大きさという点では、佐々木文次郎（吉田四郎三郎）を第一に挙げるべきだろう。

宝暦五年（一七五五）から実施された宝暦暦は、施行八年後の宝暦十三年に欠陥を露呈した。同年九月の日食の予報に失敗したのである。事態を重く見た幕府が原因の究明と修正を命じたのが、旗本の佐々木文次郎長秀だった。明和元年（一七六四）十一月十九日に天文方を拝命した佐々木は、修正の成果を『修正宝暦甲戌元暦』等にとめ、幕府に上程し、黄金三枚を下賜された。宝暦暦を修正したこの暦法は、明和八年（一七七二）から用いられた。

書物奉行在職中の安永九年（一七八〇）六月、佐々木は、先祖の本名である吉田に改姓したい旨の願書を提出し、許されて吉田四郎三郎（秀長）と名乗るようになった。

なお佐々木が献上した『修正宝暦甲戌元暦』全十冊と『修正宝暦甲戌元暦和解』全二冊は、紅葉山文庫に収蔵され、現在は国立公文書館内閣文庫が所蔵している。

安永六年丁酉（一七七七）正月から六月まで

【第九十二冊目】

書物奉行の月番は左の通りである。

（正月）徳力藤八郎（二月）人見又兵衛【代月番】（三月）野尻助四郎（四月）中岡半九郎（五月）本郷与三右衛門（六月）長谷川主馬

正月十五日、書物同心（御書物同心）の宮原安兵衛が「書役」と「御書物御修復頭取」を病氣のため退役。かわって川出定八郎に「書役」を申し渡す。

正月二十九日、石見守（若年寄・酒井忠休）宅に（書物奉行）土田清助の「御役御免願書」等を差し出す。願書は左の通り。あて名は、松平伊賀守・酒井石見守・加納遠江守・水野出羽守（いずれも若年寄）。

袖に 御役御免奉願書付 土田清助

私儀老衰仕類中にて歩行不自由に罷成
取統御奉公可相勤躰に無御座候 依之
御役御免被成下候様奉願候 以上
安永六酉年正月廿九日 土田清助

辞職の願書に添えて、同役（書物奉行）の本郷・徳力・長谷川・人見の連名で、「御褒美願」（土田に「老衰御褒美」を下されたい旨の願書）が提出された。文面は左の通り。

御書物奉行

土田清助

西に年七拾壹

右清助儀 元文六酉年正月 部屋住より評定所勤役儒者被仰付 新規御切米百俵十人扶持被下置 御役料並之通五拾俵被下置 拾貳年相勤 宝曆二申年父孫三郎家督被下置 明和二酉年迄拾四年相勤 同年五月御書物奉行被仰付 当年迄拾三年相勤候処 老衰仕類中にて歩行不自由（中略）御役御免被下候様奉願候 七拾余歳迄御役相勤候儀に御座候間 相心之御褒美被下置候 一同奉願候

二月三日、土田清助に「金式枚」の老衰御褒美が下され、土田は小普請入り（老衰小普請）。

二月十日、土田の跡役（後任）として、野尻助四郎が書物奉行を拝命した旨目付の本目隼人から告げられる。野尻は「御本丸御賄頭」からの異動。高二百俵（うち百五十俵が足高。ほかに役扶持七人扶持が給される）。宿所は「雉子橋御用屋敷内」。二月十九日、遠江守（若年寄・加納久堅）宅に（書物奉行）徳力藤八郎の辞職願（老衰に付御役御免願書）を差し出す。辞職の理由は「老衰仕其上黄痘症にて歩行不自由に罷成」というもの。徳力は七十二歳。土田の場合同様、書物奉行の連名で、左のような「御褒美願」も提出された。

右藤八郎儀 享保十九寅年四月廿七日
松平主計頭支配之節 評定所勤役儒者

被仰付 二十四年相勤 宝曆七丑年五

月廿一日 奥儒者被仰付 御役料貳百俵被下置 五年相勤 惇信院様（家重）薨御に付 同年八月八日 小普請組松平藤九郎支配に入 宝曆十二年三月四日 御書物奉行之御役替被仰付候 安永五申年四月 日光御社参御供相勤候 当酉年迄拾六年相務 都合四拾四年相勤候 然る処老衰仕 其上黄痘症にて歩行不自由に罷成（中略）七拾余歳迄御役相勤候儀に御座候間 相心之御褒美被下置候様に一同奉願候 以上

二月二十二日、徳力藤八郎に老衰御褒美が下され（金二枚）、願いの通り御役御免のうえ小普請入り。

三月十七日、「御作事下奉行」の中岡半九郎が書物奉行を拝命。中岡の禄高は「現米八拾石」で、外に役扶持として七人扶持が給されることに。宿所は「元浜町矢之倉 小普請組仙石弥兵衛支配田中五郎左衛門地内借地住居」。

四月四日、東御蔵（書物蔵三棟のうちの二棟）の修復を促す書付を、出羽守（若年寄・水野忠友）に差し出す。

四月十七日、昨年七月から煩っていた書物同心の正地富次郎が死去（四十七歳）。すでに三月二十二日に正地の辞職（御暇）願い及び後任として正地の母方従弟の小田惣七（三十八歳）を採用する旨の願いが提出され、同二十七日に許可されていた。

六月十五日、「御朱印写入御長持」「御条目御法

令」の風干伺い（風干を行う日をいつにするかの伺い）を提出する。

宝曆

御朱印写入御長持 七棹

明和二酉年六月 先例之通三四年に一度宛御風干可仕旨小出信濃守殿（若年寄・小出英智）被仰渡候に付 右御長持 四年以前午年於御数寄屋に御風干御座候 当年御風干之年数に罷成候間 御風干日限之儀奉伺候 以上 六月 御書物奉行

御条目

御法令 一箱

延享三寅年より向後三四年に一度つ、御風干伺候様に本多中務大輔殿（老中・本多忠良）被仰渡候に付 右御箱四年以前午年於御数寄屋御風干御座候当年御風干之年数に罷成候間 御風干日限之儀奉伺候 以上 六月 御書物奉行

安永六年丁酉（一七七七）七月から十二月まで

【第九十三冊目】

（七月）人見又兵衛（八月）野尻助四郎（九月）中岡半九郎（十月）本郷与三右衛門（十一月）長谷川主馬（十二月）人見又兵衛

七月二日、御殿（江戸城本丸）で、坊主衆の道

伯を介して、右近将監（老中・松平武元・石見守）若年寄・酒井忠休）に左の書付を差し出す。内容は、納戸頭に対して、蔵書の調査や修復等の際に用いる朱墨や筆が品切れになっていたので新たに支給を求めたものである。

朱墨

式挺

申候

宝曆十三末年七月請取候以後請取不

真書筆

五遂

申候

宝曆十三末年七月請取候以後請取不

右両品は 御書物しらべ御修復之外題并磨減を補候等に折々入■（用か）御座候 此節両品共に遣切候間 請取申■（度か）奉存候 被仰渡可被下候 以上 七月 御書物奉行

七月二十四日、「御条目御法令 一箱」と「御朱印写入御長持 七棹」を中之口で右筆に渡し、風干を終えたのち受け取る。

同日、目付の村上三十郎から左の書付を渡される。書付の差出人は納戸頭の石野平蔵と宇田川平七。内容は、書物方の御蔵に置かれている「弘方御納戸金銀時服買物被下帳之写」が風干もされず虫に喰われているので、今後は書物方で然るべく保管してほしいというもの。

弘方御納戸金銀時服買物被下帳之写

明暦三年以来之分 御長持え入 御書物奉行御預り之御蔵え差遣有之候処 年久敷風入も不仕候に付 虫喰難御用 立も出来仕候間 宜分仕分て候て 以来右御長持錠鍵共御書物方え引渡し 年々御書物蔵にて風入仕候様仕 以後書継之分も 出来次第是又御書物奉行え相渡 樟腦之儀は只今迄右御長持え 入れ来候分相渡候様可仕候間 此段御書物奉行え被仰渡可被下候（下略）

申七月

石野平蔵 宇田川平七

八月九日、野尻助四郎・中岡半九郎・小田惣七の拝領屋敷を屋敷改の永井伝右衛門に差し出す。

覚

当時雉子橋御用屋敷住居 御書物奉行土田清兵衛跡 野尻助四郎

拝領

一町屋敷 表間口拾貳間壹尺三寸／裏行 拾三間三尺式寸五分 坪数百六拾三坪 余

浜町之内松崎町

当時浜町矢之倉田中五郎右衛門屋敷借地住居 御書物奉行徳力藤八郎跡 中岡半九郎

拝領
一屋敷

坪数貳百坪余

深川八名川町

青山権太原小普請戸川山城守

支配秋鹿三郎屋敷借地住居御

書物同心

小田惣七

拝領

一屋敷

根津元御屋敷

坪数三拾六坪余

同日、「御朱印入候御長持」の封印を鼠や移動の際の損傷等から守るため「覆箱」で補強したい旨の書付を差し出す。九月二十九日に小普請方手代が「新規錠前覆箱」を七つ持参する。

私共御預りの御朱印入候御長持御封印
鼠喰候程難斗 且御風入之節も御殿え
持運仕候節も 摺損し可申儀も難斗奉
存候 御封印之口え覆箱仕置申度奉存
候 依之新規錠前覆箱七つ出来仕候様
小普請奉行え被仰渡被下候様仕度奉存
候 以上

安永七年戊戌（二七七八）正月から七月まで

【第九十四冊目】

（正月）野尻助四郎（二月）中岡半九郎（三月）
本郷与三右衛門（四月）長谷川主馬（五月）人見

又兵衛（六月）野尻助四郎（七月）中岡半九郎

り願書等を差し上げる。

二月十日、（御書物師）出雲寺和泉掾の養父文次郎が、正月二十二日に京都で死去の由。

高式拾俵 御譜代之者 高橋金藏

二月十八日、（西御蔵修復のため）西御蔵の収蔵物（「御道具」「御筆筒」）を東御蔵・新御蔵に移し替える作業が始まる。

式人扶持 戊年七十二

二月二十三日、右の移し替えが終了する。

三月朔日、（書物同心）高橋金藏が「老衰小普請入り」の願書を差し出すが、「今暫保養仕候様申渡」、願書を受理せず。高橋は同月十五日に再度願書を提出する。理由は老衰で「歩行不自由に相成り取続相勤かたき」というもの。

右金蔵儀 享保十九寅年六月 養父高橋八兵衛跡式被下置 直に御書物同心被仰付 無懈怠出情相勤候処 去冬より疝積相煩 歩行不自由に罷成 其上耳聞へ兼 老衰仕 取続御奉公難相勤候に付 小普請人被仰付被下候様に私共迄相願候 右之通相違も無御座候間 願之通小普請人被仰付被下候様 於私共奉願候 以上

三月二十九日、本郷与三右衛門の西丸裏門番之頭への異動願いを、同役（書物奉行）の連名で差し出す。

戊四月 （書物奉行五名連名）

御書物奉行
本郷与三右衛門

右与三右衛門儀 当御役式十八年無滞相勤申候 尤前格も御座候に付 此度西丸御裏御門番之頭服部多宮跡え 可相成儀に御座候は、被仰付被下候様私共一統奉願候 以上

長谷川主馬
人見又兵衛
野尻助四郎
中岡半九郎

四月十六日、西御蔵の修復が終了し、小普請方手代から引き渡される。腰巻（外壁の下の部分）の「ひびけ」（罅か）等は追って修繕する由。

四月二十五日、丹後守（若年寄・米倉昌晴）か

四月六日朝、本郷与三右衛門が丹後守（若年寄・米倉昌晴）宅に参上し、高橋金藏の老衰小普請入

御書物奉行

四月十六日、西御蔵の修復が終了し、小普請方手代から引き渡される。腰巻（外壁の下の部分）の「ひびけ」（罅か）等は追って修繕する由。

御書物奉行

四月二十五日、丹後守（若年寄・米倉昌晴）か

御書物奉行

御書物奉行
本郷与三右衛門

さらに、高橋が老衰小普請入りの条件を満たしている旨、左の書付を添えている。

右与三右衛門儀 当御役式十八年無滞相勤申候 尤前格も御座候に付 此度西丸御裏御門番之頭服部多宮跡え 可相成儀に御座候は、被仰付被下候様私共一統奉願候 以上

御書物同心 高橋金藏

長谷川主馬
人見又兵衛
野尻助四郎
中岡半九郎

御書物奉行

四月十六日、西御蔵の修復が終了し、小普請方手代から引き渡される。腰巻（外壁の下の部分）の「ひびけ」（罅か）等は追って修繕する由。

御書物奉行

四月二十五日、丹後守（若年寄・米倉昌晴）か

御書物奉行

御書物奉行

御書物奉行

御書物奉行

御書物奉行

御書物奉行

御書物奉行

御書物奉行

御書物奉行

御書物奉行

御書物奉行

御書物奉行

御書物奉行

御書物奉行

御書物奉行

御書物奉行

御書物奉行

御書物奉行

御書物奉行

御書物奉行

御書物奉行

ら貞阿弥を介して、高橋金藏の小普請入りを許さず「御目付支配無役」とする旨が申し渡される。

袖に 御書物奉行え

御書物同心

高橋金藏

右老衰に付小普請人相願候得共 小普請入願難成 御目付支配無役に成候間

其段可被申渡候 尤御目付可被談候

数年（一長年）皆勤に付 為御褒美銀

三枚被下候間 其段も可被申渡候 被

下銀は御納戸頭相談可被請取候

五月九日、大隅守（町奉行・牧野成賢）から、

（書物同心）小沢秀之助が、「御家人に不似合致方」を咎められ、板倉佐渡守（老中・板倉勝清）の指図で扶持剥奪（「御扶持被召放」）を申し渡された

ことが伝えられる。

小沢が咎められたのは、次のような所業からである。一昨年（安永六年）十一月二十二日、小沢は岡野長之助と共に鈴木源八郎方で酒を飲んでゐた。伊勢屋三右衛門の召使いの徳次郎が表を通つたので、鈴木は酒五合を伊勢屋から取り寄せ、その後また油一合を取り寄せた。ところが鈴木は油の代金をその場で払おうとしなかった。徳次郎は納得せず油を持ち帰ろうとした。鈴木は徳次郎を不屈者であると、髻を取って打擲。酩酊していた小沢と岡野も徳次郎の腕をねじあげるなど乱暴を働いた。さらに三人は伊勢屋に押しかけ、文句があるなら奉行所に訴えてみよと捨て台詞をして帰った。ちなみにこの一件で、岡野は小沢と

「御扶持被召放」、鈴木は「江戸払」となった。

五月二十六日、前日差し上げるよう指示があった『高僧伝』三冊を、殿中の新部屋で人見又兵衛

（この日詰番の書物奉行）から筑後守に渡す。

六月二日、五月二十七日に新たに書物同心になつた林市之丞と勝田金三郎の禄高を表右筆組頭に報告する（「御蔵証文」作成のため）。

元小普請組奥田美濃守組より

御書物同心

林市之丞

高式拾俵

御書物同心

元小普請組戸川山城守組より

御書物同心

勝田金三郎

高式拾俵

御書物同心

御書物奉行

安永七年戊戌（一七七八）閏七月から十二月まで

【第九十五冊目】

（閏七月）本郷与三右衛門（八月）長谷川主馬

（九月）人見又兵衛（十月）野尻助四郎（十一月）

中岡半九郎（十二月）本郷与三右衛門

閏七月十日、御書物蔵の囲の外の樹木が繁茂し

御蔵内の通気を妨げているので、枝を伐採し透かすように小普請方の木村吉十郎に左の書付を渡し

た旨。↓八月十四日に「樹木方与頭」の高貫源六と小嶋源六が人足を召し連れて訪れ、枝を落とす（「樹木之枝伐透申候」）。

御書物蔵囲の外樹木茂り御蔵え掩ひ一向御蔵窓より風入無之 御書物之為に

難相成候に付 蔵廻り囲之外樹木枝伐り候様に仕度奉存候 先格御座候間

宜御取計可被下候 以上

閏七月

御書物奉行

御書物奉行

八月五日、当夏の御書物修復代金（二両三分二匁四厘五毛）を、本郷与三右衛門が印形をして納戸（「御納戸」）で請取り、出雲寺和泉掾に渡す。

八月十一日、（書物奉行）長谷川主馬の娘が離縁した旨の届書（「私娘境野幸之助妻離別仕候に付申上候書付」）を、野尻助四郎が遠江守（若年寄・加納久堅）宅に持参する。文面は左の通り

御書物奉行

長谷川主馬娘

元方御納戸組頭

境野六左衛門惣領

大御番本多淡路守組 境野幸之助妻

右縁組 安永六酉年八月十六日願之通

被仰付 同年十二月三日婚姻相整申候

処 不縁に付 双方熟談之上 此度離

別仕 私方え引取申候 依之御届申上

候 以上

戊八月

長谷川主馬

長谷川主馬

長谷川主馬

長谷川主馬

長谷川主馬

長谷川主馬

長谷川主馬

長谷川主馬

長谷川主馬

十月十一日、書物同心の屋敷届（組同心屋敷届）を作成し、屋敷改の永井伝右衛門に提出する。老衰で目付支配無役になった高橋金藏、扶持と屋敷を取り上げられた小沢秀之助が帳面から削除され、新たに同心になった左の二人が書き加えられた。

高式拾俵

林市之丞

式人扶持

拝領屋敷等三田新道百坪 住宅仕候

高式拾俵

勝田金三郎

式人扶持

拝領屋敷大久保四丁目百五拾坪 当時

榎町西丸御持筒頭根来喜内組桜井権之助屋敷借地仕罷在候

十月十二日、石見守（若年寄・酒井忠休）から、左の書物が御蔵に所蔵されているか下問あり。翌日、所蔵していない旨を書付で回答する。

和制天球之図

同 地球之図

阿蘭陀天球之図

同 地球之図

同じく石見守から、佐々木文次郎が御蔵の書物を拝借したのはいつ頃か下問あり。『儀像志』『儀像志絵図』『八線表』『割田勾股八線表』『八線互求法』『暦算全書』を明和三年に佐々木文次郎が拝借し、同八年六月に返納した旨回答する。

十一月四日、国絵図修復の伺（御国絵図御修復御用之儀奉伺候書付）を越中守（側衆・稲葉正明）に良琢を介して差し出す。

御国絵図年久鋪罷成 紙継手裏打等離れ又は湿入年々御風入仕候度々損し相増 其低差置申候は 追て御用立兼可申奉存候尤享保四亥年御修復之節相残申候内 強き損し之分 当夏御風入之節 御書物師出雲寺和泉掾え得と見分爲仕置候損之軽重に応し御修復御繕申付可然奉存候 御入用等之儀は来春に至得と吟味仕奉伺候様可仕候 依之先右之段申上置候 以上 御書物奉行 戌十一月

十二月八日、（書物同心）の辞職（御暇）と後任（明跡）の採用について、書物奉行五名が連名で書付を差し出す。

御拘者

高式拾俵式人扶持

小田惣七

父方従弟違

戌三拾九歳

林 定四郎

戌式拾六歳

右惣七儀 安永六酉年三月 母方従弟御書物同心正地富次郎病氣に付奉願御暇被下置候跡え 母方従弟之続を以直に御書物同心え御拘入被仰付 無懈

怠出情相勤候処 当春中より眼病相煩 当夏中より別て相勝不申 御番難相勤候 依之右惣七儀御暇申渡 先格之通跡拘仕度奉存候 然る処惣七儀男子無御座 厄介等養育可仕者無御座候間父方従弟違林定四郎儀 跡御拘入奉願候 依之吟味仕候処 手跡も相認 場所相応之者に御座候間 右定四郎儀 惣七跡え御拘入仕度奉願候 以上 戌十二月 （書物奉行五名）

十二月十三日、小田惣七の辞職を許しその明跡に林定四郎を抱入れる旨 加納遠江守から仰せ渡される。

安永八年己亥（一七七九）正月から六月まで

【第九十六冊目】

（正月）長谷川主馬（二月）人見又兵衛（三月）野尻助四郎（四月）中岡半九郎（五月）本郷与三石衛門（六月）長谷川主馬

二月二十日、萩原越前守（名は雅宴。小納戸頭取）から、『庶物類纂』のうち「草属」を御用の旨。同十冊を持参して萩原に渡す（↓三月十二日下る）。

二月二十二日、長谷川主馬娘の縁組願書を石見守（若年寄・酒井忠休）宅に持参。五月十九日に「願之通」仰せ渡される。

縁組奉願候覚

御書物奉行

再縁 長谷川主馬娘

再縁 大御番青木甲斐守組
石黒十郎左衛門江

右之通縁組仕度奉願候 以上

二月廿一日 長谷川主馬

三月十二日、佐渡守（老中・板倉勝清）御用で御蔵に「御位記」を所蔵するか、橋本喜八郎（名は敬惟。奥右筆組頭）より問い合わせあり。左を所蔵するが他は所蔵しない旨回答。

権現様

御位記写

宣旨 写

口宣 写

総目録写

三月十三日、橋本喜八郎から、権現様御位記のほか、他に同類の書類を所蔵していない旨の書付を提出するよう指示あり。左の届書を差し出す。

権現様御位記写之外 御代々御位記御

書物 私共御預之内に無御座候 以上

三月十四日 御書物奉行

四月十八日、昨夕、野尻助四郎宅に、目付の日下十郎兵衛から左の書付が到来する。内容は、西丸表右筆所の日記その他帳面を書物方の御蔵に収納したいというもの。

袖に 御書物奉行え御断 表右筆組頭

西丸表御右筆所御日記其外帳面共 宝

曆之度は不残御本丸え引取申候付 此

度も右之通可仕処 御本丸西丸追々御

帳数も多相成 御本丸御役所も御手狭

故差置可申場所無御座候間 御書物蔵

え納置申度奉存候 此段御書物奉行え

被仰渡可被下候

御日記其外帳面等人候

一 御簞笥 大小 十式荷

留帳等人候

一 御長持 大小 二棹

一 両懸箱 一荷

右之通御座候 以上 表御右筆組頭

四月

四月二十四日、西丸表右筆方の日記等を新御蔵に収納する（ただし簞笥は十二荷ではなく、十荷に減少）。（書物奉行）本郷与三右衛門が立合い、表右筆の野本文左衛門・守屋伝左衛門から、封印と箱の錠前を確認して受け取る。長持や簞笥の封印が粗末で鼠が喰った箇所があること、簞笥の内部に汚れや傷があることを本郷が兩人に指摘する。「何も承知いたし候旨 兩人申聞候」。

四月二十七日、奥新部屋にて人見又兵衛が稲葉越中守（側衆）から、戸田要人（小普請）が献上した『庶物類纂図翼』を、前々から所蔵する『庶物類纂』に添えて御蔵に収納すべき旨申し渡され

る（越中守殿御逢被成 今度小普請戸田要人庶

物類纂図翼差出 御留に相成候に付 御蔵へ納申

候前々より有之候庶物類纂に差添置可申旨）。『庶

物類纂図翼』は「二箱五帙二十七冊別録二冊添書

一冊」。人見は、岡部河内守（名は一徳。小納戸

頭取）と対談し、これを受け取り、御蔵に納める。

五月二十五日、丹後守（若年寄・米倉昌晴）宅

へ本郷与三右衛門が参上し、「宮原安兵衛御暇願

并跡御抱入願書」を差し出す。内容は、病身の宮

原の辞職と後任として野崎十蔵を採用してほしい

というもの。六月九日に「願之通」仰せ渡される。

御抱者

高三拾俵

式人扶持

父方従弟違

野崎 十蔵

亥三十歳

右安兵衛儀（中略）去戌夏中より眼病

相煩 其上肝積強 去冬中より別て相

勝不申 御番難相勤候 依之右安兵衛

儀御暇申渡 先格之通跡抱仕度奉存候

然る処安兵衛儀男子無御座 厄介等養

育可仕者無御座候間 父方従弟違野崎

十蔵儀 跡御抱入奉願候（下略）

このほか、六月四日に書物方同心の和合弥八郎が「痔疾」で「痛強歩行難成に付」断状を差し出し、同月六日に同じく同心の勝田金三郎が「持病之疝積」で詰番を休むなど、病気の記事が見える。

安永八年己亥（二七七九）七月から十二月まで
【第九十七冊目】

（七月）人見又兵衛（八月）野尻助四郎（九月）
中岡半九郎（十月）本郷与三右衛門（十一月）
人見又兵衛（十二月）人見又兵衛

七月二十四日、前日の大雨で西御蔵・新御蔵の
所々で雨漏りがあった。その所に下げ札をしてお
く。

八月六日、表右筆の野本文左衛門と長谷川伊織
が来て、先達て預けた「西丸日記」のうち、入用
の分を御蔵から出して帰る（「御預之西丸日記之
内 入用之品有之候間 出し申度由被申候間 依
之御蔵え罷越 出し持参いたし候」）。

八月十七日、「屋敷改御帳箱 式つ」を屋敷改
の室賀図書・安部次郎兵衛に渡す。あわせて「組
同心屋敷届」も渡す。

同届には、林定四郎について、「根津元御屋敷」
「拝領屋敷 三拾六坪余」。現在は「白銀御小性組
浅野備前守組伊勢平蔵屋敷之内借地」住居とあり。

また野崎十蔵については、「小石川元御殿跡
百八坪余」。現在は「千駄木坂下御留守居同心高
井土佐守組高木幸右衛門地面借地」住居とあり。

八月二十六日、萩原越前守（小納戸頭取）から「小
笠原家弓馬書」があれば、その目録を差し出すよ
う指示あり。

八月二十七日、人見又兵衛が御殿で萩原越前守
に左の「小笠原礼書目録」を渡す。

小笠原礼書

三箱

右小笠原丹齋献上

諸礼法儀書 二十冊 一箱

同 軸物 三卷

弓箭射法 二十冊 一箱

同 軸物 六卷

乗馬手綱書 十冊 一箱

同 軸物 三卷

右之通御座候 以上

八月廿八日 御書物奉行

九月三日 御蔵の破損箇所（執務
室）の畳（二十六畳）の表替えを求める書付を差
し出す。

御書物蔵三棟之内 二棟共軒瓦所々落

腰通り壁ふくれ 土落 所々雨漏多く

御座候間 見分之上御修復御座候様

小普請奉行え被仰渡可被下候

御書物蔵会所畳物数式拾六畳 去る未

年表替并敷替出来候処 畳表切損し且

又床共損し候間 見分之上表替又は敷

替候様に御畳奉行え被仰渡可被下候

以上

亥九月 御書物奉行

九月二十三日、本郷与三右衛門の悴九八郎の妻
離別届を、野尻助四郎が伊賀守（若年寄・松平忠
順）宅に持参する。

袖に 私悴本郷九八郎妻離別仕候に付
申上候書付 本郷与三右衛門

田安附郡奉行

設楽七左衛門娘

御書物奉行

本郷与三右衛門惣領

弘方御納戸

石野平蔵 上遠野源太郎組

本郷九八郎

右縁組 安永五申年七月廿一日奉願

同年九月十六日願之通被仰付 同六西

年二月五日婚姻相整申候処 不縁に付

双方熟談之上此度離別仕 設楽七左衛

門方え差戻申候 依之御届申上候 以

上

亥九月

本郷与三右衛門

十月二日、長谷川主馬妻、今暁七つ時病死。今

朝、石見守（若年寄・酒井忠休）に「忌服御届書

付」を持参する。長谷川の「忌」は二十日間。十

月二日から同廿一日まで。「服」九十日間。十月

二日から来年の正月二日まで。

十一月六日、国絵図修復の書付を石見守宅に持

参する。

袖に 御国絵図御修復之儀に付申上候書付

御書物奉行

当七月御国絵図御修復之儀奉伺置候処御勘定吟味役見分有之候積之由に付其向え見分之儀度々申談候処 未見分相濟不申候 右御修復之儀 当時御

■蔵御構之内 御蔵一棟御修復にて日々埃仕 且又御書物蔵窓例冬自塗之儀御断申上 小普請方にて目塗仕候故別て明り薄く罷成 其上役所前々より火差置不申候間 絵具膠等氷解候儀難仕 尤糊も乾兼 旁以出来方不宜奉存候間 当年伺相濟申候ても 取掛り候儀は来春に可仕と奉存候 依之右之段奉入御聞置候 以上

亥十一月

御書物奉行

十一月二十三日、「組中由緒書」を人見又兵衛が御殿に持参し、目付の目下十郎兵衛に直接渡す。ただし福島三郎兵衛と石川久次郎の由緒書は、それぞれ宝暦五年と同九年に差出しているので今回は差し出さず。残り十四名へ計十六名への同心の名は左の通り。

- 早川孫太郎 林市之丞 加山斧吉
- 田畑権次郎 小沢清四郎 石川源助
- 川出定八郎 鈴木寅之助 野崎十蔵
- 杉村清兵衛 和合弥八郎 勝田金三郎

田畑権七郎 林定四郎

十一月二十四日、昨夜、本郷与三右衛門宅に木村吉十郎（小普請方）より来書。明日、御蔵修復の下見分を行いたい旨。今日、小普請方手代の紫藤軍右衛門と肝煎の二人が見分に訪れる。権七郎立合の下、両御蔵を見分させる。御蔵の修復に取りかかるまで 当分仮り繕い（応急処置）をしてほしい旨の願書を近藤吉左衛門（奥右筆）に渡す。

御書物蔵三棟之内 西御蔵屋根抜け候所より強雨漏り二階下迄水相廻り申候先達て御修復願上ヶ置候得共 御修復御取懸り迄当分仮り繕ひ被仰付被下候様致度奉存候

十一月

御書物奉行

十一月晦日の条に以下のように記されている。十一月二十九日の五つ半時頃、長谷川主馬の病状が悪化したので、同役（書物奉行）に長谷川方に行つてほしい旨、同心の和合弥太郎の手紙が（書物奉行）中岡半九郎方に届く。同日、中岡は長谷川方を訪れ、「跡目願書」「医師名面書付」を長谷川の親類天野伊織から受け取り、判元見届をして帰る。

「医師名面」は左の通り。

- 寄合御医師
- 千田玄智
- 一つ橋小普請同
- 前田春策

町医師

松田魏丹

御用番若年寄の丹波守（米倉昌晴）に野尻助四郎と中岡半九郎が参上し、「同役一統之願書」「主馬願書」「医師名面書付」の三通を差出す。うち「主馬願書」は左の通り。

私儀当十月中旬より痰積相煩 色々養生任候得共 段々差重り本復可仕躰無御座候 若私儀相果候は、跡式之儀 実子惣領弥太郎え被下置候様奉願候 右之段御支配方え被仰上可被下候 以上

安永八亥年十一月廿九日

長谷川主馬印

- 本郷与三右衛門殿
- 人見 又兵衛殿
- 野尻 助四郎殿
- 中岡 半九郎殿
- 御書物奉行
- 高式百俵 長谷川主馬
- 内五拾俵御足高 亥六十壹歳
- 外御役扶持七人扶持

- 実子惣領
- 明和六年丑十二月 長谷川弥太郎
- 廿二日御目見仕候 亥二十七歳

実子次男

長谷川弥次郎

亥十九歳

右弥次郎儀 弘方御納戸組頭入戸野

十五郎掣養子に仕度段 此度奉願置候

外男子無御座候

十二月十八日、遠江守(若年寄・加納久堅)に本郷与三右衛門悴の「縁組願」を持参する。相手は「御書院番渋谷隠岐守組 朝岡新七郎娘」。十二月二十六日に「願之通被仰渡」。

十二月二十六日、天文方の佐々木文次郎を、長谷川主馬の後任(跡役)の書物奉行に任ずる旨、右筆部屋において、老中列座のなか、周防守(老中・松平康福)から仰せ渡される。また遠江守(若年寄・加納久堅)からも仰せ渡される。「文次郎義天文方をも心掛け候様に」という兼務の書付が山川下総守(目付・山川貞幹)から同人に渡される。

安永九年庚子(二七八〇) 正月から六月まで

【第九十八冊目】

- (正月) 野尻助四郎(二月) 佐々木文次郎(三月) 佐々木文次郎(四月) 人見又兵衛(五月) 野尻助四郎(六月) 中岡半九郎

正月十四日、御殿で野尻助四郎が、「先達て差上置候例月伺之御書物」を、御用が済んだので残らずお下げになる旨の書付を筑後守(側衆・横田準松か)から渡される。左の七部がこの日下る。

佩文齋書画譜

六十四冊

(明和三年十月朔日、出羽守に差出す)

聖諭像解

十冊

人鏡陽秋

十二冊

礼儀類典之内絵図

上中下

三冊

王氏画苑

四卷・補遺二卷

六冊

芥子園画伝

初集五卷

十三冊

一集四卷

三集四卷

(明和五年四月十七日、主殿頭に差出す)

高僧伝

三冊

(安永七年五月二十六日、筑後守に差し出す)

正月十五日、この日から詰番の書物奉行のほか詰番等の同心の名も記されるようになる。翌十六日の記載例を挙げれば左の通り。

十六日雪

詰番 佐々木文次郎

福島三郎兵衛

石川久次郎

田畑権次郎

石川 源助

林 定四郎

和合弥八郎

(林と和合は上に「外出」、福島は「見廻」とある)

正月十六日 左の書物を御殿で岡部河内守(小納戸頭取・岡部一徳)に掛け合ひ、渡す。

(天明六年九月二十日下る)

庶物類纂図翼

二十五冊 帙入

艸本別録

二冊 帙入

庶物類纂図翼添書

一冊

花色紋形和表紙白糸書外題

佐々木文次郎が自身の「宿所付」を当番目付に渡してくれるよう徒目付に頼む。「宿所付」は左の通り。

宿所牛込薬店

測量所拝借地住宅仕候

御書物奉行

佐々木文次郎

長谷川主馬跡役

子七十八歳

三月九日 左の書付を文碩を介して石見守に差し出す。書付の内容は、御蔵の書物筆筒や長持の「張目録」が「摺損」や「鼠喰」で見分けがたくなっているため、これを張り替えるための用紙や筆墨を頂戴したいというもの。

上厚程村紙

壺東五帖

筆

但一對物 拾対

墨

但中形 三挺

右は御書物蔵三棟之内 御書物御筆筒 并御長持張目録摺損し 又は鼠喰 出し仕候節難見分け 且又番附差札等

相用申候御筆筒御長持張目録難用分

張替相改申候間 書面之通請取申度奉

存候御納戸頭え被仰渡可被下候 以上

三月 御書物奉行

三月二十三日 左の記事あり。前年没した長谷川主馬から借用していた書物を、具足奉行の横山源五郎が返しに来たのである。

先達て御具足奉行横山源五郎殿より主

馬借用被致候婦女伝二冊并曆（歴の誤

か）代御役人記二冊 今日右源五郎殿

持参被致候

四月三日、人見又兵衛が、遠江守宅に本郷与三右衛門の「御免願書通并同役共添書通」を持参し、これを差し出す。四月六日、「願之通 御役御免小普請入」を仰せ付けられる。

御書物奉行

御役御免願書 本郷与三右衛門

私儀結構成御役儀被仰付難有仕合奉存

候 然処去秋中より積気強差発眩暈仕

其上足痛歩行不自由に罷成候得共 押

て相勤候処 寒気に向一入相勝不申

去十二月十六日より詰御番御断申上

色々養生仕候得共不相勝 御医師熊谷

玄與・人見高栄・町医師梅田逸甫薬服

用仕 少々快方に罷成候得共 兎角

不相勝 歩行次第に不自由に罷成

近々全快仕出勤可仕牀無御座候 依之御役御免被成下候様奉願候 以上

御書物奉行

安永九子年四月 本郷与三右衛門

松平伊賀守殿

酒井石見守殿

加納遠江守殿

米倉丹後守殿（四人とも若年寄）

四月十五日、世話役共からの願いで、手跡達者の（字が上手い）加山斧吉を「書役助」にする。

五月六日、国絵図の見分のため勘定吟味役の根

岸九郎左衛門（名は鎮衛。のちに『耳囊』を著す）

吟味方改役の田口五郎左衛門・大貫次右衛門、吟

味方下役の野々山金次郎らが訪れる。上の間で見

分をして帰る。

五月十三日、書物同心（世話役）の石川久次郎

の「小普請入願書御扣共式通并由緒書式通」を、

松平伊賀守（若年寄）宅に持参する。病身で勤務

にたえない石川の「小普請入り（書物同心を退職）

を願う。

袖 御書物同心世話役

石川久次郎小普請入奉願候書付

御書物奉行

御書物同心世話役

高拾七俵 御譜代 石川久次郎

式人扶持

右久次郎儀 常々病身に罷在候処 去秋中より持病之疝積強差発り 其上耳遠く罷成 色々養生仕候得共相勝不申 全快仕御奉公可相勤牀に無御座 依之小普請入被仰付被下候様に私共迄相願候 右之通相違も無御座候間 願之通小普請入被仰付被下候様に於私共偏に奉願候 以上

子五月

四人

御殿で勘定吟味役の根岸九郎左衛門に左の書付を渡す。内容は国絵図の修復方法に関する書物師出雲寺和泉掾の回答。

覚

一 御国絵図御修復裏打紙之儀 有

来り候は美濃紙大直し（〓大判

の美濃紙）式枚打に御座候処

此度は大判八寸（〓八寸は下野

や信濃で産した厚紙）にて下を

打 上え岩城紙（〓磐城紙 磐

城で産する紙）にて上押へ裏打

に仕 右式篇にて随分大直し同

様御丈夫に出来仕候 御尋に付

奉申上候 以上

子五月

出雲寺

和泉掾

六月五日、「御朱印御長持 藤釣る二棹分」が破損して役に立たないので、細工頭に新品を渡す

よう命じていただきたい旨、書付を差し出す。

六月九日、加山斧吉から「屋敷借置度願書」、林定四郎から「借地願書」が、それぞれ福島三郎兵衛に提出される。加山は拝領屋敷の敷地の一部を人に貸したいと言ひ、林は人の拝領屋敷の敷地の一部を借りたいと言ふ。

するが台

六月十三日、破損した「御朱印御長持」の新品を受け取りたい旨の書付を差し出す。

藤鈞

一 御朱印御長持

式樟分

右は御朱印御長持 明和元年五月

右京大夫殿被仰渡御預け成候節 台藤

鈞共請取申候処 切れ損し御用立不申

候に付 此度新規請取申度奉存候 御

細工頭へ被仰渡可被下候 以上

六月

御書物奉行

間宮三郎右衛門の「御蔵御証文奉願候書付」を差し出す。

奉願候覚

御掃除頭渡部幸蔵組

青木与兵衛

右与兵衛拝領屋敷之内 十五坪借地住

宅仕度奉候 以上

五月

林定四郎

(↓六月十七日「林定四郎借地願之通申渡」)

六月十日、間宮三郎右衛門が書物奉行拜命。

御書物奉行

佐々木文次郎

改名

吉田四郎三郎

右は 私先祖佐々木源三秀義六男

佐々木吉田左兵衛尉俊秀十代雲州守護

佐々木吉田宮内太輔貞秀嫡孫佐々木吉

田四郎三郎秀辰と申者迄は 雲州能義

郡五千貫領知仕 同郡吉田郷に在城仕

候処一族尼子左衛門尉勝久に味方仕

且其後右四郎三郎儀佐々木吉田重左衛

門尉に罷成 天正六年 毛利元就と合

戦之時 勝久利を失ひ申候に付 同年

七月四日 諸軍勢皆播州上月之城を出

申候此時右重左衛門尉儀も嫡男吉田千

代寿丸と申者も共に出城仕候 其砌重

左衛門尉儀末期に至り 右悻千代寿丸

儀は父之若名四郎三郎と罷成候 此四

郎三郎儀私高祖父にて御座候 此者

に至り代々之領知に相離れ申候故

佐々木と斗相名乗申候に付 引続き私

迄も佐々木を相名乗罷在候 然処に私

儀段々結構に被仰付冥加至極難有仕合

奉存候 依之私より立婦 先祖本名吉

田に罷成申度奉存候 其上持伝罷在候

感状等之宛所も吉田某と有之候儀にも

御座候間 旁以右本名に罷成 将又仮

名も高祖父之名四郎三郎と相改申度奉

願候 以上

子六月

佐々木文次郎

右は奉書半切紙に相認差上申候

処 可為願之通候と申御附札て

酒井石見守殿より被仰渡候旨

六月廿七日当番御目付より来る。

安永九年庚子（二七八〇）七月から十二月まで

【第九十九冊目】

（七月）吉田四郎三郎（八月）間宮三郎右衛門
（九月）人見又兵衛（十月）野尻助四郎（十一月）
中岡半九郎（十二月）吉田四郎三郎

七月三日、西御蔵・新御蔵の修復見分のため、
小普請奉行の岩本内膳正・目付の安藤郷右衛門・
勘定吟味役の根岸九郎左衛門らが訪れる。野尻助
四郎と間宮三郎右衛門が立ち合う。

七月八日、石川久次郎の小普請入りが許可。石
川は駒木根肥後守組に割り入れられる。

御書物同心

石川久次郎

右病気に付 願之通小普請入候間 其
段被申渡候 尤小普請組支配可被談候

七月十五日、福島三郎兵衛悻の「仮御抱入願書」
を目付の村上三十郎に渡す。病気で小普請入りし
た石川久次郎の「明跡」に。

御書物同心世話役

三郎兵衛悻

御書物同心老人之明 福島善蔵
跡え仮御抱入奉願候者 子式拾五歳

右三郎兵衛儀 宝曆四戌年九月 小普
請川勝左京組之節御書物同心え御入人
被仰付 当子年迄式拾七年御奉公出精

仕実躰相勤申候者に御座候 悻善蔵儀

も手跡達者に仕 常々身持宜御奉公可
相勤相応之者に御座候間 此度御書物
同心石川久次郎小普請入被仰付候明跡
え（中略）奉願候 以上
子七月 （書物奉行）五人

七月十八日、納戸頭に国絵図修復に用いる裏打
紙を請求する。

一 大判八寸 四千四百五十枚
一 岩城紙 六千三百六十七枚
右は此度御国絵図御修復被仰渡候に付
先達て申上置候裏打紙 書面之通請取
申度奉存候 御納戸頭え被仰渡可被下
候 以上

七月二十六日、国絵図の修復作業のため、出雲
寺和泉掾が細工人（職人）四人を連れて訪れ、板
の間の下張りをする。

七月二十七日、屋敷改に左の届書を提出する。

元天文方より

吉田四郎三郎

長谷川主馬跡
拝領屋敷無御座候
宿牛込薬店測量所御屋敷住宅仕候
元小普請松平志摩守支配より
間宮三郎右衛門

本郷与三右衛門跡

宿拝領屋敷六百坪駿ヶ台住宅仕候
右之通此度同役被仰付候間 帳面御改
可被下候 依之御届申候 以上
子七月 御書物奉行

七月二十九日、「御条目御法令」「御朱印写入御
長持」の風子を行う。

一 御条目御法令一箱 板倉佐渡守殿
一 御朱印写入御長持七棹
鑑共但鑑包御封印
御封印 板倉佐渡守殿

右両御品五半時為持罷出 於中ノ口
御朱印御長持七棹御右筆 佐野郷蔵ノ
村上三郎右衛門 相渡 御条目御法令
於陰時計

右両御品御風干相濟 九つ時過 御老
中主殿頭殿御封印にて右同人より請取

八月三日、納戸で国絵図修復用の裏打紙を残ら
ず受け取る。

八月七日、国絵図修復のため、明日出雲寺和泉
掾方から粘の入った樽を一つ持参するので、坂下
門の「御断書付」を当番目付に差し出す（出雲寺
から運び込まれる樽が坂下門を通行できるよう
に）。

八月二十二日、国絵図の修復が七分通り終わり、入用高のうち銀六百目の内借を願う（六百目を出雲寺和泉掾に与え、九月十八日に出雲寺の「請取証文」を勘定組頭に提出する）。内借願の文面は左の通り。

袖に 御国絵図御修復御内借之儀申上
候書付御勘定奉行へ御断 御書物奉行

伺済御入用高

銀壹貫百九拾貳匁之内

一 銀六百目

御国絵図御修復
御入用御内借

右は此度伺相済申候御国絵図御修復凡七分通出来仕候に付 御入用高之内書面之通御内借仕度段 出雲寺和泉掾相願申候に付 前書之通為請取申度奉存候間 御勘定奉行へ御断被成被下候様奉願候 以上

子八月

御書物奉行

八月二十五日、当夏の「御書物御修復代」金三両壹分八匁九厘を、納戸で人見又兵衛が印形を押して受け取り、出雲寺和泉掾に渡す。

十月三日、国絵図の修復が終了した旨を申し上げる。

先達て伺相済候御国絵図御修復 不残

出来仕候に付 御届申上候 以上
子十月 御書物奉行

「御国絵図御修復残金」の銀五百九十二匁を受け取りたい旨の書付を差し出す。

十月二十日、国絵図の修復の出来栄えを見分に、（勘定吟味役）根岸九郎左衛門・（同吟味方改役）田口五左衛門・大竹勘右衛門が訪れ、東御蔵において見分をする。出来栄えに問題がない由。中岡半九郎が立ち会い、見分が済んだ旨を同役中（書物奉行）に報せる。

十一月十三日、和合弥八郎、今暁病死。「跡目願書并由緒書」を福島三郎兵衛に差し出す（↓十二月二十七日、弥九郎の跡目を実子物領の角次郎に仰せ付けられる）。

十二月二日、先達て桑原伊予守（勘定奉行・桑原盛員）から、「古国絵図」について問い合わせがあり、回答の書付を勘定組頭の中野藤十郎に面談して渡す。左の通り。「古国絵図」は三代將軍家光の正保年間に郷帳と共に作成された国絵図か。

一 先達て被仰下候古御国絵図何年

以前出来相納り候哉之儀御尋

何年以前相納り候哉相糺候之処

御国絵図に年号等無之相知れ不

申候 享保十九年迄は詰番無御

座候故 惣て委書留も無御座候

正保寛文延宝に相納り候哉 右

之年号郷帳に相見え申候 猶又

郷帳添無之国々も御座候

一 右御国絵図之内 上総国絵図無
御座候之段 古来より申伝にて
書留御座候

一 日向ノ津輕 御絵図古来より鼠
喰大損し御座候

右古御国絵図之儀は前々より御不用之
御道具之内え入 取扱来り候 以上
十二月 御書物奉行

安永十年辛丑（一七八二）正月から六月まで
【第百冊目】《四月二日改元↓天明元年》

（正月）間宮三郎右衛門（二月）人見又兵衛（三月）野尻助四郎（四月）中岡半九郎（五月）吉田四郎三郎（閏五月）間宮三郎右衛門（六月）人見又兵衛

正月十九日、（和合弥八郎が病死し、家督を継いだ角次郎は小普請入り。このため書物同心が一人減ったので）、書物同心鈴木半右衛門の悴金四郎（十九歳）を「仮御抱入」（仮採用）したい旨の書付を書物奉行の連名で差し出す。

御書物同心

御書物同心老人之明跡 半右衛門悴

え仮御抱入奉願候者

鈴木金四郎
丑拾九歳

右半右衛門儀 安永五申年十月 小普請
請神尾若狭守組之節 御書物同心御入
人に被仰付 当丑年迄六年御奉公出精

仕 実体相勤候者に御座候 悴金四郎
儀も 筆算も達者に仕 常々身持宜御
奉公可相勤相心之者に御座候間 此度
御書物同心和合弥八郎病死仕 悴角次
郎え家督被下置小普請入被仰付候明跡
え可罷成御儀に御座候は、半右衛門
悴金四郎儀仮御抱入被仰付被下候様に
仕度奉願候 以上

人見又兵衛
野尻助四郎
中岡半九郎
吉田四郎三郎
間宮三郎右衛門

三月十一日、小普請方の野村八蔵が訪れ、西御蔵の修復は、外部の上塗り（「外通り上塗り」）を残してほぼ完了したので、これを引き渡し（「内御渡」）、新御蔵の御道具を移し替えてほしい旨を告げる。近日中に移し替えを行う旨回答する。

三月十五日、明十六日から西御蔵へ御道具を移し替えることとする。「黒鍬之者」十六人で、新御蔵から西御蔵へ「御箆筒」の移動作業を行うことに。

四月三日、昨日、奥右筆から「御預り之御長持等」（書物方で保管している奥右筆の文書）があるなら、そのリストを見せていただきたいとの要請があり、そのリストを奥右筆の吉松次左衛門に渡す。

宝永三戌年御預り

一 奥御右筆部屋長持 三棹

宝永六丑年十一月御預り

一 奥御右筆方長持 一棹

相納候年号不相知

一 奥御右筆部屋長持 三棹

内式棹は御紋付御長持

延享四卯年七月御預り

一 奥御右筆部屋長持 四棹

都合拾七棹

右之通御座候 以上

四月三日 御書物奉行

四月五日、新御蔵を小普請方手代柴藤重右衛門に渡す。「御蔵錠前四つ」は日記箆筒に入れてある旨を伝える。

四月十三日、「惣出仕」。人見又兵衛が出仕する。天明と改元の旨。

五月十八日、福島三郎兵衛と鈴木半右衛門悴の

「仮御抱入再願書」を石見守（若年寄・酒井忠休）に差し出す。

閏五月十一日、当番目付から、書物同心の「明跡」に小普請組仙石弥兵衛組の大塚造酒蔵と菱沼主膳正組の浦野吉十郎が仰せ付けられた旨の書付到来。

閏五月二十九日、会所（書物方の執務室）の修復願いを、長意（坊主衆）を介して若年寄の酒井石見守に差し出す。会所は雨漏りがするほか、床

下その他が傷んでいたらしい。

御書物蔵会所屋根雨漏所々有之 并揚り段 手水所等朽損し候之間 先達て御修復願差上候処 此節別て床下其外所々損し有之候間 見分之上御修復御座候様 小普請奉行え被仰渡可被下候 以上

六月五日、御殿の新部屋で小納戸頭取の岡部河内守から、『群書治要』の所蔵の有無等について尋ねられ、御蔵に四部所蔵することを確認の上、その旨書付を作成する。

群書治要

右御書物御蔵に有之候哉 尤御秘書にて御座候哉承度被申聞候間 得と相糺可申上旨相答候 否之義明日申聞候様被申候間 御蔵へ罷帰相調させ候処 右御書物蔵に四部有之候間 別紙書付に相認させ差置候 尤右之段明日詰番助四郎方へ申遣候

六月八日、御殿で岡部河内守に『群書治要』二部（活字版と写本）を渡す。活字版は六月二十六日下り、写本は「尾張殿」に貸し出され、八月十日に下る。

活字版

△群書治要 四十七冊（四卷・十三卷・

二十卷欠）紺表紙も

へき糸 書外題

写本

△群書治要 四十七冊（四卷・十三卷・

二十卷欠）紅表紙 紅

糸 書外題

但御簞笥式箱

六月二十五日、陰土圭間で岡部河内守から「先達て差上置候御書物群書治要此度尾張殿へ被進御貸候旨 出羽守殿被仰渡候よし」を伝えられる。

六月二十六日、写本『群書治要』四十七冊（四卷・十三卷・二十卷欠）を、尾張徳川家の家来である沢井三左衛門に渡す。その旨届書を越中守（側衆・稲葉正明）に長巴を介して差し出す。

天明元年辛丑（二七八二）七月から十二月まで

【第百一冊目】

（七月）野尻助四郎（八月）吉田四郎三郎（九月）間宮三郎右衛門（十月）人見又四郎（十一月）野尻助四郎（十二月）間宮三郎右衛門

七月十六日、人見又兵衛、出がけに石見守に左の届書を持参。差し出し人は書物奉行四名。

御書物奉行

中岡半九郎

右半九郎儀 持病之積氣強 其上眩暈 仕 歩行難成 詰番可相勤躰無御座 依之右之段申上置候 以上

八月十日、尾張徳川家から『群書治要』が返納。

その旨の届書を、岡部河内守を通じて越中守に差し出す。

写本

群書治要

四十七冊

右御書物先達て尾張殿へ被進御貸候処 今日御返納に付 尾張殿家来沢井三左衛門より請取候に付申上候 以上

八月十二日、尾張徳川家から、『群書治要』拝借の御挨拶（礼）として、組者（書物方）および黒鋏三人に目録到来。その額は、人見又兵衛に「銀五枚」、杉村清兵衛・石川源助・林定四郎・川出定八郎・鈴木半右衛門・勝田金三郎にそれぞれ「式百疋」。黒鋏（持人）の庄八・惣八・佐右衛門にそれぞれ「百疋」。

九月四日、当番目付から「御触書巻通」到来。内容は「上州百姓共騒動」（絹糸運上騒動）の件。

九月七日、西御蔵・新御蔵の修復が終わり、出来栄え見分のため、（小普請奉行）岩本内膳正（目付）安藤郷右衛門（勘定吟味役）根岸九郎左衛門（小普請方）木村吉十郎ほかが来訪。人見又兵衛が立ち会い、両御蔵を岩本内膳正から受け取る。九月十一日、明十二日から新御蔵に「御道具」の移し替え作業を行うので、黒鋏の者を十六人、作業が終了するまで毎日派遣してほしい旨「御断」を差し出す。徒目付の井出条右衛門が受け取る。

十月六日、御蔵の竹梯子（「竹階子」）が朽ち損じ、また長持や簞笥の「桐油」（防水防湿用の覆いか）が破損しているので、新品を支給してもらいたい旨の書付を、長隆を介して石見守（若年寄・酒井忠休）に差し出す。竹梯子と桐油の支給は、それ

ぞれ小普請奉行、細工頭の担当。

竹階子

三脚

右は御書物蔵に有来候階子朽損し難用 相成候間 見分之上仕直し候様被仰渡 可被下候 以上

覚

一 御長持桐油

三つ

青漆二重黄漆御紋付

一 御簞笥桐油

三つ

右同断

一 御挟箱桐油

壹つ

右同断

右御蔵に有来候桐油 明和三戌年出来 請取候処 当時破損し御用立不申候間 右之通請取申度奉存候 案内次第職人 共御蔵へ罷出 寸法等積り候之様被仰 渡可被下候 以上

十一月十六日、書物同心の早川孫太郎、今晝病死の旨（夏に煩った「疝積」の病状が悪化）。

十二月二十七日、目付より来書。早川孫太郎の跡目が実子物領の幸十郎に仰せ下された旨。

天明二年壬寅（一七八二）正月から六月まで

【第百二冊目】

(正月) 間宮三郎右衛門【助月番】(二月) 人見又兵衛【助月番】(三月) 中岡半九郎(四月) 吉田四郎三郎(五月) 野尻助四郎(六月) 吉田四郎三郎

正月九日、「御細工所」より、「御長持桐油」三つ・「御箆筒桐油」三つ・「御挟箱桐油」一つ、要望通り万屋平兵衛という者が持参する。

正月十五日、勝田金三郎から、拝領屋敷「市ヶ谷新本村四丁目地面」の内を、「吹上御庭奉行河合幸右衛門支配」の山田団右衛門に貸したい旨の願書が出される。

正月二十日、「鈴木半右衛門倅金四郎仮御抱入願書」を目付の村上三十郎に渡す。村上は一覧の上、差出し申すべき旨(↓二十一日に石見守に進達)。

二月十一日、浦野吉十郎(三十二歳)の「小普請入願書」ほか、間宮三郎右衛門が遠江守(若年寄・加納久堅)宅に持参する(↓三月八日、願いの通り仰せ渡される)。

御書物同心
高式拾俵 浦野吉十郎
式人扶持 寅三拾貳歳

右吉十郎儀 常々病身に罷在候処 去秋中より別て持病之疝積強差発 其上眩暈強く 色々養生仕候得共相勝不申(中略) 依之小普請人被仰付被下候様私共迄相願候(中略) 於私共偏奉願候以上

寅二月 (書物奉行連名)

二月十六日、福島三郎兵衛、昨十五日七時過病死の由。

二月二十二日、成嶋仙蔵から、五、六日ほど御蔵で書物を調査したい旨を伝えられる。

*成嶋仙蔵(峰雄) は安永五年十二月十九日に二十九歳で小十人格の奥話となる。『寛政重修諸家譜』に「天明二年十一月七日 さきに牛込の測量所を浅草にうつさるゝのとき、父と、もにそのことにあづかり」とある。

二月二十三日、昨夕、野尻助四郎宅に当番目付より問い合わせあり。先年、成嶋道筑と同忠八郎が若年寄の「御声懸り」で御書物蔵で御用を務めた件につき、その年月日および「御声懸り」の事実を報告せよというもの。

二月二十四日、前日の目付からの問い合わせに対して、左のように回答する(享保十五年と明和三年の先例を報告)。

一 享保十五年六月九日 御用有之候間罷出候様備中守殿より申来罷出候処 飯高孫太夫を以 成嶋道筑御文庫御書物見候様被仰渡候由 御書付を以被仰渡 則致奉付 同人を以返上仕候

一 明和三戌年九月十七日 水野豊後守殿御用有之相廻候処 成嶋忠八向後御用有之節 先年道筑罷出候例之通 御書物蔵へ罷越候間相心

一 享保十五年六月九日 御用有之候間罷出候様備中守殿より申来罷出候処 飯高孫太夫を以 成嶋道筑御文庫御書物見候様被仰渡候由 御書付を以被仰渡 則致奉付 同人を以返上仕候

一 明和三戌年九月十七日 水野豊後守殿御用有之相廻候処 成嶋忠八向後御用有之節 先年道筑罷出候例之通 御書物蔵へ罷越候間相心

得候様にと御同人被仰渡候

右之通書留御座候 以上 二月 御書物奉行

二月二十五日、御殿で奥右筆の吉松治左衛門から、今後成嶋仙蔵が御蔵で書物を拝見する旨石見守(若年寄・酒井忠休)の指示が伝えられる。

二月二十六日、成嶋仙蔵が書物方役所を訪れ、御書物目録を見た後、即刻左の書物を拝覧する。

東鑑 かな本 管入上下／八拾三冊
藻塩草 帙入／十冊
同一通りは 二拾冊

二月二十七日、成嶋仙蔵が訪れ、左の書物拝見。

東鑑脱漏 二十六冊
承久記 二冊
後太平記 二十一冊
続太平記 十八冊
鎌倉太(大)草紙 一冊
武徳太平記 三十一冊
東鑑拾遺 一冊

二月二十八日、成嶋仙蔵が今後御書物蔵で書物を拝見する旨、長巴を介して越中守(側衆・稲葉正明)に伝える。

二月二十九日、成嶋仙蔵来訪。左の書物拝見。
本朝通鑑 第十三・十四・十五 三箱

承久記 二冊
後太平記 二十一冊
鎌倉大草紙 一冊

二月晦日、成嶋仙蔵来訪。左の書物拝見。

雲葉集 二冊
歌仙家集 三十六冊
聴雪集 一冊
草根集 正統共十五冊
草根抄 三冊
温胡(故か)抄 三冊
歌合五十六部 六十一冊 箱入

三月四日、「御書物張目録」に用いる程村紙・墨・筆等が不足しているので納戸頭に補給を要請する。

一 程村紙 拾五束
一 筆 拾対
一 墨 三挺
右は去々子三月中申上候御書物御長持・御簞笥等張目録番附差札摺損し之分 去々子四月中より段々相認候処 去々年中は御書物蔵二棟御修復御座候故 御道具等積込差置候間 右張目録番附等認方延引罷成候 然処去々両御蔵共御修復出来に付 御道具等御蔵え移替候上 猶又相調候処 張目録番附等摺損し鼠喰等多く相見へ 先達て請取候筆墨紙不足に御座候間(下略)
寅二月 御書物奉行

三月十八日、成嶋仙蔵来訪。左の書物拝見。

佩文韻府 二百冊
淵鑑類函 二百冊

三月二十四日、浦野吉十郎の小普請入りで書物同心が一人減ったのを受け、その補充を願う「御入人願」の書付を、昨朝、丹後守(若年寄・米倉昌晴)宅に持参した旨。文面は左の通り。「手跡相成候者」(字がよく書ける者)を要望している。

御書物同心浦野吉十郎病氣に付願之通小普請入被仰付難有奉存候 右明跡え御入人被仰付被下候様に奉願候 御書物蔵御場所は 手跡不相認候ては御書物取扱見分け等難仕御座候間 何卒手跡相成候者御入人被仰付被下候様奉願候 以上
寅三月 (書物奉行連名)

四月四日、成嶋仙蔵が御書物蔵に来て書物を拝見する件につき、越中守(側衆・稲葉正明)に左の書付を差し出す。内容は、成嶋が拝見した書名を岡部河内守(小納戸頭取)に報告する旨(成嶋が以後、「奥頭取」を通して書物拝見に訪れるので)。

先達て御届申上置候成嶋仙蔵義御書物拝見之義 以来奥頭取迄申達 私共え掛合罷越申候段申聞候に付 其節拝見

仕候御書物題号相認 御用相濟候節

頭取迄申達候様に仕度段 岡部河内守
え申達置候 若御間にも入可申儀も可
有御座と奉存候に付 此段奉申上置候
以上

寅四月 人見又兵衛
野尻助四郎
吉田四郎三郎
間宮三郎兵衛

四月十四日、(杉村)清兵衛と(川出)定八郎が、「上之間日記簞笥并追加左号に有之候諸書付等」を調査する。必要な文書を「日記簞笥」に入れ、不要な文書は「左号御簞笥箱」へ移す。

四月二十四日、清兵衛と定八郎が「上之間日記簞笥」の抽出にある諸書付を調査する。特に「心得扣」(参考資料)になると思われる文書は一まとめにして袋に入れ、また必要な文書が即座に見つかると「書拔」を作成する(分て心得扣にも可相成分は一緒に袋入に致し 右諸書付等早速見出し好様に 書拔致置候)。

四月二十九日、石見守から左の三部が御蔵に所蔵されているかどうか問い合わせあり(↓三部とも所蔵)

曆法典
五星玉鏡
七星台曆

五月朔日、左の通り同心の「頼替」(組替)あり。

壹番頼え

田畑権七郎

林 市之丞

野崎 十蔵

貳番頼え

加山弥左衛門

林 定四郎

三番頼え

石川 源助

勝田金三郎

四番頼え

小沢清四郎

田畑権次郎

大塚造酒蔵

五番頼え

川出定八郎

鈴木半右衛門

五月四日、(小普請組戸川山城守組) 小林三吉と(長谷川利十郎組) 山本庄右衛門を、書物同心「明跡」に申し渡す旨、丹後守の書付を当番目付が寄越す。

五月十二日、天文方(吉田頼負) 拝借の書物を、陰土圭間において成嶋忠八に左の「上目録」を添えて渡す。

図書集成之内

曆法典

百四十冊 八帙

五星玉鏡

三冊

七政台曆

八冊 不足本

五月十二日

御書物奉行

六月九日、(書物奉行) 中岡半九郎病気に付、願いの通り御役御免仰せ付けられる。

中岡半九郎病気に付御役御免之儀奉願候処(中略) 間宮三郎右衛門為名代罷出候処 於御右筆部屋御縁頼 松平周防守殿(老中・松平康福) 御出座 若年寄侍座 半九郎病気に付願之通御役御免被仰付候之旨 周防守殿被仰渡候(下略)

天明二年壬寅(一七八二) 七月から十二月まで

【第百三冊目】

(七月) 間宮三郎右衛門(八月) 中村六右衛門(九月) 中村六右衛門(十月) 人見又兵衛(十一月) 野尻助四郎(十二月) 人見又兵衛【助月番】

七月朔日、(書物同心) 石川源助から転居願いが提出された由。

奉願候寛
坪数四拾坪余 竹越元通地之内
私儀 只今迄小日向金剛寺地面借地仕罷在候処 家作大破及候に付 右元通儀私伯母躰之続に御座候間 此度元通地面之内明家作も有之候に付 当分之内借地住宅仕度奉願候 以上
六月 石川源助

七月八日、「御鳥見組頭格」の中村六右衛門が

書物奉行を拜命。

七月十一日、中村六右衛門の「御蔵証文願書」を遠江守(若年寄・加納久堅)に松益を介して差し出す。表右筆組頭の柴村源左衛門にも写を渡す。

袖に 御蔵御証文奉願候書付 御書物奉行

高式百俵 元御鳥見組頭格 中村六右衛門

内式拾五俵御足高 外 御役扶持七人扶持

右六右衛門儀 当八日同役被仰付候間 御切米御扶持方之御証文奉願候 以上 七月 四人

「御書物・御長持・御筆筒等之台」に用いる角材を小普請奉行に要求する(「小普請奉行え御断」)。内訳は「長さ九尺五寸角木 四拾五本」「長さ六尺五寸角木 廿七本」「長さ三尺四寸角木 七拾五本」。

御蔵に敷く「古備後薄縁」を豊奉行に要求する(「御豊奉行え御断」)。左の通り。

古備後薄縁 五拾枚

右は御書物蔵三種之内え敷置申候 古来は年々薄縁廿枚宛請取来候処 近來減少仕 年々拾五枚つ、引替に受取候間 御蔵薄縁余計無御座 年々切損し

多く罷成 一向難相用御座候に付 右
之通請取申度奉存候 御躰奉行え被仰
渡可被下候 以上

八月十七日、新たに書物奉行となった中村六右衛門および書物同心兩名の「屋敷書付」を書物奉行から差し出す。

中村六右衛門 坪数三百坪
拝領屋敷本所亀沢町に住宅

大塚造酒蔵 坪数六拾坪
湯島天神三組町

坪数四拾坪 浅草阿部川町

山本庄右衛門 坪数三拾六坪余
小石川春日町

八月二十三日、一昨日、紅葉山御林の際の大木が風で御蔵の屋根に倒れたので、出羽守・石見守（老中水野忠友・若年寄酒井忠休）に届書を差し出す。破損した屋根瓦等を早急に取り片付けるよう作事奉行から植木奉行に申し渡してほしい旨。

一昨廿一日之風雨にて紅葉山御林之大木老本御書物蔵屋根え倒懸り候故 御蔵棟并瓦等余程損し候様子に相見え候依之早速右取片付候之様 御作事奉行より植木奉行え申渡候様被仰渡可被下候 以上

御書物奉行 八月廿三日

九月二日、「御蔵御修復」の儀、石見守・出羽守殿に文碩を介して差し出す。

一 御書物蔵老棟 惣躰白土落損 其外軒通并戸前等所々土落庇等損申候

一 老棟は 御蔵軒通其外所々土落腰卷等損 且又先達て風雨之節 紅葉山御樹木倒懸り家根下地瓦共に損強相見え申候 右二棟御蔵 見分之上御修復御座候様 小普請奉行え被仰渡可被下候 以上
寅九月 御書物奉行

九月八日、東御蔵に会所の御道具を残らず運ぶ。
九月十四日、岡部河内守（小納戸頭取・岡部一徳）と御殿で面談。話題は『図書集成』（『古今圖書集成』）の帙の修復の件。破損した帙を「三目立たぬように陰時計の間で見せるよう指示あり。

九月十六日、『図書集成』の破損した帙四帙を、浅黄木綿服紗に包み文庫に入れて御殿に持参し、奥新部屋において岡部河内守に見せる。この四帙を四五日留め置く旨。

九月二十日、陰時計の間で岡部河内守と面談。十六日に渡した『図書集成』の四帙を返却。河内守から左のような提案あり。

一 帙御修復と申候ても御入用も懸り申候上下挾板に致木綿さなだにてメ置候は、乱冊も不致 其上帙よりは御書物

之為にも可然やと存候 尤右挾板之義は全私存付申候間御相談申候

膨大な『古今圖書集成』の帙を修復するには相当の費用が必要である。帙ではなく、板で上下を挟み、「木綿さなだ」（真田紐）太い木綿糸で平たく厚く編んだ組紐で結んだほうが、費用が掛からず、書物の保存のためにも良いのではないかと岡部はそう提案したのである。

九月二十九日、出羽守御用で左を奥右筆組頭の村上弥三郎を介して差し出す（十二月十五日下る）。

△虫附損毛諸事留書 十七冊 一箱

十月四日、石見守（若年寄・酒井忠休）に長隆を介して書付を差し出す。その内容は「会所の畳計二十八畳の畳表が切れ損じている。表だけでなく床まで破損している畳も。表替えや敷き替えを畳奉行に指示していただきたい」というもの。

十月二十二日、石見守から吉田四郎三郎とその子吉田靱負に書付が仰せ渡される。内容は「領曆調御用所」が完成したので、「牛込薬店測量所」を差し上げるべしというもの。

*大槻如電『新撰洋学年表』に「五月江戸天文台を牛込より浅草に遷す」として、次のように記されている。「牛込測量所は四近樹木生茂て観測を妨くとして天文方吉田靱負より転地を申請し浅草蔵前片町の西裏空地に移転され十月造築成り吉田奥村両氏官舎も此地に賜る爾後八十七年を歴て明治己巳八月に至り廃止」。

これを受けて、吉田四郎三郎が石見守に左の書付を差し出す。現在居住している場所を直ちに立ち退けないので、転居先が決まるまでしばらく現在の場所に居住することを許していただきたいという内容。十一月十二日に願どおりとなる（「可為願之通御普請奉行可被談候」）。

私儀 未拝領屋敷無御座候に付 明和

二酉年奉願候処 同年九月七日 屋敷

被下置候間 場所見立相願候様松平撰

津守殿御書付を以被仰渡候に付 此度

只今迄拝領地之内にて被下置候様奉願

候処 難相成旨被仰渡 且又只今迄之

牛込薬店拝領地差上可申旨被仰渡奉畏

候 早速引払可申処 先年家作被下置

候場所に只今迄住宅仕候 可相成御儀

に御座候は、住宅之場所如何様共取

替候内 何卒只今迄之御地面に当分被

差置被下置候様仕度奉願候 以上

十月 吉田四郎三郎

十一月三日、「御広敷御用部屋伊賀格吟味役」船岸文九郎が書物同心「明跡」に。

十一月二十一日、出雲寺和泉掾 同文之丞が、（書物奉行）野尻助四郎宅で願いの通り家業相続を申し渡される。

出雲寺和泉掾
其方儀 老年病身に付家業悴文之丞え
相続相願候に付 伺候処 願之通米倉
丹後守被仰渡候間申渡候

十一月十九日

出雲寺和泉掾

実子

出雲寺文之丞

右和泉掾願之通 実子文之丞儀家業相

続御用相達候様 米倉丹後守殿被仰渡

候間申渡候

十一月廿一日

十二月八日、出羽守・石見守に左の書付を差し出す。内容は、岡部河内守一徳の提案通りに『古今圖書集成』の保存を講じたいというもの。すなわち多数の傷んだ帙を修復するのではなく、帙の代わりに上下を桐の板で挟み丈夫な真田紐で結ぶようにしたいと伺っている（↓十二月二十日、伺の通りとなる）。

圖書集成

壹万冊之帙

六百帙

但 帙表地稲妻形織物帙裏白紙

角こはせ式つ宛 附

右御書物之帙 只今迄粘離れ損し等之分年々繕ひ手人等為仕差置候処 御蔵湿地之御場所ゆへ湿含強 段々離様強相成 帙表地等摺損し帙裏唐紙摺切れ 当時繕ひ手人等行届兼申候 一牀大部之御書物ゆへ 帙切れ損し候ては御書物取扱難仕 其上冊数混雑仕 御用之節部分け等相分り兼申候 右御書物之帙■（御か）修復御座候様仕度奉存候

へ共 御修復之儀は格別御入用も相懸り可申哉と奉存候間 御書物壹帙之分上下より桐板挟に仕 木綿真田紐板へ引通し結合置候様可仕哉 左候へ共御入用も格別相懸り申間敷様に奉存候に付 此段奉伺候 以上

十二月十一日、中村六右衛門が「杖断書付」を目付の末吉善左衛門に差し出す。

私儀 足に痛御座候に付 不出来之節は晴雨共に御城内杖相用申度奉存候 依之御断申上候 以上
寅十二月 中村六右衛門

天明三年癸卯（一七八三）正月から六月まで

【第百四冊目】

（正月） 間宮三郎右衛門（二月） 中村六右衛門
（三月） 吉田四郎三郎（四月） 野尻助四郎（五月） 吉田四郎三郎（六月） 間宮三郎右衛門

二月九日、成嶋忠八郎が訪れる。旧冬拝見を申し入れた書物はすべて拝見したが、まだ一、二部拝見したい書物があるので、追って息子の仙蔵を遣わすとのこと。

二月十四日、『古今圖書集成』の「挾板」の寸法を見積もるため、（細工所同心）藤沼文次郎（指物方加川金兵衛代わり）利兵衛（糸方棟梁）家城庄八郎らが来訪。（書物同心）清兵衛・定八郎・清四郎が立ち会う。「注文ひな形」をもとに委細

相談。御箱内の寸法等を見積もって帰る。

二月十六日、『古今図書集成』の挾板の仕様手本を、(細工所同心)藤沼文次郎らが持参する。

二月二十四日、御殿で成嶋忠八郎と面談。左の書物を追って拝見したい旨、書名書付を渡される。

史記 逍遙院之筆

古唐律并萩原惣右衛門書付一通

甘蔗考

三月十六日、成嶋仙藏より来書。明十七日、左の書物拝見のため来訪の旨。

正説郭 百一弓 欣賞編

蹴鞠譜 丸經

三月二十六日、河内守(小納戸頭取・岡部一徳)から左の書物を所蔵するか問い合わせ。

外科啓玄

大河外科

四月三日、筑後守に左の書物を岡部河内守を介して差し上げる(↓五月十二日下る)。

外科啓玄 六冊

大河外科 一冊

五月二十五日、成嶋仙藏来訪。左の書物を拝覧する。

平氏系図 一卷

藤氏系図 七冊

四家系図 十冊

姓氏録 三冊

卑分脈 一帖

寛永諸家系図之内 惣目録 一冊

本朝通鑑 卷十三・十四・十五 三管

六月朔日、(書物同心)鈴木半右衛門、書役助のところ、書役を申し渡す。林市之丞義は樟脳方頭取を申し渡す。

六月七日、細工所より『古今図書集成』の挾板を到来。(細工所同心)藤沼文次郎(職人木地方)菊岡清兵衛・(糸方)斎藤佐助・家城庄八ら来訪し、書物同心の清兵衛・定八郎・清四郎ほか立ち会う。員数計六百。十分改めてのち長持に収納し、西御蔵に入れ置く。

六月二十九日、(御用達町人)唐本屋清兵衛家業相統は伺書の通りたるべき旨、「御附札」で太田備後守より貞阿弥を介して仰せ渡される。伺書は左の通り。

年始五節句歳暮御札

御目通平伏罷出候者 唐本屋清兵衛

御切米御扶持方不被下候卯に六拾四歳

母方従弟

七兵衛

卯に三拾七歳

右清兵衛儀 兼々病身に御座候処 去

春中より類中風相煩 御用可相勤躰に

無御座候 然る処清兵衛儀実子無御座候に付 母方従弟七兵衛之家業相統為

仕御用相達候様仕度旨 私共迄相願候右之通可申渡哉 此段奉伺候 以上

卯六月 (書物奉行連名)

天明三年癸卯(一七八三)七月から十二月まで

【第百五冊目】

(七月)中村六右衛門(八月)野尻助四郎(九月)松平加賀右衛門(十月)松平加賀右衛門【吉田四郎三郎代わり】(十一月)間宮三郎右衛門(十二月)中村六右衛門

七月二十五日、人見又兵衛、役替(異動)を仰せ付けられる。

七月二十六日、「御条目」「御朱印写」の風干を行。

一 御条目 御法令一管

一 御朱印写入御長持七管

右両御品 五つ半時為持罷出 於中之

口 御朱印御長持七棹 御右筆前田佐

兵衛・中沢喜右衛門へ相渡 御条目御

法令は於陰時計 右両御品御風干相濟

九つ半時頃御老中主殿頭殿御封印にて

右両人より受取候

八月三日、『古今図書集成』の挾板の外題を書く掛は、(世話役)定八郎と(筆役)清四郎・権

七郎の三名とする。

八月十五日、丸毛惣三郎を介して主殿頭（老中・田沼意次）から、「先々御代御造営之御書物」の所蔵の有無を尋ねられる。御蔵の目録を調べたところ該当する書物等は所蔵せず。その旨翌日回答する。

八月二十一日、松平加賀右衛門が書物奉行拜命。

小普請永井監物支配

高三百石

松平加賀右衛門

但し 屋鋪牛込筑土下

九月十九日、『古今図書集成』の「帙部分け」を調査するために、去年天文方の吉田靱負に貸し出した『暦法典』一帙が必要なので、当分の間、御蔵に返納させたい旨の書付を長隆を介して石見守に差し上げる。

九月二十一日、成嶋忠八から、近く御預けになる予定の書物（十九品 二百六十冊余）の一覧を渡される。あわせて御預けの折に左の六部の書物を長持に入れて差し上げるよう指示あり。

北山抄

六冊

古今秘抄

遣遥院／称名院 筆 三冊

清品級考

二冊

満漢品級考

六冊

淵鑑類函

式百冊

佩文韻府

式百冊

右之御書物 今日不残突合調置候旨申聞候

九月二十八日、吉田靱負拜借の『暦法典』は、

まだ御用で使用なので帙だけ返す由。岡部河内守から成嶋仙蔵を介して帙を渡される。

十二月十二日、『古今図書集成』の「帙替御外題等読調骨折相勤候に付」、御褒美を下さる旨。内訳は、書物奉行の野尻助四郎と間宮三郎右衛門に「銀五枚宛」。掛の書物同心の川出定八郎・小沢清四郎・田畑権七郎に「金五百疋宛」。

天明四年甲辰（一七八四）正月から六月まで

【第百六冊目】

（正月）松平加賀右衛門（閏正月）野尻助四郎（二

月）吉田四郎三郎（三月）間宮三郎右衛門（四

月）中村六右衛門（五月）松平加賀右衛門（六

月）野尻助四郎

閏正月二十七日、天文方の吉田靱負から書物拝借願いが提出されている旨、大前孫兵衛（奥右筆組頭）から知らされる。

図書集成之内

一 天文并算術之部

但暦法典之外

右御書物測量御用に付 拝借仕度奉存

候 以上

閏正月

吉田靱負

二月三日、昨日の雪で新御蔵の屋根に大木が倒れかかり、屋根が一間ほど抜け落ちてしまった。直ちに御殿に向き小普請方と相談しようとしたが、小普請方はすでに退庁していたので、詳細を

記した手紙を小普請方定小屋に渡した。早速見分の者が訪れ、明日中に「仮繕ひ」（応急処置）を施す旨を述べて帰った。

二月四日、御蔵に『官位系図』という書物が所蔵されているか、主殿頭（老中・田沼意次）の下問あり（↓調査したところ所蔵せず）。

二月五日、『古今図書集成』に「算術之部」は無いが、類似の書物（「似寄之御書物」）があるので、書付にして大前孫兵衛（奥右筆組頭・大前房明）を介して石見守に差し出す。

一 管窺輯要

三十二冊

一名天文大成

一 図書集成之内

曆象之分

乾象典

百冊 六帙

歲功典

百十六冊 六帙

庶徵典

百八十八冊 十帙

術数之部

芸術典

九十二冊 五帙

右之通御座候

図書集成之内暦法典之外算術之部吟味

仕候処 相見え不申候 以上

二月

御書物奉行

主殿頭入用の『官位系図』を所蔵しない旨の書付を大前孫兵衛を介して差し出す。

官位系図

右御書物吟味仕候処 御蔵に無御座候

以上

二月五日 御書物奉行

二月六日、「新御蔵仮繕ひ願書」を出羽守(老中・水野忠友)・石見守(若年寄・酒井忠休)に元順を介して差し出す。

二月七日、昨日田沼主殿頭から『寛永諸家系図』を差し上げるよう指示があり、本日差し上げるべきところ、御蔵に目塗りがしてあるため調査が困難で、本日は差し上げられない旨、大前孫兵衛(奥右筆組頭)を介して申し上げる。

昨日被仰渡候寛永系図今日差上可申処殊之外御箱等損 御本等入交有之候

御蔵目塗にて相分り兼候に付 今日得と冊数等致吟味候間 今日差出遅刻に相成に付 右御蔵目塗有之取調等今日調兼候間 其段於御殿大前孫兵衛之面談いたし 今明日得と相調候上又候右之趣可申上段申談候処 孫兵衛承知被致 其段主殿頭殿えも可申上置旨申聞候

二月九日、『寛永諸家系図』のうち左の一冊を差し出す(主殿頭御用)

△上ル 酒井雅楽頭系図 一冊
(↓二月十日下る)
右之御書物主殿頭殿え大前孫兵衛を以差出之

右の書物を主殿頭に差し上げた旨の書付を丹後守(若年寄・米倉昌晴)に御用部屋長佐を介して差し出す。左の通り。

寛永諸家系図之内

酒井雅楽頭系図

一冊

右御書物 主殿頭殿え大前孫兵衛を以差上候に付申上候 以上

辰二月九日

御書物奉行

二月十六日、「図書集成古帙取払可仕候哉之伺書」を石見守宅に持参する。

二月二十日、石見守より左の書付を到来。吉田靱負の書物拝借の件(↓二月二十四日に書物を岡部河内守に渡す)。

一 管窺輯要

三十二冊

一 名天文大成

一 図書集成之内

曆象之部

乾象典

百冊 六帙

歲功典

百十六冊 六帙

庶徴典

百八十八冊 十帙

術数之部

芸術典

九十二冊 五帙

右之通 測量御用に付拝借仕度奉存候以上

二月

吉田靱負

二月二十四日、勘定組頭の若林市左衛門より左

の書付到来。御蔵の屋根の修復の件につき、破損がひどくならないうちに早急に修復するようにというもの。

袖に 御書物奉行衆え 松本伊豆守

赤井越前守

(共に勘定奉行)

惣て修復所之儀 年数相立朽損之儀は格別 其外平生屋根向瓦落 漆喰落 或は風雨之節柿吹損等は 差置候ては雨水相廻り屋根下地損之基に相成 自然と御修復柄も重り相成候 御修復所之儀 大破に不及内取繕可致旨 去暮小普請奉行え被仰渡も有之儀に付 屋根向之儀は少分之風損又は瓦落等にても早速取繕 手重に不相成様小普請方え之御断差上 尤少分之儀は是迄直に被相達候は、御達し有之候様存候 勿論其段小普請御奉行えも相達し置候

二月二十九日、今朝大雨につき「雨漏見分」をさせたところ、新御蔵の「御朱印御長持」に雨が漏れかかっているのが見つかる。(御長持)を移動させた由。

三月十一日、以後、詰番の折に「御書物調」を行うことに。目録に引き合わせて相改め、帳面に記載する。寄合で杉村清兵衛・川出定八郎に申し渡す。詰番が御蔵で「御書物調」をするときは、書役の同心と平の同心各一名が御蔵に来るようにする。この日の「御書物調」で「御之巻番より二番」まで済む。

四月十五日、新番衆の旗本佐野善左衛門政言が、三月二十四日に殿中で若年寄の田沼山城守意知に斬りつけ、田沼がその傷が原因で死亡した一件につき、左の達があり。

此度佐野善左衛門事 於殿中致乱心候義 不平生様子 以前相番等心当り之事も可有之事に候 向後共に同役相番等相互に心付 少しも不常様子之者之有之候は、早速無遠慮引込■(せ?)養生為致候様第一に可致候

右之趣 諸御番方且組支配有之向其外相達可然面々不洩様可被達置候

五月十日、御殿で成嶋忠八と面談。先達で石見守の書付にあつた「新規御預之御書物」を受け取る。

- 爾雅疏 五冊
- 周易玩辞 六冊
- 經典題説 一冊
- 駿台雑話 十冊
- 内経探頤(蹟か) 二冊
- 東鑑 五十一冊
- 平家物語 十二冊
- 源平盛衰記 四十九冊
- 将軍記 十七冊
- 願生座右銘俗解 一冊
- 酒徳解 一冊
- 朝鮮筆談 二冊

- 朝客筆談 二冊
- 唐六典 三十冊
- 仁風一覽 三冊
- 初学知要 三冊
- 鳳岡全集 六十七冊
- 字彙 十四冊
- 曆朝事蹟圖 一折

奥御用で左の書物を差し上げる。

- 北山抄 六冊 管入
- 古今秘註抄 三冊 管入
- 清品級考 二冊 帙入
- 満漢品級考 六冊 帙入
- 淵鑑類函 二百冊 帙入
- 佩文韻府 二百冊 帙入

五月十六日、『図書集成』古帙見分のため(勘定吟味役) 辻左源次(勘定吟味役改並) 村山栄蔵が来訪。古帙の見分を済ます。

五月二十四日、御殿で勘定吟味役の辻左源次から左の書付を渡される。内容は、『古今図書集成』の「古帙」を「御払」にして「書物屋」たちに入札させたらどうかというもの。

- 袖に 御書物奉行衆 辻左源次
- 先達で致見分候**図書集成**帙之儀 御取払之積りを以御払に相成候ても差障候儀は無御座候哉 左候は、書物屋共より入札にても御取被成被仰聞候様致度

此段及御掛合候 五月

五月二十六日、御書物師の出雲寺和泉掾と唐本屋七兵衛に『古今図書集成』の古帙を見せ、勘定所の指示通り「御払」にするので、値を付けるよう申し渡したところ、湿気がひどく用に立たないので、値段がつけられない(引き取ることとはできない)由。その旨辻左源次に書付で報告する。

今日出雲寺和泉・唐本屋七兵衛兩人呼出 **図書集成**古帙為致拜見 御勘定所より申来候通御払に相成候に付 直段致入札様世話役申渡候処 右古帙得と相見せ候得共 殊外湿入深■相成 當時御払に被下置候ても一向用立不申 仍之御直段之義難申上候間 御断申上候段申聞候 左候は、右之趣書付印形 差出候之様兩人え申渡候

天明四年申辰(一七八四) 七月から十二月まで【第七七冊目】

(七月)吉田四郎三郎(八月)間宮三郎右衛門(九月)中村六右衛門(十月)松平加賀右衛門(十一月)野尻助四郎(十二月)間宮三郎右衛門
八月六日、三御蔵の雨漏りを調べさせたところ、三御蔵とも一箇所ずつ雨漏りが見つかると。八月十七日、宮田伝五郎が書物同心を仰せ付けられる。

元小普請組嶋田弾正組

拝領町屋敷 宮田伝五郎

小石川中富坂町

坪数百四拾三坪余

右加山弥左衛門明跡之御書物同心被仰付候 帳面御張紙可被下候 以上

辰八月十七日 御書物奉行

天明五年乙巳(一七八五) 正月から六月まで

【第百八冊】

(正月) 中村六右衛門(二月) 中村六右衛門(三月)

月) 松平加賀右衛門(四月) 野尻助四郎(五月)

吉田四郎三郎(六月) 間宮三郎右衛門

二月二十日、出雲寺文之丞から、本石町三丁目十軒店に引越しの旨届書あり。

三月十九日、間宮三郎右衛門息女病死。安藤対馬守(若年寄・安藤信明)に左の届書を差し出す。

間宮三郎右衛門

病死娘

忌十日 三月十九日より

三月廿八日迄

服三十日 三月十九日より

四月廿八日迄

五月十一日、石川源助借地替宅願書今日差し出す。願い通り勝手次第替宅いたすよう申し渡す。

書物方年代記③ 安永六年〜寛政六年

願書は左の通り。

小石川三百坂下久保町

家主

坪数三拾坪余 長十郎地之内

私儀 只今迄築地小田原町式丁目竹腰元通地面借地仕罷在候処 此度元通方にて地面入用之由申聞候に付 当分之内右長十郎地面之内借地 住宅仕度奉願候 以上

五月 石川源助

六月二十六日、出雲寺文之丞の「家業相続伺書」に「可為伺之通候」旨の附札を付けて、酒井石見守から専阿弥を介して渡される(病身の文之丞が家業を従弟の文五郎に相続させることが許可される)。文之丞の「伺書」は左の通り。

袖に 御書物師出雲寺文之丞家業相続之儀申上候書付 御書物奉行

年始五節句歳暮御礼

御目通平伏罷出候者

御切米御扶持方不被

下候 出雲寺文之丞

町屋鋪拝領仕罷在候 巳式拾五歳

母方従弟

文五郎

巳拾八歳

右文之丞儀 常々病身に御座候処去夏中より痰積相煩 御用可相勤躰に無御座候 然処文之丞儀実子無御座候に付 母方従弟文五郎之家業相続為仕 御用相達候様仕度旨私共迄相願候 右願之通可申渡哉 此段奉候候 以上

六月

野尻助四郎

吉田四郎三郎

間宮三郎右衛門

中村六右衛門

松平加賀右衛門

六月二十九日、唐本屋七兵衛から先祖の家名である前田に改姓したい旨、先達て世話役(同心)に願い出たが、本日、願書を差し出す。

天明五年乙巳(一七八五) 七月から十二月まで

【第百九冊目】

(七月) 中村六右衛門(八月) 松平加賀右衛門(九月)

月) 野尻助四郎(十月) 吉田四郎三郎(十一月)

間宮三郎右衛門(十二月) 中村六右衛門

七月二十四日、一昨日、目付の神保喜内から問い合わせがあり、唐本屋七兵衛の先祖が御用を務めた最初の年月を問われたが、記録が残っていないので不明。ともあれ七兵衛の先祖が天和年中に桜田御殿において最初の御用を仰せ付けられた旨、野尻助四郎が喜内と面談のうえ、左の書付を渡す。

天明六年丙午（一七八六）正月から六月まで

【第百十冊目】

唐本屋七兵衛儀御用相勤候初り之年月御承知被成度由被仰下候に付

留書等相糺候処 右七兵衛先祖

文昭院様桜田御殿に被為入候節より御

用向相勤

文昭院様御本丸え被為人候ても其俣御

用相勤候者と奉存候 依之最初之

儀は天和年中桜田御殿にて被仰付

候儀と奉存候 以上

巳七月 御書物奉行

八月十一日、唐本屋七兵衛の家名願いの件、從來通り唐本屋を名乗る様、飛驒守（若年寄・酒井忠香）仰せ渡される。

十月五日、昨夜より大雨につき、両御蔵の雨漏りを見分させたところ、前々からの雨漏り箇所でも雨漏りが顕著なほか、新たな雨漏り箇所も見つかる。先日雨漏り止めの仮修復をしても雨漏りがひどいので、その旨小普請方に手紙で報せる。

十月十五日、今日御蔵の窓を目塗り。例年通り石見守へ御用部屋坊主の昌意を介して書付を差し出す。

御書物蔵三棟之内 当時老棟御修復御座候に付 二棟御蔵例年之通窓目塗仕候様 小普請奉行え被仰渡可被下候以上

巳十月 御書物奉行

正月二十五日、石見守に「御書物師類焼御届」を差し出す。

（正月）松平加賀右衛門（二月）野尻助四郎（三月）吉田四郎三郎（四月）間宮三郎右衛門（五月）中村六右衛門（六月）松平加賀右衛門

正月二十五日、石見守に「御書物師類焼御届」を差し出す。

拝領町屋敷芝富山町 御書物師
住宅本石町三丁目 出雲寺文五郎

去る廿二日 湯島天神黒門内より出火之節 右文五郎居宅類焼仕候 同廿三日 芝西久保神谷町より出火之節 同人拝領町屋敷不残類焼仕候 依之御届申上候 以上
正月廿五日 御書物奉行

正月二十八日、昨夜、御春屋から出火。書物奉行の野尻助四郎は、悴の長次郎拝借の「雉子橋御用屋敷」に同居していたが、類焼につき石見守に届を差し出す。

二月七日、昨夜の火事で書物同心山本庄右衛門の居宅が類焼した届（御書物同心類焼御届）を差し出す。山本には三十日の休みが与えられる。

御中間頭三浦弥五左衛門組
夏目仙太郎地面之内借地
御書物同心

拝領町屋敷小石川 山本庄右衛門
春日町三拾坪余

昨六日 小石川白山辺より出火にて居宅類焼仕并右町屋敷不残類焼仕候間 前々之通日数三十日相休候様申渡候 依之御届申上候 以上
二月七日 御書物奉行

三月十一日、山本庄右衛門から左の「借地願」が提出され、願の通り申し渡すよう世話役共に指示する。

小石川中富坂町 御金蔵番同心
永井与左衛門
右与左衛門拝領町屋敷之内十坪当分の内借地住宅仕度奉願候 以上
午三月 山本庄右衛門

四月三日、例年の通り御蔵「窓目塗土落し候様差出」を石見守に良塚を介して差し出す。左の通り。

袖に 小普請奉行え御断 御書物奉行
御書物蔵二棟 例年之通窓目塗土落し候様 小普請奉行え被仰渡可被下候 以上
午四月 御書物奉行

四月七日、書物同心の勝田金三郎が、当三日、「御門印鑑」を落とし紛失した巨冊書を差し出した由、杉村清兵衛（書物同心世話役）から報告あり。十一日に書物奉行で評議の上、金三郎に謹慎を申し渡す（相憶罷在候様）ことに。

四月十二日、金三郎が「御門印鑑」を紛失したので「印鑑相改、五ヶ所御門印鑑引替候」こととし、御殿で目付の牧野織部に印鑑五枚を渡す。

四月十八日、勝田金三郎に先達て謹慎を申し渡したが、人手不足なので（「此節御人少之儀にも候間」）、出勤させるよう清兵衛に申し渡す。

四月二十五日 破損の激しい書物（御書物大損之分）を松平織部正（小納戸頭取・松平兼尹）が見分する旨、昨日成嶋忠八郎より連絡あり。このため「大損之分御書物十部」を挟箱に入れ、陰土圭間で織部正に面談のうえ差し出す。一兩日の間奥に留め置く由。

四月二十六日、成嶋忠八郎から昨日差し出した「大損」の書物について、織部正が越前守（小納戸頭取・萩原雅宴）に見せ、「何れ御修復有之可然趣御咄御座候」（修復が必要であると話した）ことが告げられる。

五月七日、松平織部正と面談。二十五日に見分のため差し出した破損書物が残らず下る。右のうち『乾象図説』一帖は奥御用につき「御留」（返却されず）。

五月二十五日、福島八右衛門病気につき、願いの通り小普請入り。

六月二十二日、石見守から先達て何を出した書物の修復の件につき、修復を行うよう仰せ渡される。あわせて「御修復之積り書」（修復費用の見

積もり書）を一兩日中に差し上げるよう指示あり。「被仰渡候覚書」は左の通り。修復はなるべく手軽に（費用が掛からぬよう）行うようにとある。

大損中損之分共不残御修復之積り取斗可成丈御手軽に御入用吟味詰相伺可申事

六月二十五日、「御条目御法令」「御朱印写入候御長持」の風干の伺書を奥右筆組頭太前孫兵衛を介して差し上げる。

袖に 御朱印写入御長持御風干伺書付 御書物奉行

宝曆

御朱印写入御長持

七樟

明和二酉年六月 先例之通三酉年に一度宛御風干可仕旨 小出信濃守殿被仰渡候に付 右御長持 四年以前 卯年（天明三年） 於御数寄屋御風干御座候 当年御風干之年数に罷成候間 御風干日限之儀奉伺候 以上

六月 御書物奉行

袖に 御条目御法令令御風干伺書付

御書物奉行

御条目御法令

一箱

延享三寅年より向後三酉年に一度宛御風干伺候様に本多中務大輔殿被仰渡候に付 右御箱四年以前卯年（天明三年）於御数寄屋御風干御座候 当年御風干之年数に罷成候間 御風干日限之儀奉伺候 以上

六月 御書物奉行

天明六年丙午（一七八六）七月から十二月まで【第百十一冊目】

（七月）野尻助四郎（八月）間宮三郎右衛門（九月）萩生小三郎（十月）中村六右衛門（閏十月）松平加賀右衛門（十一月）萩生小三郎（十二月）野尻助四郎

七月朔日、吉田四郎三郎、老衰と病気のため御役御免を願う。

七月十二日、吉田四郎三郎、願いの通り御役御免となり小普請入り。金二枚の御褒美（老衰御褒美か）を下される。

七月十二日から数日続いた大雨で、江戸市中は至る所で浸水。小石川・下谷・浅草・本所・深川で大きな被害が出る。

七月十九日、杉村清兵衛の居宅がここ数日の出水のため、十六日より「住宅床上迄水揚」（床上浸水）。その旨の届を備後守（若年寄・太田資愛）に文碩を介して差し出す。左の通り。

袖に 水休御届書 御書物奉行

御書物同心世話役

拝領屋敷住宅 杉村清兵衛

根津元御屋敷之内

手形の案文を示し、早急にこの通りの手形を作成し、印を押して勘定所に提出するようにと回答した。手形の案文は左の通りである。

右拝領屋敷近辺出水仕 去る十六日より

居宅床上迄水揚ヶ申候に付 先格之

通 休之儀申渡候 依之御届申上候

以上

七月十九日

御書物奉行

請取申拝借金之事 何役何之誰組

金何程 高何程 何役何人

右は居宅何所にて床上迄水附候に付 為拝借金請取申候 返納之儀は 当冬御切米か当募物成か之内を以 返納可仕候 仍如件

天明六年八月 何之誰印

谷田又四郎殿

伊東太次右衛門殿

鈴木弥市郎殿

諏訪市郎左衛門殿

(四人とも金奉行)

七月二十一日、十六日の出水で床上浸水した中村六右衛門の「水休」伺に対して先格通り(許可)の付札が付される。

袖に 出水に付休之儀奉伺候書付

御書物奉行

御書物奉行

中村六右衛門

去る十六日 本所辺出水に付居宅床上

え式尺余水揚申候 依之休之儀奉伺候

以上

七月廿一日

野尻助四郎

間宮三郎右衛門

松平加賀右衛門

御附札

可為先格之通候

八月四日、「水拝借」(水難に遭った幕臣が申請できる拝借金の融資制度)について、勘定所で野尻助四郎が尋ねたところ、勘定組頭の藤本甚助が

手形の案文を示し、早急にこの通りの手形を作成し、印を押して勘定所に提出するようにと回答した。手形の案文は左の通りである。

八月十日、「水附拝借金請取手形」の勘定所裏印が済み、去る七日、勘定組頭の若林市左衛門と藤本甚助から(間宮)三郎右衛門宅に送付。三郎右衛門方から中村六右衛門および清兵衛方に送付される。

之儀申上候御書物御見分被成候は、伺之上御下知次第可仕候

一 御書物書写御用之儀は前々より御書物同心之内にて書写御用相勤

其上私共校合読調等仕候 此度も

右之振合を以奉伺候義に御座候

午八月

御書物奉行

八月十日、「水附拝借金請取手形」の勘定所裏印が済み、去る七日、勘定組頭の若林市左衛門と藤本甚助から(間宮)三郎右衛門宅に送付。三郎右衛門方から中村六右衛門および清兵衛方に送付される。

中村は去る七日に金奉行諏訪市郎左衛門方にて手形の突き合わせを済ませ、翌八日御金蔵で拝借金を受け取る。清兵衛は昨九日、金奉行諏訪市郎左衛門方で手形の突き合わせを済ませ、今日、御金蔵で拝借金を受け取る。

八月十七日 成嶋忠八来訪。左の書物を閲覧。

古今原始 二冊

図書集成之内

蹴鞠部 一帙

三朝実録 一帙

八月二十日 一御条目・御法令 一箱

一御朱印写入御長持 七棹

右両御品五つ半時為持罷出

(↓御風干)

八月二十四日、荻生小三郎が書物奉行拝命。

評定所勤儒者

高式百俵 荻生小三郎

屋敷四ツ谷大判町

ところ、先達て差し上げた「例月伺御書物」の内『庶物類纂(図翼)』二十八冊をお下げになる旨。新部屋において平塚伊賀守(小納戸頭取・平塚為義)の書付を添えて渡される。

覚

一 ○庶物類纂 二十八冊

二 菅に入

一 ○南巡盛典 四十八冊

一 此度御書物御修復御用被仰付候に付 随分大切に取扱 御修復可致事

心得可申事

附 書写候義無之様 是又急度可

申付事

小三郎同役被仰付候に付 為御札御用 番御老中若年寄衆不残 明朝被相廻り 候様 明日詰番加賀右衛門へ申遣候

九月五日、成嶋忠八郎から以下のような問い合 わせあり。

庶物類纂図翼 二十五冊

艸木別録 二冊

庶物類纂図翼添書 一冊

右式通り御書物奉行え相渡 表御書物 蔵え納申候 以上 平塚伊賀守 午九月

一 火事地震等之節 昼夜にかきらす早 速取仕廻 鹿略無之様急度相心得 可申事

附 出火等之節 御長持持退候者 人込之中かさつ無之様可申付事

右之外に庶物類纂御蔵に有之候哉 有 無之義明日詰番之者 豊後守え申上候 様忠八郎申聞候(下略)

(↓翌六日、『庶物類纂図翼』とは別に 『庶物類纂』四百三十冊が御蔵にある 旨回答)

閏十月二十四日、書物修復伺いの儀、伺い通り 修復すべき旨、出羽守(老中・水野忠友)より丸 毛惣三郎を介して仰せ渡される。

表御右筆組頭から『西丸御右筆所日記』筆筒等 を御蔵に置きたいが置き場があるかどうか問い合 わせあり。まったく置き場がない旨回答。

十一月二十七日、上様(Ⅱ家斉)西丸逗留を止 め御本丸に還御。

十一月二十八日、上様が西丸逗留を止めたので、 今日から「同役詰番書」を差し出さない旨、西丸 目付小出兵庫に書付を遣わす。

十二月十一日、出雲寺和泉文五郎と手代が参上。 「御書物御修復物宅下ヶ之義」(修復する書物を御 蔵から出雲寺方に持ち出す件)について、書物奉 行列座の上、左の書面を申し渡す。内容は修復中 の書物の取り扱いや火事や地震の際の処置などに ついて。

あわせて、虫損の激しい左の書物の書写を(川 出)定八郎に申し付ける旨を申し渡す。

虫附損御書物

長秋詠藻 一冊

源平闘諍録 五冊

右御書物書写之義 定八郎相認候様に 今日同役列座之上 助四郎申渡候

九月八日、將軍家治没。

九月十二日、昨日、石見守御用之由にて、奥右 筆吉松治左衛門・荻原金十郎から問い合わせあり。 内容は、宝永正徳の代替わりの節の記録等が御蔵 に所蔵されているかというもの。右の記録等は御 蔵に無い旨回答する。

九月二十日、「御書物下り」(書物の返却)につ き松平加賀右衛門と荻生小三郎が御殿に参上した

十二月十三日、書物修復の裏打ち・および書写用の筆墨紙朱墨等を御納戸で受け取る。右のうち仙花紙が不良なので、これは明日受け取ることとする。

十二月十五日、奥右筆の吉松次左衛門から、先年奥右筆方が（書物方）に預けた長持の中に正徳二年の転任（將軍家継の叙正二位任権大納言か）の關係書類が含まれているかどうか問い合わせあり（先年奥右筆方御預け御長持之内に 正徳二年御転任之儀有之御書物有之候哉御尋之由）。周防守・石見守の御用なので、調査の結果を一兩日中に申し上げよとのこと。しかし長持の錠前が書物方には無いので（調査できない）。その旨書付で吉松次左衛門に通知するよう、荻生小三郎方に告げる。

十二月十六日、御用部屋坊主の宗哲を介して、吉松治左衛門に左の書付を差し出す。

- 宝永三戌年御預り
 - 一 奥御右筆部屋長持 三棹
 - 宝永六丑年御預り
 - 一 奥御右筆方長持 一棹
 - 右同断
 - 一 奥御右筆部屋長持 三棹
 - 延享四卯年七月御預り
 - 一 奥御右筆部屋長持 四棹
- 右御長持都合拾壹棹 天明元丑年四月
各様御蔵へ御越御開き被成候節錠前之
俣にて 鍵は此方に無御座候 以上
十二月 御書物奉行

天明七年丁未（一七八七）正月から六月まで
【第百十二冊目】

（正月）間宮三郎右衛門（二月）中村六右衛門（三月）松平加賀右衛門（四月）荻生小三郎（五月）野尻助四郎（六月）間宮三郎右衛門

正月二十六日、「宝曆十辰年）万石以上御朱印写人候御長持一棹」を丹波守（老中・鳥居忠孝）御用につき蘇鉄の間に運び、（目付）山川下総守立ち会いの下、表右筆組頭の前田左兵衛に鑑を添えて渡す（↓天明八年四月十四日、御用済み受け取る）。

正月二十九日、奥右筆の肥田十郎兵衛から問い合わせあり。内容は、先達で受け取った「御朱印御長持」の中に「御判物等」が無いが、どの長持にはいつているのかというもの。「御長持」は老中方が封印し、黒書院で行われる風入の節も当方（書物方）は関与せず、封印のまま受け取り御蔵に返納するだけなので、「御長持」の内容は全く存じていない旨（「一向存不申候旨」）回答する。將軍の代替わりの誓詞につき、左の達あり。

- 野尻助四郎
- 間宮三郎右衛門
- 中村六右衛門
- 松平加賀右衛門
- 荻生小三郎
- 明晦日 鳥居丹波守殿於宅
- 御代替誓詞被致候様可相達旨 松平

周防守殿・酒井石見守殿被仰渡候
一 着服之儀は服紗小袖・麻上下着用可被致候
一 揃刻限六半時に候 若御断之儀も出来候は丹波守殿へ以使者可被相届候勿論出席牧野大隅守も其趣可被相達候 当朝御断に候は大隅守方も丹波守殿宅迄可被相達候 以上

（目付）池田修理
正月廿九日（目付）山川下総守（大目付）大屋遠江守
御書物奉行中

（↓予定変更で、二月十日に松平周防守方で書物奉行五名が御代替誓詞）

二月十一日、御蔵（御書物蔵）三棟の修復を促す要望書を差し出す。雨漏りが頻繁でこのままでは「御書物」が心配である旨を申し上げる。

御書物蔵三棟損強相成候に付 去る寅年中御修復之儀申上候得共 出来不致候間 再願度々差出申候 尤小普請方へも毎度掛合等致候処 今以出来不致候間 段々損強 別て当時は雨漏等多候故 御書物入候御長持御筆筒等々も雨漏有之 万一御書物之相掛り候ては相済不申候間 右之訳を以 小普請方へ格別申談候処 其御役所へ申談置候

旨申聞候 何卒早速御修復取掛り候様
に御評議被下 早々御修復致出来候様
仕度候 以上

二月二十五日、玄蕃頭（若年寄・松平忠福）から栄阿弥を介して、片山惣兵衛・内田岩五郎（共に小普請組）を書物同心に任ずる（「御書物同心式人之明跡え申渡候」）旨。

三月十一日、虫損書物の修復が完了（「虫附損御書物御修復之義 不残出来致候」）。

その旨の書付（「御書物御修復出来仕候儀申上候書付」）を十四日に「出羽守殿・石見守殿・筑後守殿」（老中の水野忠友・若年寄の酒井忠休・側衆の横田準松か）に差し出す。左の通り。

去年閏十月中伺相済候御書物五拾五帖
御修復 不残出来仕候に付 御届申上
候 以上

三月十七日、石見守に春宅を介して左の届を差し出す。書物修復の際に出雲寺文五郎に拝借させた「御紋付高提灯」を（修復が済んだので）返納した旨の届。

御書物御修復有之候に付 去年十二月
中申上 御紋付高挑灯一張 出雲寺文
五郎え拝借仕せ置候処 御用相済候間
今日御挑灯奉行え返納仕候に付 御届
申上候 以上

三月二十六日、当番目付中から触書三通到来。

壹通は 上様御事將軍宣下御当日より
公方様と可奉称事

壹通は 関東筋伊豆国川々御普請被仰
付候に付 右領知之分は為御
札御支配々え可罷越事

壹通は 近來御旗本之面々登城前等相
越候義日々或は朝夕両度為見
廻相越候も有之候間 以來御
書付之趣可相心得義也

四月十一日、書物修復を請け負った（御書物師）出雲寺文五郎に代金を支払った件につき、左の記述あり。

御書物御折本五拾五帖御修復代金拾四
両三分と壹匁六分 今日於御納戸拙者
（中村六右衛門）致印形請取候 尤
出雲寺文五郎役所え呼出置候に付 則
代金文五郎え相渡（下略）

四月晦日、御張紙直段（幕臣に支給される蔵米の米金換算率＝公定米価と米金の支給割合）が発表される。左の通り。百俵（三十五石）の値が五十二両とあり、米価が高騰している様がわかる。

御張紙出候 御直段百俵に付五拾貳両
之積 但御米三分一 御金三分二渡り
方にて候

五月二十三日、江戸の「打ちこわし」に関して「一

両日町並騒々鋪有之候に付（下略）」の記述あり。

六月三日、目付の井上助之進から、丹波守（老中・鳥居忠孝）の仰せで、平川槽内のある寛文貞享の御朱印の写しを入れた長持を表右筆組頭に渡すので、明四日、平川槽で書物奉行が立ち会おうよう指示あり。刻限は早朝五つ（午前八時頃）の由。

六月四日、松平加賀右衛門と荻生小三郎が徒目付の案内で平川槽に行き、先手組与力が槽の錠前を開けたのち、中に入って長持二棹を出し、中之口で表右筆組頭の前田左兵衛に渡す。

六月十一日、勝田金三郎が病気のため願いの通り小普請入りを仰せ付けられる。

天明七年丁未（一七八七）七月から十二月まで

【第百十三冊目】

（七月）中村六右衛門（八月）松平加賀右衛門
（九月）荻生小三郎（十月）野尻助四郎（十一月）
間宮三郎右衛門（十二月）中村六右衛門

七月二十三日、去十八日に組中残らず拝借米頂戴につき、翌十九日、御礼のため拙宅（中村六右衛門宅）舟岸茂兵衛ほか来訪する。

御書物師の出雲寺文五郎については、拝借米が相成らざる旨仰せ渡される。六月に差し出した同人に対する拝借米願いの文面は左の通り。

袖に 出雲寺文五郎拝借米之儀申上候書付

御書物師

出雲寺文五郎

右文五郎儀先祖泉

殿有院様御代専御用相勤 当時文五郎打
続御用相達申候 此節世上一統米穀私
底にて殊外難義仕候間 何卒御慈悲を
以 少々成共拝借米被仰付被下置候様
相願申候へ共 御時節柄之義に御座候
間相成間鋪旨申渡候之処 再三相願申
候 勿論此度町家一同に御救被下置候
文五郎儀御扶持方等も頂戴不仕 殊近
来御書物御用少にて甚困窮仕候に付
可罷成義御座候は、拝借米被仰付被
下候様仕度奉存候 文五郎義私共迄
度々相願申候に付 此段於私共偏奉願
候 以上

未六月

野尻助四郎

間宮三郎右衛門

中村六右衛門

松平加賀右衛門

荻生小三郎

九月八日、此度「武術御吟味」が行われるので、
書物方に免許目録等を済ませた者があれば、これ
を書き出すよう申し渡す。

八月二十一日、御用が済んだ「御朱印御長持二
棹」を表右筆組頭の前田左兵衛から受け取り、平
川口渡り櫓に収める。

寛文四年

御朱印写入御長持

一棹 棒共

貞享二年

御朱印写入御長持

一棹 棒共

右先達で丹波守殿被仰渡表御右筆組頭
前田左兵衛へ差出候処 御用相済候に
付 右御長持二棹 御鑑共に御目付井
上助之進立合 前田左兵衛より受取候
前々平川口渡り御櫓へ相納候 依之申
上候 以上
八月廿一日 御書物奉行

九月九日、先達で目付の池田修理から、同役中
武芸免許目録の書付を差し出すよう指示があつた
のを受けて、左の通り同人(池田修理)に差し出す。

御書物奉行

間宮三郎右衛門

日置流道雪派

小普請組

元中坊金蔵

当時明支配

荒川長之助門弟

免許

一 弓術

大坪流

浪人

一 馬術

津山清六門弟
免許

揚心流

浪人

一 柔術

財津与右衛門門弟

免許

御書物奉行

松平加賀右衛門

神道流

一 馬術

大御番牧野伊予守組

三浦数馬死門弟

免許

右芸術 (間宮) 三郎右衛門(松平)

加賀右衛門共指南は不仕候 以上

未九月

御書物奉行

九月二十一日、備後守(若年寄・太田資愛)御
用で、明日「御法令御箱」を差し出すよう、奥右
筆の近藤吉左衛門から指示あり。

御殿に罷出居候所 御目付岡戸平次郎
申聞候は 備後守殿御用に付時計之間
相廻り可申旨に付 則相廻り候所 奥
御右筆近藤吉左衛門を以 明廿二日
御法令御箱差上候様 御同人被仰渡候
由申聞候 則御役所へ罷帰り 右御法
令御箱 御蔵より出し 御長持に入置
候(下略)

九月二十二日、家齊の十一代將軍就任（四月）に伴い、二十一日に諸大名（万石以上）、二十二日に旗本（万石以下）が大広間に出仕し、林大学頭信敬が「条目」（御法令御条目）すなわち武家諸法度）を読み聞かせる。二十二日に左の記事あり。

今日 御法令被仰出候に付（間宮）
三郎右衛門・（松平）加賀右衛門・（荻生）小三郎・拙者（野尻助四郎）致出仕候 大広間に相詰 御目見仕 入御後 御法令林大学頭読之 退刻相済各退出いたし候

（上略）退刻右御箱へ御当代之御法令御入添御箱之張紙相改り 御鑑包備後守殿御封印にて右兩人（右筆組頭の佐藤又八と近藤吉左衛門）より受取 御藏へ相納候 御鑑は右号へ入置候

この日「御法令之御式」が済み、「御法令」（武家諸法度）の長持を御蔵に戻そうとする段になって、運搬人として来るはずの「黒鞆持人」が来ないというトラブルが発生した。督促の末ようやく昼時過ぎになって来るといふ不始末。黒鞆頭の役所に苦情を述べた顛末が左のように記されている。

今日 御法令御箱上り候に付 黒鞆持人六半時に罷出候様前日断差出候処 四半時頃 御法令之御式相済候得共 持人相廻り不申候に付 御箱御長持よ

り出し 組之者手持にて中之口へ相廻し即刻御用相済御箱相下り候得共 持人参り不申候に付 近々呼に差遣 昼時過参り候に付 黒鞆頭役所へ参り候様申遣候処 組頭・世話人を以申越候は 今日之儀何分間済呉候様相詫候 組頭当番所へ御用にて罷出候間 遅刻にも相成候に付 世話役を以
（先へ？）申訳仕候様申付候 何卒間済呉候様申候に付 以来右躰之儀有之候へは 其元へ通不申候 直に御目付へ申達 今日之義も相達候間 左様相心得候様申談候（下略）

十月十日、「権現様御百箇条」かそれに類する書物があれば、申し上げるよう指示あり。「御蔵御目録」を調査のうえ、書名を書き抜き、明日（奥右筆組頭）長坂忠七郎に申すべき旨清兵衛に申し渡す。

十月十一日、長坂忠七郎より来書。左を明十二日四時頃（午前十時頃）御城に差し出すべき旨。（翌十二日忠七郎に差し出す。越中守へ老中・松平定信へ御用の由）

駿府政事録 五冊

大猷院様

治世略記 二冊

十月二十一日、成嶋忠八郎が来て、左の書物を拝覽する。

範符 四冊
世範 一冊
通鑑纂要 一冊
通鑑要選 四冊
鏡古録 四冊
威警録 二冊

十一月十六日、天文方吉田頼負が測量御用のため拝借の書物を（小納戸頭取 平塚伊賀守に渡す。

図書編 六十四冊 八帙／篋筒入

十一月二十一日、書物同心の内田岩五郎、病氣につき小普請入り願いの通り仰せ付けらる旨、昨日飛驒守（若年寄・酒井忠春）仰せ渡す。

十二月二十九日、対馬守（若年寄・安藤信明）から専阿弥を介して左の旨の書付を渡される。「火消役堀田主膳組同心 木本佐右衛門」を書物同心一人の明跡（後任）に。「御書物同心船岸茂兵衛惣領 船岸松之助」を書物同心一人の明跡に仮抱入れ。

眼病がすぐれない田畑権次郎に願の通り「御暇」を許し、その後任に権次郎の嫡孫の房之助を採用することとする。

天明八年戊申（一七八八）正月から六月まで
【第百十四冊目】

（正月）松平加賀右衛門（二月）荻生小三郎（三月）野尻助四郎（四月）間宮三郎右衛門（五月）

中村六右衛門（六月）松平加賀右衛門

正月二十五日、野崎十藏悻幸次郎の「仮御抱入願書」を目付の伊藤河内守に差し出す。左の通り（↓六月十一日に仮抱入り。十俵一人扶持）。

御書物同心

十藏惣領

野崎幸次郎

御書物同心老人之明跡え 申に拾七歳 仮御抱入奉願候者

右十藏義（中略）当申年迄御奉公十年 出精仕相勤候者に御座候 悻幸次郎義も書籍等心懸 常々身持宜御奉公可相勤相応之者に御座候（下略）

三月五日、前年（天明七年六月）に老中になった松平越中守定信が、「補佐」を拜命した旨。

御座之間

松平越中守殿

右昨四日 御補佐之儀被仰付 月番御免并御懇之上意有之 御手自御差料之御脇指包永代金七拾枚拝領之 右に付 同役中不残出抜を以相触候

三月二十七日、奥御用につき大文字の四書を早急に差し上げるよう成嶋専藏から指示あり。翌二十八日、（小納戸頭取）森川甲斐守に左の書物

を渡す。

四書白文（姜立綱筆）

八冊

（↓四月九日下る）

四書集註

十冊 舩入

（↓四月十日「御用に付御留置」）

四書集註

十冊

（↓四月九日下る）

四月九日、三月二十八日に差し上げた三部のうち、『四書集註』（舩入り）のみ御用。他の二部は返納の旨甲斐守申すにつき、元番に返納する。また別に『小学』も差し上げるようにとのこと。

四月十日、『小学句読』（四冊 管入）を奥御用につき、森川甲斐守を以て差し上げる。『四書集註』（十冊 舩入り）は「御用に付御留置」。

四月二四日、昨日（小納戸頭取）平塚伊賀守より『経邦典例』という書物（あるいはそれに類する書物）を所蔵するか問い合わせあり。所蔵しない旨回答。

五月十九日、備中守の御用で目付の牧野織部と面談。それから御用部屋（坊主）の文碩から先達て差し出した「諸向請取物減少之義申上候帳面」を、越中守（老中・松平定信）の控えとしてもう一部差し出すように言われる。

六月十二日、左の書物を森川甲斐守に差し出す。しばらくの間「御留置」の由。

△本草新編

六冊 舩入

（↓十月十三日下る）

六月十五日、先達て目付の伊藤河内守から「場

所高人数」の問い合わせあり。この日、「御書物同心定人数拾六人」のうち、片山惣兵衛と石川源助が「定人明き」の旨回答（↓石川源助は六月二十二日に小普請入り願いが認められる）。

天明八年戊申（一七八八）七月から十二月まで
【第百十五冊目】

（七月）荻生小三郎（八月）野尻助四郎（九月）間宮三郎右衛門（十月）中村六右衛門（十一月）松平加賀右衛門（十二月）荻生小三郎

八月朔日、『四書集註』『三河風土記』を差し上げる。

（上略）加賀右衛門陰土圭間え廻り候 処 四書集註類并三河風土記差上候様に付 左之通上目録を以差上候処 四書類は成嶋仙藏掛り 後風土記は成嶋忠八郎・森川甲斐守退出被致候に付 平岡伊賀守被請取（下略）

四書集註

六冊 舩入／管入

四書集註

十冊

三河後風土記

四拾五冊之内序文一冊

三河後風土記

四拾五冊之内拾二之巻

一冊

（↓計十八冊 八月三日下る）

八月六日、目付の伊藤河内守より来書。書物同

心定人数（定員）十六人の内、当時明き跡の儀問
い合わせあり。左の通り回答する。

御定人数

御書物同心

拾六人

右御書物同心拾六人之内 当時明き跡

老人御座候 尤当七月十一日対馬守殿

え御入人願差上候 猶増減等有之候

は、其節御達可申上候 以上

八月十二日、（松平）加賀右衛門妾腹男子出生。
翌十三日、届書を兵部少輔方の用人に差出す。左
はその案文。

産穢御断申上候書付

御書物奉行

御書物奉行

松平加賀右衛門

産穢 八月十二日より

八月十八日迄

右昨十二日妾腹男子出生仕候に付 産

穢御断申上候 以上

八月十三日 （書物奉行四名連名）

八月二十七日、対馬守（若年寄・安藤信明）よ
り問い合わせの旨、（奥右筆）曾根半左衛門から
書付を渡され、「下ヶ札」で即刻回答する。

承合

御書物同心

拾八俵式人扶持より以下之者も有之候
哉

下ヶ札

御書物同心場所高無御座候 三

拾俵式人扶持より拾俵老人扶持

迄に御座候 以上

詰番

荻生小三郎

九月十四日、対馬守より丹阿弥を介して「御入
人」（書物同心の後任者）の書付を渡される。

小普請組勝田安芸守組

小島三郎右衛門

右御書物同心一人之明跡え申渡候 尤

小普請組支配可被談候

この日、右筆の吉松次左衛門から書物奉行は六
人で務めているのか、四人で務めることもあるの
か問い合わせあり。日記等を調べてもよく分から
ないので、精査して明日回答致す旨挨拶する。
九月十六日、加賀右衛門に吉松治左衛門（奥右
筆組頭）から問い合わせがあった件（書物奉行の
人数について）答書の中沢喜右衛門に渡す。案紙
は左の通り。

御書物奉行

享保二酉七月より同八卯年十一月迄

御書物奉行四人にて相勤候

享保十七子年五月より同年十一月迄

御書物奉行六人にて相勤候

右享保年中 同役詰番と申義無御座候

享保二十卯年より詰番相勤候様被仰渡

五人にて相勤 其後増減之義無御座候

以上

九月

御書物奉行

九月二十五日、田畑権次郎の拝借米は房之助が
上納。権七郎の拝借米は棄捐の旨。この件につい
ては、九月十六日に左の伺書を備中守に提出して
いた。

田畑房之助祖父権次郎・同父権七郎去

末年拝借米上納棄捐相成候哉伺書 備

中守殿え長隆を以 差出之（下略）

袖に 奉伺候書付

御書物奉行

元御書物同心

高三捨俵

田畑権次郎

式人半扶持

天明七末年拝借米

米合五斗式升五合

右権次郎義御書物同心相勤候処 病氣
に付 去十二月 願之通御暇被下置嫡
孫房之助義同高にて跡抱被仰付候間
右権次郎拝借房之助御切米高之内を以
当冬上納為仕申候

田畑権次郎悞

元御書物同心仮御抱入之者

高拾俵

田畑権七郎

老人扶持

天明七末年拝借米

米合壹斗七升五合

右権七郎義御書物同心相勤候処 病氣に付 去未十一月 願之通御暇被下置候間 拝借米之義如何可仕哉 此段奉伺候 以上

中九月

御書物奉行

十月六日、大膳亮(若年寄・青山幸完)の仰せを吉松次左衛門が口上で申し渡す。成嶋忠八郎・同仙蔵が御蔵内で調査する際は、同時に御蔵内に不備がないか見廻るといふ内容。

成嶋忠八郎

同 仙蔵

只今迄御書物御用之節 稀には御書物蔵え罷越見聞致し候得共 御取メリ之為にも候間 向後は御用之透を見斗不時に折々見廻り 御蔵内え御書物奉行同道致し候て御書物取調候様可致候 尤御書物之義は不及申 御蔵内其外共御不メリ之儀心附候品も有之候は、奉行えも申談申立候様に 右兩人え相達候間 得其意可被申談候事

十月八日、奥御用で成嶋忠八郎を以て、『寛永諸家系図』を差し上げる。

寛永諸家系図

百八十七冊 十箇

御長持 総目録一

冊共に 棒共

『諸家書付』を残らず明九日に差し上げるよう森川甲斐守から(成嶋)忠八郎を介して指小あり。十月十三日、『寛永系図』『諸家書付』共に奥に御留となる。

一 寛永系図

全部

一 諸家書付共

右奥え御留めに相成候事

十月十六日、明十七日より「御書物部分調」を開始。

十一月十七日、御家(徳川家)の「御陣立之御書物」は御蔵に所蔵していない旨書付にして(成嶋)忠八郎に渡す。

御備御陣立等之絵図并御書物相調候所

御書物蔵には無御座候 以上

十一月

御書物奉行

十二月十四日、先達て何を差し出した国絵図修復の儀、伺の通り修復然るべき旨、遠江守仰せ渡さる。

十二月十七日、奥右筆組頭の吉松治左衛門に左

の書付を差し出す。

奥御右筆部屋書物長持

三棹 溜塗

右は宝永三戌年四月御預 享保廿一年八月御用に付差出御用相済 又々

御蔵え相納候

奥御右筆部屋長持

三棹 溜塗

但 内二棹朱御紋付

奥御右筆方長持

壹棹 溜塗

朱漆にて元方十四番とあり

右四棹 宝永六丑年十一月御預

右之通御座候 以上

十二月

十二月二十七日、奥六尺の宇田川専助が書物同心の明き跡に。

十二月二十八日、間宮三郎右衛門が足痛のため城内で杖を用いたい旨の書付を中村六右衛門から目付の中川勘三郎に差し出す。

十二月二十九日、宇田川専助の「御証文願」を、表右筆組頭の佐野郷蔵に差し出す。

御蔵御証文奉願候書付

御書物奉行

高拾五俵

元奥六尺

老人半扶持

宇田川専助

内 御足高三俵

御足扶持半扶持

右専助義 当申十二月廿六日御書物同心被仰付候に付 御切米御扶持方之御証文奉願候 以上

申十二月 御書物奉行

書物同心北島三郎兵衛の「芸術書付」を提出。

御書物同心芸術申上候書付 御書物奉行

御書物同心

北島三郎兵衛

一 鎗術 御当地浪人

宝蔵院流 吉田六右衛門門弟

高田又兵衛派

右目録相請罷在候処 当申三月免許相請申候

一 劔術

一刀流 右同人門弟

元祖小野次郎右衛門派

右目録相請罷在候 六右衛門義当申八月病死仕候に付 同人兄吉田弥五右衛門門弟罷成 今以出精仕候 以上

申十二月 御書物奉行

天明九年己酉（一七八九）正月から閏六月まで
【第百十六冊目】《正月二十五日改元→寛政元年》

（正月）野尻助四郎（二月）間宮三郎右衛門（三月）中村六右衛門（四月）松平加賀右衛門（五月）荻生小三郎（六月）野尻助四郎（閏六月）間宮三郎右衛門

二月三日、惣出仕（松平加賀右衛門出仕）。年号改元を仰せ渡される。寛政と改元。

二月七日、越中守（老中・松平定信）御用につき、国絵図の数（箱共）等を書き出すよう、佐藤又八郎（奥右筆組頭）から指示あり。翌八日、左の書付を佐藤又八郎に渡す。

御国絵図

御長持十五棹

内 御絵図八拾四枚

箱 八拾四箱入

右之通御座候 以上 御書物奉行

二月十八日、昨日、奥御用で『本草新編』を差し出した旨を、遠江守・若狭守（側衆の加納久周と西郷貞綱か）に差し出す。

（↓一月二十六日下る）

△本草新編 六冊 帙入

右奥御用に付 森川甲斐守を以 相廻

し候に付申上候 以上

二月二十五日、以後、御蔵の掃除は組中月番の者が三蔵とも晦日に行うこととする。役所（書物方執務室）の掃除についても同様とする。左の通り。

以来御蔵掃除之義 組中月番之者晦日 右三御蔵共掃除致し 次之月番へ可相渡候様 尤御役所も右心得にて掃除致し候様申聞候

二月晦日、「例月何書」を清嘉を介して遠江守に差し出す。先達て目付から達があった「諸品請取高調書付下書」一通を、御殿で目付の神保喜内に渡す。

三月三日、明日、城絵図を残らず差し上げるよう右筆の神谷三左衛門より指示あり。また『御右筆日記』を明日兩人にて見に来る由。

三月四日、越中守御用につき「城絵図」（六十一枚）を長持二棹に入れて差し出す（↓三月十日、下る）。ただし左の六枚は損傷があるため差し出さず。

越後

高田城 式枚之内巻枚

丹後

宮津城

田辺城

豊後

日出城

下総

佐倉城

陸奥

南部城

右六枚は大損中損に付残し申候 右之

通に御座候

三月七日、御殿で目付の神保喜内と面談。御用の節、御書物蔵は書物方以外の者が立ち会って開くのか（「御書物蔵御用之節 外々より立合候て御開候哉」と尋ねられる。以前から書物方だけの権限で御蔵を開いている旨（「古来より御書物蔵御用之節 御蔵開候御 外立合無之 拙者共手切にて御蔵ひらき申候」）書面で回答したところ、その旨を書付にして差し出すよう指示あり。左の書付を作成する。

御書物蔵御用之節 御蔵開候御古来より外立合無御座 私共手切りにて御蔵開申候 以上

三月九日、表右筆の吉田源蔵に左の書付を渡す。内容は御蔵で預かっている『表右筆方日記』の来历について。

表御右筆方日記筆筒九箱 右初て御預之年月不相知 以前より御蔵に有之 宝永元申年九月 右之筆筒差出可申旨 本多伯耆守被申渡差出候処 同月廿六日 表御右筆組頭蛭川彦左衛門・大橋佐兵衛・飯高七左衛門より内河伝次郎・比留勘右衛門請取之 御蔵え相納候

三月十日、城絵図の返納について左の記述あり。

先達て差上置候城絵図一棹 吉田源蔵

差添罷越候に付 突合為致 元番へ相納 尤大文庫入有之候志摩に付候添書一通米沢に付帳一冊共拙者（中村六右衛門）見分致し 元番へ相納候

御右筆部屋城普請絵図長持壹棹 吉田源蔵へ加賀右衛門立合 右同人へ相渡候

四月三日、「御蔵目塗土落差出」を扣共両通備前守殿に宗碩を介して差し出す。

御書物蔵窓目塗 例年之通土落し候様小普請奉行へ被渡可被下候 以上 西四月 御書物奉行

四月二十三日、書物奉行・同心のうち諸武術指南の者がいるかどうか、目付の坂部十郎左衛門より問い合わせあり。左の書付を以て回答する。

私共諸武術家柄にて致指南来り候者 且又当時手広に致指南等候者 無御座候 尤支配同心之内にも無御座候 以上 四月 御書物奉行

五月朔日、去る二十八日、成嶋忠八から野尻助四郎に来書。内容は、先達て「奥」に申し上げた「御国絵図御修復之儀」を「表」にも申し上げよというものだった。これを受けて、「御修復申上候書付并品分け帳面」を作成（↓五月六日に「御国絵図

御修復之義伺書并帳面」とも、備前守の用人に差出す）。五月六日、「御国絵図御修復之儀申上候書付」を差し出す。

書面之御修復御入用積仕申上候様被仰渡奉畏候 五月七日 間宮三郎右衛門

御書物蔵御国絵図年久敷罷成 継手裏打相離れ 別て湿入等にて年々損し相増 其俣差置申候は御用立兼可申奉存候尤享保年中御修復御座候以後 安永九子年奉伺御修復御座候得共 其節も格別入用相懸り不申様 少損之分は御修復無御座差置候 然処御蔵湿地之御場所にて 段々湿含損強罷成候間 御修復御繕ひ等為仕可然奉存候得共 先達て諸向御儉約一統被仰出候御年限も御座候に付 相扣罷在候得共 安永九子年御修復之節相残候分損申候に付 御修復も可被仰付候は、先格之通御書物師出雲寺文五郎に申付 得と吟味詰候て 損し軽重心し御修復御入用積せ候上 猶又申上候様可仕候（下略）

西五月 御書物奉行

五月十二日、奥御用で、『図書集成』の「惣目録并初巻」を差し上げる。吉田頼負拜借の初巻を除き森川甲斐守に「惣目録」を渡す。「上げ目録」は左の通り。

図書集成

御書物奉行

惣目録 三十冊 二帙

右之通差上申候 以上

五月十二日 詰番

中村六右衛門

図書集成

御書物奉行

坤輿典 十六冊 一帙

右之通差上申候 以上

五月十二日 中村六右衛門

(↓どちらとも閏六月十九日に下り)

六月十日、新御蔵の修繕が終わり左の人々が見分を行う。

小普請奉行 高井大隅守

御目付 曲淵勝次郎

小普請方 杉浦文左衛門

同 改役 牛尾清太夫

御徒目付 神谷又助

真庭亀八

御小人目付 室田富三郎

同 使 花井恒三郎

小磯清一郎

右之通立合見分相濟候 尤拙者(11間 宮三郎右衛門) 組之者立合見分相濟候

六月十三日、出雲寺文五郎が国絵図修復の見積のため参上。

六月二十九日、奥右筆の近藤吉左衛門から、国

絵図修復が提出した見積通り承認された旨を伝えられる。提出した見積の書付(「御国絵図并城絵図御修復御入用積申上候書付」)に左の「承り付」を付す。

九百拾六匁式分之御入用を以書面伺之 通御修復被仰渡奉畏候

六月廿九日

松平加賀右衛門

閏六月二日、(遠江守から)国絵図がいつ頃御蔵に収納されたか下問あり。左のように回答。

御国絵図之儀は何年以前相納候哉御尋に付 相調候処 元禄十二卯年より未年(11元禄十六年)迄相納り候旨書付 相認め差出申候

閏六月五日、西御蔵から新御蔵に集成(11古今 図書集成)二十四箱を移し替える。

閏六月七日、国絵図修復用の紙を御納戸から受け取る。

閏六月八日、国絵図修復の作業場となる西御蔵を、文五郎手代安兵衛が来て掃除等を行う。

閏六月十日、絵図修復のため、明十一日、出雲寺から「粘入樽」を運び入れるので、城内の門を通過するための「御断」を目付の河野勘右衛門に差し出す。

覚

一 せうふ粘(11正麩糊)入

四斗樽 壹つ

右は御書物蔵御国絵図御修復御用に付 明十一日御書物師出雲寺文五郎方より 御書物蔵え持参仕候間 此段坂下御門・御宝蔵御門へ御断り被成可被下候 以上

閏六月十日

詰番

御当番御目付中

荻生小三郎

閏六月十一日、国絵図の修復開始。出雲寺文五郎が細工人(修復を行う職人)三人を連れて参上。修復する絵図は計二十九枚。数を確認して文五郎に渡す。

寛政元年己酉(一七八九)七月から十二月まで

【第百十七冊目】

(七月) 中村六右衛門(八月) 松平加賀右衛門

(九月) 荻生小三郎(十月) 野尻助四郎(十一月)

閏宮三郎右衛門(十二月) 中村六右衛門

七月二十一日、国絵図・城絵図の修復完了。

七月二十七日、修復の出来栄えを書物奉行全員で見分する。

七月二十八日、『国師日記』『異国日記』を差し上げるよう指示あり。

七月二十九日、出雲寺文五郎の手代安兵衛が来て、「御細工場」(修復作業場)を片付け、細工道

具や粘桶などを運び出す。

八月二日、昨夜、当番目付から松平加賀右衛門方に来書。越中守御用につき左の書物を差し出すべき旨。奥右筆の近藤吉左衛門を介して差し出す。

東武実録

四十冊

寛明録

二十冊

寛明事跡録

七十一冊

万天日録

六十三冊

(うち寛明録のみ八月五日に下る)

八月三日、新御蔵から集成(『古今図書集成』)の筆筒を残らず西御蔵に移し終える。この日から『源平闘諍録』の読み合わせを始める。

八月四日、修復が済んだ国絵図・城絵図を箱と一緒に新御蔵に収める。

八月六日、「御条目御法令」一箱と「御朱印写入御長持」七棹の風干。後者は中之口で右筆の中沢喜右衛門に渡し、前者は陰時計の間で渡す(例の通り)。

同日、御納戸で国絵図城絵図の修復代銀十五兩一分一匁二分を受け取り、出雲寺文五郎に渡す。

八月十一日、昨日、右筆組頭の神谷三左衛門から中村六右衛門方に来書。表右筆日記筆筒を御用につき右筆方に受け取りたい旨。本日訪れた右筆の皆川善九郎・芦谷源左衛門に「老番五番式箱」(表右筆日記を取めた箱)を鑑と共に渡す。

八月十七日、「屋敷改御帳 式つ」を屋敷改役の坂部善次郎・筒井次左衛門に渡す。あわせて書物同心二名の「拝領屋敷書付」を坂部に渡す。書付は左の通り。

元小普請組

勝田安芸守組

三郎右衛門事

北島三郎兵衛

御書物同心石川源助跡

牛込御納戸町

表口 四間四尺五寸

拝領町屋敷 裏口 八間五尺五寸 坪数百坪七合五勺

裏行 拾四間四尺

右屋敷自分住居之外 不残町人え貸置申候

元奥六尺

宇田川専助

御書物同心舟岸茂兵衛跡

下谷山崎丁壺丁目

表間口 六間三尺余

裏行 拾式間余 坪数八拾坪余

大繩之内浅草浅留町

坪数七坪余

不残町人え貸置申候

八月二十五日、天文方の吉田靱負から拝借願ひ。

一 律曆淵源

二百二十冊

右御書物 測量御用に付拝借仕度奉存

候 依之此段奉願候 以上

八月

吉田靱負

(↓九月朔日、吉田靱負に渡す)

八月二十七日、森川甲斐守から『落穂集』を所蔵していれば差し出すよう指示あり。御蔵には所蔵せず。

十月十一日、越中守御用につき、奥右筆秋山松之丞を介して左の書物を差し出す。

諸將連続記

三十四冊 箱入

武家官録記

一冊

十月十三日、「御当家御目録」のうち「銘々外題書之下え御本来歴史故事之類等認め差出候様」越中守から指示があった旨、近藤吉左衛門(奥右筆)から伝えられる。目録に記載されている書名の下にその書物の来歴等を記したものを作成して差し出すというのである。もともと御蔵の蔵書すべてについてではなく、「御当家」(徳川家)の目録に記載されている書物についてのみ。

十月十四日、昨日、当番目付から荻生小三郎方に来書あり。内容は、大切な品を入れた長持一棹を御書物蔵に預け置くというもの(↓十月十八日に御蔵に収納する)。

十月十六日、越中守が指示した「御之部御書物調書付大意」を帳面に仕立て、御用部屋坊主の長意を介して近藤吉左衛門に届ける。

十二月三日、天明八年十月十一日に差し上げた『寛永系図』諸家書付が、御用が済み返納される。十二月十六日、目付の曲淵勝次郎から十四日に

書物方の場所高や役料・役金の有無について問い合わせがあり、この日、左のような答書を曲淵に渡す。

式百俵高 御書物奉行
御役扶持七人扶持

支配御書物同心

拾六人内

三拾俵式人半扶持 壹人

三拾俵式人扶持 三人

式拾俵式人扶持 五人

式拾俵壹人扶持 壹人

拾七俵五升壹人半扶持 壹人

拾五俵三人扶持 壹人

拾五俵壹人半扶持 壹人

内御足高三俵御足扶持半扶持

従部屋住飯御抱入

拾俵壹人扶持 三人

右之外御役料御役金等無御座 組支配
同心場所高無之候 以上

西十二月 御書物奉行

寛政二年庚戌（二七九〇）正月から六月まで

【第百十八冊目】

（正月）松平加賀右衛門（二月）荻生小三郎（三

月）野尻助四郎（四月）間宮三郎右衛門（五月）

中村六右衛門（六月）松平加賀右衛門

正月二十二日、奥御用で左の書物を森川甲斐守を介して差し上げる（翌二十三日、その旨を遠江守と若狭守に届書を差し出す）。

（↓正月二十四日下る）
△三朝実録 百六十冊 映入

二月七日、奥右筆の秋山松之丞を介して越中守（老中・松平定信）に左を差し出す。「老中表御用」のため届書は差し出さず。

（↓六月二十三日下る）
△諸家書付之内
松平越前守
松平肥後守 右三巻三袋
保科弾正忠

三月十三日、奥右筆の都筑市之助から、左の書物を明朝差し出すようにとのこと。『寛永系図』には「松平丹後守系図」と「越前系図」は見えないので、詳しく承るよう明日の書物奉行に申し送る。

（↓六月二十三日下る）
△寛永系図
松平和泉守
松平弾正■（少弼か）
松平丹後守

三月十六日、「松平世良田ノ部一冊・清和源氏義家流一冊・越前家書付・松平丹後守書付」を奥

右筆の都筑市之助に渡す。

三月十七日、「諸家書付上之部四十二巻・松平和泉守家譜一冊并書付一通・元文五年増加松平尉馬守書付一巻 都合二冊一巻二通」を袋に入れ、近藤吉左衛門に渡す。

三月二十二日、左の記事あり。御用で差し出した中に未返納のものがある旨。

享保十三年
日光御社参諸事留書 一箱
鑑■（棒か）共

右御用に付 明和五子年九月廿六日松

平右近将監殿へ橋本喜八郎を以差出

未御藏へ御下ヶ無之候 此外御預日光

御社参留書等御藏に無御座候 以上

戌三月 御書物奉行

三月晦日、例月の通り「伺書」一通、遠江守に貞佐を介して差し出す。

五月九日、「御朱印御長持」の修復のため、細工所から高麗庄右衛門が職人を連れて訪れ、七棹の長持の底板等を修復する。

五月二十日、荻生小三郎が御殿で奥右筆の深沢伊兵衛から、伊豆守（老中・松平信明）から「城絵図小絵図」が御藏に収納されたのはいつ頃かという下問（その年月を調べ報告せよという意味）があった旨を伝えられる。即刻役所に帰って調査。「享保八卯年二月朔日差出候節も相納候年月不知候旨」（享保八年にすでに収納の年月は不明だった）ことを書面にする。明日これを渡すこととする。

六月十日、「一万石以上御朱印写入御長持」一棹が新規お預けとなり、表右筆組頭の前田左兵衛からこれを受け取る。

同日、遠江守御用で、森川甲斐守を介して左を差し出す。

寛永諸家系図之内

清和源氏之内 義家流・足利流之内

内乙流之冊 五冊

また同日の日記に、「御書物上御届書」（奥御用で御書物を差し上げた際に差し出す届書）を、これからは差し出さなくてもよくなったことが記されている。左の通り。

前々之通御書物上御届書 遠江守殿・若狭守殿え可差出之処 今日委細甲斐守殿え申談 向後御届書は差出不申筈に申談候 以来右之通御心得可被成候

六月十日、今日、堀田撰津守（正敦）が若年寄を仰せ付けられる。

翌十一日、今後とも「御朱印御長持」が新規にお預けになるため、御蔵に「余席」（収蔵スペース）が無くなるので、現在御蔵に収蔵している「宝暦度御朱印写入御長持」を「平川口渡り御櫓」に移したい旨の書付を大膳亮（若年寄・青山幸元）に差し出す。左の通り。

此度御判物御朱印之写可相納旨 松平右京亮・西尾隠岐守申上候 其段丹後

守殿被仰渡候 然所御蔵一棟損候付

先達てより御修復之儀申上置候間 右

御蔵納候御品之分外御蔵二棟え積込置

御蔵内余席無御座候間 只今迄御蔵に

相納り有之候宝暦度御判物御朱印写入

御長持七棹 先例之通平川口渡御櫓え

相納申度奉存候 此段奉伺候 以上

六月 御書物奉行

六月二十一日、「宝暦度御朱印写入御長持」七棹を目付の神保喜内に渡す。この日、平川口渡櫓に収納される。

同日、前田左兵衛から来書。内容は「寛政度堂上方社領御朱印写入御長持」五棹を、寺社奉行衆から明後二十三日に納める旨の通達だった。差し支えない旨返答する。二十三日、この旨大膳亮（若年寄・青山幸元）に届ける。左の通り。

堂上方并寺社領 御判物御朱印写入御長持 五棹

右御長持 丹後守殿被仰渡 表御右

筆組頭前（田）左兵衛より請取候に

付申上候 以上

六月廿三日 御書物奉行

六月二十六日、左の書物を都筑市之助に渡す。

（↓十月六日下る）

△寛永系図之内

村上源氏 二冊之内 一冊

寛政二年庚戌（一七九〇）七月から十二月まで【第百十九冊目】

（七月）荻生小三郎（八月）野尻助四郎（九月）

間宮三郎右衛門（十月）中村六右衛門（十一月）

松平加賀右衛門（十二月）荻生小三郎

七月四日、越中守御用。『三才図絵』『君臣図録』を差し上げるようにとのこと。『君臣図録』は御蔵に無く、『三才図絵』のみ御蔵に持参し、佐藤又八郎を介して差し上げる。届書は左の通り（三才図絵は正しくは三才図会）。

三才図絵 百八冊

右越中守殿御用 佐藤又八郎を以差出

申候 尤御急之義に付 今日差出申候

七月七日、奥御用につき『寛永系図』のうち菅原氏二冊を、森川甲斐守（小納戸頭取）を介して差し出す。

同日、越中守御用で、『図書集成』の総目録三十二冊を「板挟」のまま、近藤吉左衛門を介して差し出す。

七月十九日、越中守が『格致鏡源』を御用の由。御蔵には所蔵せず（しかし『格致叢書』という書物もあり）。

八月晦日、「虫付損御書物裏打等仕分ヶ書付帳面」を森川甲斐守に差し出す。

同日、奥御用で左を差し出す。

通俗三國志 廿五冊

右奥御用に付 今日森川甲斐守へ差出
之

九月八日、森川甲斐守が成嶋父子を同道して、
東御蔵の書物を見分。

九月二十七日、森川甲斐守・成嶋忠八郎・成嶋
専蔵来訪。両御蔵の修復書物を見分する。あわせ
て『前太平記』『続太平記』奥御用の旨を伝えら
れる。

十月六日、森川甲斐守・成嶋仙蔵来訪。修復書
物の裏打ちや繕いを見分する。

十月八日、「御書物繕方裏打仕立方御本」三冊
を森川甲斐守に渡す。

十一月八日、奥御用で左を成嶋忠八郎に渡す。

周易伝義附録 七冊

(十一月十三日下る)

十一月九日、奥御用で左を森川甲斐守を介して
差し出す。甲斐守は「吹上御供」のため奥坊主の
意斎に渡す。

小学集説 四冊

同 詳註 三冊

同 補註 二冊

同 正蒙 二冊

同 糸綸 二冊

同 大全 四冊

同 諸説合解 四冊

忠孝経小学主意衷旨 二冊

忠孝経小学講義 四冊

十一月十三日、『三才図絵』百八冊を、森川甲
斐守に成嶋忠八郎を介して差し出す。

十一月十五日、森川甲斐守御用につき『経解』
のうち「三礼図」を、成嶋仙蔵を解して渡す。

十一月二十七日、御蔵の「御朱印長持」のうち、
表右筆御用の品を持ち出す。左の通り。

御朱印御長持之内御用之品有之候由

表御右筆里見八郎右衛門罷越 寺社領

御長持之内 忝番式番与三棹開之 御

用品持参致候 元印松平右京亮 松平

隠岐守封印にて八郎右衛門持参いたし

候 尤封印は 当分御用相済候迄 御右

筆組頭前田左兵衛封印にて仮り封印致

置候 近日御用相済候て右御品相納候

節御封印相成候旨 八郎右衛門申聞候

十一月二十八日、昨夜の地震で両御蔵の壁に損
傷が。ただし書物箆筒には別条無し。この旨明日
小普請方へ申し送る。

十二月朔日、「寒風入」につき、表坊主小道具
役から毛氈十枚を借用する(新御蔵と東御蔵に五
枚ずつ)。翌日から「寒干」開始。

十二月七日、遅くまで執務する際は、寒さが堪
えがたいので、会所で湯茶を飲むため「茶瓶」を
用いた旨「伺」を提出していたところ、「伺之通」

(許可)の「御附札」がなされた旨が目付から伝
えられる。

「伺」と許可の「御附札」は左の通り。

御書物蔵詰番之儀 従前々会所おゐて
茶瓶等相用不申候処 御書物御用之節

部分け取調等仕候節は 極晩迄会所に
罷在候間 私共組之者共 寒冷之節は

別て湯茶等無御座候ては殊之外難儀仕
候 一鉢紅葉山御林下故 一向日当り

等無御座候故 御本等取調候も寒氣之
節は甚相凌兼申候 勿論外々泊等無之

候御場所にも茶瓶等相用候哉之様及承
り候 可罷成義に御座候は、此節よ

り相用候儀御免被成下候様仕度奉存候
此段奉伺候 以上

戌十一月

御附札 可為伺之通候 元火之

儀は御宝蔵番所より請

取 仕廻候節は御宝蔵

下番立合せ候様可被致

候

十二月十日、今日、茶瓶を用いる。退出の節、
宝蔵下番吉田元次郎立ち会い、元火を返す。火鉢
は下番所に預け置く(尤火鉢 下番所え預置申
候)。

寛政三年辛亥(一七九二)正月から六月まで

【第百二十冊目】

(正月)野尻助四郎(二月)間宮三郎右衛門(三

月)中村六右衛門(四月)松平加賀右衛門(五

月)荻生小三郎(六月)野尻助四郎

正月二十二日、目付の曲淵勝次郎（景露）の間い合わせ（支配同心組頭役之悴 部屋住より直に組頭役見習罷出候例有之候哉）に對して、そのような例は無い旨文書で回答する。

二月二日、会所の畳表を替える。内訳は左の通り。

- 一 拾貳畳 表替 早島表 布縁
- 一 七畳 同 備中表 布縁
- 一 三畳 右御買上 琉球表 無縁

二月八日、「御書物小目録」の体裁（認之儀）についての伺書を、専阿弥を介して備前守（若年寄・京極高久）に差し上げる（↓二月二十日「伺之通可仕旨」）。

四月三日、備前守から書付。内容は、書物同心小嶋三郎兵衛の小普請入り・書物同心宇田川専助を「勤差免 御目付支配無役」とする旨。

四月四日、組中残らず呼び出し、小嶋三郎兵衛・宇田川専助が「不埒」につき、それぞれ小普請入り・無役入りを仰せ付けられた旨を告げ、あわせて「不束之儀無之 世事取メり等格別心付 相互に礼合相勤候様」文書で申し渡す。

四月十六日、奥御用で左の書物を森川甲斐守に差し出す（二部とも「御留」になる）。

- 庶物類纂 四百三十四冊 八管
 - 図翼 二十八冊 二管
- 四月十七日、大目付の松浦越前守宅に分限帳一

冊と添書を持参し、用人に渡す。

御書物同心拾六人内

一人 拾七俵五升一人半扶持

右小普請人 前田阿波守組に入候

一人 拾五俵一人半扶持

内 御足高三俵

御足扶持半扶持

右御目付支配無役に入候

右二人明跡御入人無御座并帳面引替等

未仕候 以上

亥四月 （書物奉行五人連名）

四月二十一日、奥御用で左の書物を森川甲斐守を介して差し出す。

本草和名 二冊

和名集 一冊

頓医抄 五十冊

万安方 五十七冊

四月二十四日、左の書物を成嶋仙蔵に渡す。

聖濟総録 二百五冊 二筆筒

聖濟総録纂要 十冊 二帙

楊氏家蔵方 二十一冊

飲膳正要 三冊

福田方 十三冊

全九集 七冊

薬方拔萃 二冊

延寿類要 二冊

明目直指 一冊

人神書 一冊

医書雜字 一冊

同日、毎月差し出していた「伺書」を、今後は差し出さなくてもよくなった旨、組中に伝える。

五月二日、「定式御書物御修復御用」につき、必要な諸品の届（納戸頭・賄頭・細工頭への「御断」に「御修復取扱仕用帳」二冊を添え撰津守（若年寄・堀田正敦）に差し出す。

五月七日、当年の「定式御修復掛り」を以下の者に申し渡す。一杉村清兵衛・山本庄右衛門・野崎十蔵・大塚造酒蔵・船岸松之助。

五月九日、修復した書物の出来栄への見分について、左の記述あり。

御修復御書物 遠江守殿御見分相濟

今日御下ヶ被成候 尤御表えも御見分之義申上候様被仰聞候に付 則右御見分之儀 撰津守殿え書付を以申上候

右書付専阿弥を以差出候 則表於新部屋撰津守殿被成御見分 出来栄宜候間

越中守殿えも御見分入候様被仰聞 越中守殿御用部屋にて御見分相濟候

五月十三日、「定式御修復」の初寄合。諸事申し合わせたのち、『平家物語』の修復に取り掛かる。

五月二十一日、奥御用で左の書物を森川甲斐守を介して差し出す（四之部 書写之医書）。

- 五月十三日、「定式御修復」の初寄合。諸事申し合わせたのち、『平家物語』の修復に取り掛かる。
- 五月二十一日、奥御用で左の書物を森川甲斐守を介して差し出す（四之部 書写之医書）。

八十三 八十四 九十番

得効方 神聖保命方 諸病源候論

十便良方 袖珍方 子午流注鍼經

葉氏録驗方 三因方 痘瘡集要

八十五 八十八 九十一

婦人良方 幼幼新書 傷寒潮源

九十四 九十五

青囊雜纂 養生月覽 九十六

訣脈精要 活人心 祝田料

藥種異名 鍼經指南 外科精節

六月七日、『寛永系図』二冊(宇多源氏良門流一冊・藤原氏乙二卷一冊)を都筑市之助を介して差し出したところ、別に『諸家書付』のうち井伊家・京極家の分を差し出すよう指示あり。これも市之助に渡す。この巨『御書物上り帳』に記し置く。六月十日、『聖濟総録』『聖濟録纂要』の二箱を成嶋仙蔵を介して差し出す。

六月十二日、目付の中川勘三郎(中川忠英)に御用につき、『桜田日記』『表御右筆日記』を差し出す(ただし表右筆の日記については、書物方は保管しているだけなので、事前に中川から表右筆に掛け合い、その承諾を得る)。中川に渡したのは左の通り。

桜田日記内 表御右筆日記内

万治二年 一冊 正保二年より慶安
明暦元年 一冊 四年迄 二十八冊

元禄十年 一冊 但 簞笥共
元禄十四年 一冊

六月十六日、先達て目付の平賀式部少輔から、騎射をする者の姓名書付を差し出すよう申し来たる。この日、左の書付を同人に渡す。

問宮三郎右衛門

右三郎右衛門 騎射稽古 当御役被仰付以前迄 小笠原出羽守より当平兵衛

迄門弟に相成稽古仕候

松平加賀右衛門

右加賀右衛門 騎射稽古 当御役被仰付候以前迄 当平兵衛門弟稽古仕候

右之通御座候 以上

六月十九日、『桜田日記』を中川勘三郎に差し出す。左の通り。

桜田日記之内 左之通中川勘三郎より

長持為持候小人目付柳田次郎助差添来り候に付 此方より幸田音之助差添右同人え加賀右衛門面談之上 相渡候

桜田日記之内

慶安五年 一冊 明暦二年 三冊
承応二年 一冊 同 三年 五冊
同 三年 二冊 同 四年 二冊
同 四年 二冊 万治元年 一冊

寛政三年辛亥(一七九二)七月から十二月まで
【第百二十一冊目】

(七月)問宮三郎右衛門(八月)中村六右衛門(九月)松平加賀右衛門(十月)荻生小三郎(十一月)野尻助四郎(十二月)問宮三郎右衛門

七月四日、「賢聖障子」御用のため左を拝借したい旨、柴田彦助(儒者の柴野栗山)から。翌五日に計四十二冊を越中守御用として差し出す。

一 図書集成 礼儀典 自三百十七
三百四十八迄

一同 食貨典 自三百九
三百十八迄

七月二十九日、成嶋仙蔵「急御用」で来訪。左を差し出し、同人持ち帰る。掛りは佐野肥前守(小性頭取・佐野義行)の由。

一 人物演義 十六冊
一 三国志演義 十二冊
一 三国志演義 八冊
一 三国水滸全伝 十二冊

八月十三日、奥右筆の近藤吉左衛門・都筑市之助より来書。松平豊後守家の『寛永系図』を明朝差し出すよう申し来たる。承知の旨回答（↓翌日市之助に渡す）。

八月十九日、小学類十部（二十八冊）を平塚伊賀守（小納戸頭取・平塚為義）に渡す。扣帳に外題と冊数等を書きとめる（↓二十一日返納）。

八月二十二日、目付の平賀式部少輔・中川勘三郎から『寛永系図』拝借願いの書面（若年寄の京極備前守高久あて）。松平加賀右衛門が「奉付」をする。文面は左の通り。

一 寛永系図

右御書物蔵に御座候間 此度私共万石以下先祖書取調候間 見合に相成候儀も可有之奉存候に付 先少々拝借仕一覽仕候上 弥御用相立可申候は、追々拝借仕度奉存候間 私共より断次第相渡候様 御書物奉行へ被仰渡可被下候 以上

八月 平賀式部少輔 中川勘三郎

九月五日、目付の平賀式部少輔より、明日『寛永系図』のうち一番三番の二箱借用したき旨。翌六日、「老ノ箱」「三ノ箱」の計三十三冊を平賀式部少輔に渡す。

九月十日、中川勘三郎から左を明日まで借用したき旨。目付方持参の平状箱に入れて渡す。

清和源氏 土岐氏ノ丁之卷 一冊

藤原氏 遠山氏ノ己之卷 一冊
藤原氏 深津氏ノ癸之卷 一冊

九月十五日、中川勘三郎から『寛永系図』のうち左を借用に来る（↓翌十六日下る）。

藤原氏 癸廿五内 大岡氏 一冊
廿支流

平氏 十九冊之内 坂部氏 一冊
支流

九月二十日、表紙が破損した書物の表紙として、虫が食って不用品になっている「御朱印間二合紙」を用いた旨、加納遠江守（御衆・加納久周）に伺った件についての記述あり。
九月二十六日、左を成嶋仙蔵に渡す。

明清闘記 六冊

十月五日、越中守御用で左を都筑市之助を介して差し出す。

西洋曆経ノ内 五緯表 十冊 帙入

十月九日、中川勘三郎から左を借用に小人目付を寄越す（↓翌十日返納）。

寛永系図之内

本間 長谷川 八木 朝倉 森山

十月十六日、中川勘三郎から左の『寛永系図』を借用に来る。計三冊を使の小人目付に渡す。

清和源氏内四冊之内義家流之内義時流
■村上源氏二卷之内石野一冊
■藤原氏癸廿五冊之内十八支流神

十一月二十二日、中川勘三郎から「堀田御手流之系図」を拝借したい旨。右を小人目付に渡す。

十二月五日、左の書付を御殿で秋山松之丞（奥右筆・秋山雜祺）に渡す（御蔵の書物の「拝借」貸出しについての問い合わせに対する回答）。

御書籍何れえ拝借に相成候哉御尋に付 相札候処 近來御三家方并天文方之外 右様之儀無御座候 享保年中之比は御老若之御方并細井次郎太夫・成嶋道筑等拝借有之 勿論本多伊予守殿数度之 拝借 御宅え為持遺儀も有之候 尤 享保之比は私共詰番も無之候間 留書 等委細に無之候得共 拝借有之候儀は 相違無御座候 此段申上候 以上
十二月 御書物奉行

十二月六日、享保年間に貸し出した書物の書名の書付（享保年中拝借出候御書物外題書）を秋山松之丞に渡す。

十二月八日、奥御用につき、左を成嶋忠八郎を介して差し出す（↓御留になる）。

明史 百十二冊 花色帙入

箱共に鑑付

十二月十四日、中川勘三郎から『寛永系図』のうち左を御用の由につき、差し出す。

池田 遠山 間宮

寛政四年壬子（二七九二）正月から六月まで
【第百二十二冊目】（正月元日から三日まで欠

（正月）〔中村六右衛門か〕（二月）松平加賀右衛門（閏二月）荻生小三郎（三月）野尻助四郎（四月）間宮三郎右衛門（五月）中村六右衛門（六月）松平加賀右衛門

正月十二日、越中守御用で『松平正系図』三冊を、秋山松之丞を介して差し出す。

正月十七日、中川勘三郎『寛永諸家系図』のうち、「土屋」ほか三冊拝借。

正月二十日、左を差し出す。

武家盛衰記 三十冊

武家高名記 二十一冊

談苑砂玉集 四十冊

正月二十六日、「御書籍御手前細工定式御用」のため、夕食の支給増加を求める（「増夕御台所長御断」。左の通り。

御書籍御手前細工定式御用に付 同役
老人分同心五人分宛 毎月日数夕御台

所定式臨時之外に相増 二月より十一月迄相廻り候様 御賄頭へ被仰渡可被被下候 以上
正月 御書物奉行

二月十三日、「御書籍御手前細工定式御修復」を開始する。

二月十七日、成嶋仙蔵が帳面を一冊寄越し、辰年以来差し上げた書物の外題を記し、また以後、書物を差し上げる際にこの帳面（「通帳」）を添えるよう指示あり。

二月十八日、奥御用で左を成嶋忠八郎を介して差し出す。

芸術典（古今図書集成のうち）

医部彙考 十六冊

同 十六冊

同 十六冊

内 一冊

慈（恵）方 一冊

延寿神方 二冊

万全備急方 二冊

普濟良方 六冊

医編 六冊

医説会編 十冊

読本草快編 四冊

二月二十五日、中川勘三郎『寛永系図』のうち「安藤」「加藤」の二冊を拝借。
閏二月五日、左を奥御用。

図書集成之内

芸術典医之部三之函より三十四之函迄不残 御簞笥三ツ 冊数五百拾二冊 帙数三十二帙

閏二月十四日、勘定所から提出された書付（伺）に「承付」をする。書付は左の通り。

閏二月十四日

奉 中村六右衛門

伊賀国御国絵図之儀に付申上候書付

柳生主膳正

久世丹後守

佐橋長門守

御勘定所に有之候諸国御国絵図之内

伊賀国之分 論所地改為見分 評定所に差遣置候処 明和九辰年二月 評定

所類焼之砌 右絵図焼失仕候に付 見合等有之節は差支にも罷成候間 紅葉

山御宝蔵に有之候御国絵図之内 伊賀国之分御下ヶ被成下候は、四五月頃

長日之内為写取申度奉存候間 不苦候は、其向え被仰渡御下ヶ被成下候様

仕度 此段奉伺候 以上

子閏二月

閏二月十五日、左の書物、御用済み下る（元番に返納）

諸宗末寺牒 三拾四冊

外一袋付

右箱入

閏二月二十四日、「小普請組近藤左京組 楠木吉五郎」が書物同心に（「御同心一人明跡え」）。

閏二月二十六日、越中守御用で左を秋山松之丞に渡す。

礼儀類典之内

立后之部 一三四迄 四冊

四月二十二日、左の届を「御用部屋（坊主）」の長源を介して備前守（若年寄・京極高久）に差し出す。

伊賀国絵図 一箱壹部

郷帳一冊添

右御勘定奉行柳生主膳正拝借相成候旨

子閏二月十四日 越中守殿被仰渡 昨

廿一日 御勘定奉行柳生主膳正え相渡

候に付 申上候 以上

四月廿二日 御書物奉行

四月二十三日、左を表坊主の栄徳を介して差し出す。

御書物奉行支配

御書物同心

定人数拾六人

右拙者支配同心定人数之内 当時明跡無御座御 以上

四月廿三日

野尻助四郎 堀田主馬（目付・堀田正貴）殿

五月四日、目付の森山源五郎（名は孝盛）『寛永系図』のうち「溝口」「鈴木」各一冊を拝借。

五月十九日、「御書籍御手前細工御修復」について、左の記述あり。

御書籍御手前細工御修復 去亥年五月

より当子五月迄 裏打・糸切・蠶繕ひ

表紙替都合八百八拾五冊 但帖卷共外

に絵図物式枚 出来栄仕様帳一冊并糸

紙遣ひ払 当子年へ糸紙請取累加差出

し御修復出来候届 撰津守え文碩を以

差出し候

五月二十日、越中守御用。『諸家書付』のうち、

「松井ノ松平 一冊」「水野両家 一冊一巻」「米津・

遠山・高木・建部交り居候書付一巻」（計二冊二巻）

を都筑市之助に渡す。

同日、成嶋忠八郎と面談。『医壘■戎』（『医壘

元戎』六冊御用の由。

六月六日、越中守御用で、『礼儀類典』のうち「立

后之部」四冊を差し出す。

同日、左を明日差す出すよう秋山松之丞（奥右

筆）より指示あり。

小右記

一代要記

九冊

十冊 箱入

礼儀類典之内

女御入門

東宮御息所入宮

寛政四年壬子（一七九二）七月から十二月まで
【第百二十三冊目】

（七月）荻生小三郎（八月）野尻助四郎（九月）

間宮三郎右衛門（十月）中村六右衛門（十一月）

松平加賀右衛門（十二月）荻生小三郎

七月八日、「御条目御法令」「御朱印写」の風干を行う。

七月九日、書物同心の宮田清五郎（二十八歳）が出奔して行方知れず。その旨の書付を安藤対馬

（若年寄・安藤信明）に差し出す。

七月十一日、左を「上目録」を添え、室賀彦岐

守（小性・室賀正頼）を介して差し出す。

経解 七百二十冊 六箆筒

七月十四日、「若君様」誕生。お七夜まで麻上下を着用して出勤するよう組中に申し渡す。

同日、奥右筆の秋山松之丞から、「御誕生之御記録」や「御髪置記」が御蔵にあるか尋ねられる。

「御誕生之記録」は所蔵せず、「御宮参記」「御髪置記」各二冊を翌十五日に差し出す（しかしこれらは入用でないとして即刻下る）。

七月二十一日、九つ時、麻布辺より出火。大火となる。「御役所日記題要并日記」「御書目録」等

を用心のため「別長持」に移し入れる。

七月二十六日、中川勘三郎より先達で拝借の『桜田御日記』計十五冊を返納。あらためて寛文八年から同十二年までの『桜田御日記』十五冊を拝借。

九月四日、同役寄合で諸事を相談する。その結果、今後、修復日（御修復日）には月番の者がその都度出勤すること。また修復日には朝五つ時（午前八時頃）に出勤することなど。毎月の修復日は「二日 七日 十三日 十九日 廿五日」。

九月十一日、『日本史』十七冊を佐野肥後守を介して差し出す。また同人より、左を十四日に差し出すべき旨（↓十四日に差し出す）。

日本史 二百二十三ノ

列伝二百五十五

孝子 一冊

九月十二日、越中守御用。『義之聖教序』の所蔵を尋ねられる。翌十三日、越中守のご覧に入れたところ、無用の由。元番に返納する。
九月二十六日、奥御用で左を明日五半時に差し出すよう（「明日五半時廻り候様」）室賀彦岐守から指示あり

明史記事本末

十六冊

皇明通記

十冊

康富記考異

二十冊

本朝通記

二帙入 二十冊

十七ヶ条憲法

一冊

九月二十七日、中川勘三郎から、先達で拝借の『桜田御日記』返納。同日記の寛文十三年から延

宝五年まで（計十五冊）を拝借。
十月十日、左を山田讃岐守（小性頭取）を介して差し出す。

庶物類纂 二帙 草之部 都合拾五冊

同日、左が返納。

普濟良方 六冊

医説会編 十冊

庶物類纂之内

草属之部 三帙 十五冊

十月十二日、奥御用で左を室賀彦岐守を介して差し出す。

三才図会 百八冊

十月十六日、『寛永系図』十冊、『御祐筆日記』四十九冊を「出納帳」に引き合わせ、元番に返納する。中川勘三郎、「織田系図」一冊を拝借。
十月十九日、目付の石川六右衛門に左の答書を提出。

御書物同心

定人数拾六人之内

一人 三拾俵式人半扶持

一人 三拾俵式人扶持

一人 式拾俵式人扶持

一人 式拾俵一人半扶持

一人 拾八俵式人扶持

一人 拾五俵三人扶持
一人 拾五俵式人扶持
三人 拾俵一人扶持
右三人は従部屋住仮御抱入

右定人数拾六人之内 当時一人明き跡御座候へ共 未御入人無御座候 且又同心名目に付弓鉄炮稽古等之義は前々より無御座候へ共 武術出精之義は毎暮目録免許等受候義相改申候以上
御書物奉行

十月二十一日、以前は出雲寺から毎年「御好」の「紗綾形御本表紙」を差し上げていたが、亥年（寛政三年）以降、「御手前細工定式御修復」を仰せ付けられたため、出雲寺からの供給が途絶え、紗綾形の表紙が払底していた。このため書物方で印刷することに。

（上略）此度手前細工に板行彫 出雲寺差上候如時仕立致し 出来候は奥■え御覧に入度旨 庄右衛門申聞候間 願之通可為候旨申渡候 右紗綾形刊木は長持に入置候

十月二十六日、左を山田讃岐守を介して差し出す。

一 経解 四番御筆等共 百二十冊
一 鍼灸捷法大全 二冊

- 一 鍼灸捷徑 五冊
- 一 明堂灸經 一冊

十一月十八日、越中守御用で、奥右筆の秋山松之丞と深沢伊兵衛が御蔵に訪れ、左を拝見する。

寛政五年癸丑（一七九三）正月から六月まで
【第百二十四冊目】

同日、先達て差し上げた『経解』（二番之御算筒共 百二十冊）の御用が済み返納される。

御記録物御之一番より四番迄
諸家書付 国絵図一棹

（正月）野尻助四郎（二月）間宮三郎右衛門（三月）中村六右衛門（四月）松平加賀右衛門（五月）荻生小三郎（六月）中村六右衛門

十月二十九日、目付の森山源五郎が「拝借出納帳」を寄越さずに、「藤原氏癸廿五冊之内 浅井一冊」「橋氏之内 浅井氏一冊」を拝借。

十一月十九日、左に「御之部御目録」一冊を添えて秋山松之丞に渡す。

正月七日、奥御用につき、左を佐野肥前守を介して差し出す。

十一月三日、山田讃岐守から『外科精要』を明日差し出すよう指示。

令条記 十五冊
慶長以来御法度 六冊

三朝実録 百六拾冊
三朝要典 十二冊
古今説海 此内に
三朝野史有之 拾六冊

十一月六日、奥御用で左を備後守を介して差し出す。

本草定衡 六冊
補遺薬性賦 二冊
薬性会元 三冊
薬性賦 一冊
補薬性解 二冊
医薬集覽 二十二冊

十二月二十日、中川勘三郎から『貞享三寅年夏日記』『元禄七丑年夏日記』を取りに来る。貞享三年の一冊を小人目付に渡す。元禄七年の日記は無く、算筒の蓋の裏に左の張紙がある旨を文書で回答する。

同日、地震で東御蔵の目塗窓蓋三ヶ所落下。
正月九日、七日の地震による破損箇所（御蔵壁割れ 目塗土落候）を速やかに修繕するよう小普請方の岡本善蔵に手紙で告げたところ、承知の旨回答。

十一月十三日、書物の修復（御手前細工定式御修復）に当たった書物同心たちに金二両ずつ「御褒美」が下される。

十二月二十一日、中川勘三郎から『日本絵図』拝借したき旨。翌二十二日に差し出したところ、無用の由にて返納。
十二月二十二日、越中守御用につき、左の所蔵の有無を秋山松之丞から問われたが、目録に見えず（所蔵せず）。

正月十五日、詰番の奉行が退出後、奉行宅に目付から書物御用の旨が伝えられた際の対応について、左のように申し合わせる。

山本庄右衛門
野崎十蔵
舟岸松之助
杉村清兵衛
病気に付名代
野崎十蔵

元禄七夏一冊 正徳五未年
同九 春一冊 七月九日に
取出候

詰番退出後 宅え明何時御書物相廻候様 御目付使にて申来候は、其当人翌朝早朝罷出候て 持人も入候は、御殿え直に罷越候て御人断可申達候夫より御蔵え参候て御書物取調可相廻事

金式両宛
野崎十蔵

諸国海上道法記 一冊
船鬪記 二冊

野崎十蔵

諸国海上道法記 一冊
船鬪記 二冊

詰番退出後 宅え明何時御書物相廻候様 御目付使にて申来候は、其当人翌朝早朝罷出候て 持人も入候は、御殿え直に罷越候て御人断可申達候夫より御蔵え参候て御書物取調可相廻事

但 翌詰番えも刻限早に罷出心
得之義 前日早く相知候は、
可申遣候 勿論回寄組之者えも
当番不構早出可申候事

御役所引私前にも申来候は、唯今迄
之通取計 翌詰番并持前之者え申遣し
其持分之者早朝罷出候て万端取計可申
事

正月十六日、医書の返納の件について左の記述
あり。

此間申送り之御書物医書之分 御
下ヶ被成 成嶋仙蔵受取 銘々元番え
相納申候 尤扣帳朱消置候

二月二日、「御修復初」ならびに「小目録清書」
あり。

二月四日、小沢清四郎に世話役を申し渡す。
二月七日、去る二日に『表御右筆日記』の筆筭
を調べていた際に、三番箱の蓋の裏に左の張札を
見付けた旨。

寛文三年冬一冊 正徳五年
七月九日取出す

二月十二日、山田讃岐守から左を明後日差し出
すべき旨。

重証本草单方 五冊

本草单方	六	医経正宗	八冊
救荒本草	五	医経会元	十
飲食書	二	医学集成	六
医按摘要	四		
医門秘旨	一	庶物類纂	弐帙
医門正宗	六	鱗介属	十冊

二月十六日、和泉守(老中・松平乗完)御用に
つき、『御家譜』二巻を表新部屋において近藤吉
左衛門に渡す。表右筆の岡本勘右衛門「清和源氏
酒井雅楽頭系図」御用のところ、目付拝借中の旨
回答。岡本の要請で目付の森川主膳に掛け合い、
右を受け取る。

二月二十四日、森川主膳より『寛永系図』のう
ち「立花家 本堂家」(共に二冊)拝借に来る。
二月二十七日、昨夜、目付の森川主膳から加賀
右衛門宅に来書。内容は、平川口渡槽内の「御朱
印長持」を百人組番所後二重槽に移し替えても支
障がないか承りたいというもの。支障ない(「差
支無之」)旨回答する。

二月晦日、反古を寄場奉行に渡したい旨の伺書
を撰津守(若年寄・堀田正敦)に差し上げる。目
付の間宮諸左衛門に下げられ、間宮に掛け合い、
また寄場奉行の村田鉄太郎に掛けあう。

三月十日、中川勘三郎から明暦元年夏の『御右
筆日記』を拝借したき旨。明暦元年の日記は無い
旨回答する。『拝借出納帳』に返事(回答)を書
きとめる。

三月十四日、度々地震あり。東御蔵の「白土」
損傷する。
三月十六日、反古を寄場奉行役所に渡す。左の

記述あり(寄場奉行が差し向けた船に載せて運
ぶ)。

漣返しに遣候反古 拾壹貫六百三拾匁
御長持え入 辰之口迄あの方より船に
て受取に出居候に付 庄右衛門(書物
同心の山本庄右衛門)・忠兵衛(同じ
く林忠兵衛) 罷越相渡申候 尤貫目等
相改候に付 右兩人寄せ場迄罷越候

三月十八日、同じく反古の件につき、左の記述
あり。

去十六日、寄場奉行役所え反古差遣候
処 貫目改 正味拾壹貫貳百九拾目相
改 請取候段 元々金指専八郎より請
取書(下略)

三月二十六日、当月までに修復を終えた冊数が
七百五十余冊に。なお出精して千冊をこえるよう
申し渡す。

四月九日、寄場奉行の村田鉄太郎から(書物奉
行)中村六右衛門に、「漣返紙」が出来た旨連絡
あり。

四月十二日、庄右衛門・忠兵衛が「漣返紙」を
受け取りに行く。左の記述あり。

昨十一日、庄右衛門・忠兵衛 漣返紙
出来に付請取罷越候処 先達て之反古
紙屑 拾壹貫貳百九拾目之代銀三拾三

勿八分七厘にて、壹帖紙数九拾六枚に付 代壹匁六厘六毛 中広漉返半切 見本之通六千三百五拾八枚 寄場元メ 鈴木孫兵衛より受取 則先達て金指専 八郎より差越候反古預り書并大判之見本壹枚 孫兵衛相返し 中広之見本は漉本に六右衛門より村田鉄太郎え達候 由有之 右に付諸書上物に漉返し半切 紙遣ひ払候迄 毎年請取候御用紙之内 相減候段伺下書差出候間 助四郎へ申送候

四月十四日、中川勘三郎、天和二年から四年の『桜田御日記』(計九冊)を拝借。『扣帳』に記し置く。
 四月二十九日、「御修復掛り」の交替。山本庄右衛門・船岸松之助・田畑房之助は免じられ、林忠兵衛・林物右衛門・野崎幸次郎が申し渡される。
 五月朔日、奥御用につき、左を成嶋忠八郎を介して差し出す。

- 医学蒐精 四冊
- 医学指南 八冊
- 医学統旨 八冊
- 医学全書 三冊
- 医方便儒 三冊
- 医術方旨 八冊
- 国医宗旨 四冊
- 百代医宗 五冊
- 医要見証秘伝 一冊
- 産鑑 二冊

五月十九日、書物の修復に用いる「絨糸」の太糸と細糸の見本を細工頭の鵜飼治兵衛に遣わす。
 五月二十日、中川勘三郎より来紙。内容は『將軍家譜』『徳河家譜』『城主記』を御蔵に所蔵するかとの問い合わせ。左のように回答。

- 將軍家譜 七冊
- 鎌倉一冊 織田一冊
- 京都二冊 豊臣三冊
- 徳河記 十九冊
- 国主城主記 二冊

右之通御座候 以上
 五月二十九日、室賀壹岐守に左を渡す。

- 医経会元 十冊

六月一日、書物方における書物修復の様子をうかがわせる左の記述あり。

御修復日に付 蠹繕ひ・外題粘離等糸切絨直し 今日より於御蔵致し候 御細工道具は御役所差置候

六月十二日、左を差し出す。

- 本草綱目 四十冊と三十六冊二通り
- 本草彙言 十六冊
- 本草原始 八冊
- 武備志 百冊と八十冊二通り

同日、左を明十三日に差し出すよう山田讃岐守の指示あり。

- 証類本草 十冊

六月十九日、御殿で秋山松之丞と面談。左を明日差し上げるよう指示あり(↓明日は「御成」があるので、明後二十一日に変更。『江家次第』は御用で無い旨)。

礼儀類典之内

- 触穢儀 四百四十三 一冊
- 喪服着除 四百四十四 一冊
- 諒闇 一より四迄 四冊
- 都て六冊
- 江家次第 写本 箱入

六月晦日、越中守御用で、『白雉帖』一帖を奥右筆の田中吉藏を介して差し出す。

寛政五年癸丑(一七九三) 七月から十二月まで
 【第二百二十五冊目】

- (七月) 間宮三郎右衛門(八月) 中村六右衛門(九月) 松平加賀右衛門(十月) 荻生小三郎(十一月) 野尻助四郎(十二月) 間宮三郎右衛門

七月朔日、「御書物御目録」を奥右筆の田中吉藏の渡したところ、『礼儀類典』『日次記』のうち喪服の箇所を抜き出して見せるように指示あり、

あらましを抜き出し書き記す。

七月四日、出雲寺が五月中に左の願書を差し出す。内容は、以前のように風干の節、書物修復等の手伝いを仰せ付けられたい旨。

乍恐書付を以奉願候

私儀先祖泉儀 元禄五申年六月 秋元

但馬守殿被仰渡 御文庫御風干之節罷

出御書物御修復可仕旨 内川伝次郎申

渡候 然処 元禄七戌年五月

本多伯耆守殿被仰渡 御書物御風干中

毎年日々御文庫え罷出 御書物取扱可

申旨 広戸藤右衛門申渡候 右御用向

無滞相勤来候処 御書物御修復 正徳

二辰年相止 寛保三亥年 例之通御

書物御修復之義奉願上候処 同

年六月 深見新兵衛申渡 夫より引続

御修復無滞相勤来候処 当時御書物御

修復御手前細工相成候に付 乍恐私義

何も御奉公無御座候故 為冥加之何卒

先例之通御風干中毎年日々御文庫え罷

出 御書物御取扱ひ申候義は奉恐入候

御手伝成共仕度奉願上候 (下略)

七月十一日、平川口渡槽に置かれていた「御朱

印御長持」二十七棒を、百人番所後槽に残らず移

し替える(書物方から奉行の松平加賀右衛門と同

心二人が赴き、目付や表右筆組頭などが立ち会

う)。

七月二十日、吉松次左衛門から左の七部の書物

の所蔵の有無の問い合わせあり。『杜氏通典』『景

岳全書』『資治通鑑綱目』の三部を所蔵の旨、明日回答。

杜氏通典 乾隆十二年校刊 一部八套

鉄網珊瑚 明朝穆撰 四十本

景岳全書 清張介賓著 一部四套

第五才子書 清金聖外書 三十二本

網鑑易知録 清吳乘權 四部各五

資治通鑑綱目 三編 二部各一

無量寿懺儀 楷書石摺 一部一帖

七月二十三日、『庶物類纂』を調べたところ、

丑二月十四日に差し出した鱗属・介属の二帙十冊

が未だ返納されていないことが分かる。

七月二十七日、「小目錄増補方」と「御修復方」

の「夕方台所突合手形」(夕食の食券のようなもの

か)が船岸栄蔵から届く。

八月四日、越中守殿御用の左の書物が返納。

西宮記 二十二冊 箱入

令条記 十五冊

慶長以来諸法度 六冊

東武実録 四十冊

八月五日、『寛明事跡録』が「御留メ」になる。翌六日、誰の御用なのか秋山松之丞に尋ねたが、明らかでない由。

八月十三日、目付の中川勘三郎から、拝借していた『桜田日記』八冊返納。あらためて元禄元年から同六年までの『桜田日記』十四冊を拝借する。

八月十八日、『礼儀類典』のうち六冊(巻四百三十七から四百四十二)を近藤吉左衛門に渡す。

九月朔日、中川勘三郎から『寛水系図』十冊を返納。あらためて『寛水系図』のうち「近藤氏」一冊を拝借。

九月七日、近藤吉左衛門から『行魯青伝』『雑集青伝』の所蔵の問い合わせあり。所蔵しない旨回答。

九月十日、問宮三郎右衛門が「柔術上覧」で拝領物を賜る。

今日御白書院於御板敷 布衣以上以下 御役人武芸上覧有之 問宮三郎右衛門 柔術上覧被遊 拝領物有之候

九月十一日、近藤吉左衛門から、『行魯青伝』は『南巡盛典』の間違いの旨。同書は所蔵する旨回答。

九月二十三日、書物修復担当者に「御褒美」として金二両が下される旨、荻生小三郎から申し渡す(対象になるのは、山本庄右衛門・船岸松之助・田畑房之助・林忠兵衛の四人)。

九月二十四日、『皇明実録』六百七十五冊のうち十三冊を、伊豆守御用で秋山松之丞に渡す。

十月七日、『寛永系図』のうち「秋月之部」一冊を備中守御用の由。「小文匣」に入れて秋山松之丞に渡す。

十月十四日、秋山松之丞より『御書目録』を差し出すべき旨。林熊蔵が拝借中であると回答したところ、「天文之部」を抜き書きして明日までに差し出すよう指示あり。

十月十九日、去る十七日に中川勘三郎と森山源五郎に、江西瀧之助の「講釈素説等之違書」を差し出す。左の通り。

御書物同心

朱子学

江西瀧之助

一経書 十三経

丑歳三十三

一歴史 史記／漢書

一講釈 四書仕候

一作文 仕候

百人組之頭

戸田中務与力

大須賀源之進弟

大須賀儀右衛門門弟

右安永九年門入仕 寛政五年迄稽古仕 当時

指南仕罷在候

十月二十日、『御書物小目録』作成御用のため、左を受け取る。

唐紙式枚

上西之内紙百式拾枚 御納戸にて受取候

木綿袋打はい田

藍臘目方五匁

御細工所にて受取

十月二十六日、書物同心の野崎幸太郎が「学問心懸候段」、左の書付を差し出す。

朱子学

御書物同心

一経書 五経

野崎幸太郎

一講釈 四書仕

御留守居

岡野備中守与力

石川太兵衛門弟

右天明七未年正月門入仕 其後稽古中

絶仕罷在候処 又々当時出精仕候

十一月三日、小沢清四郎、娘兩人抱瘡につき、「看病断状」を提出。

十一月六日、成嶋仙蔵、書物方役所を訪れ、左を明日奥へ廻すよう指示（十一月七日、同人に渡す）

児科方要 一冊 痘瘡宝鑑 一冊

痘疹秘妙集要 五冊 小兒痘疹論 二冊

同 秘伝 四冊 源幼心法 三冊

同 心要 四冊 痘経 三冊

痘科切要 一冊 痘疹方 一冊

痘疹論方 一冊 活幼便覧 二冊

十一月二十日、『小目録』の担当者について、左の記述あり。

小目録仕立に付

荻生小三郎

山本庄右衛門

野崎 十蔵

江西 瀧之助

小目録表紙紗綾形摺出しに付

林 惣右衛門

権七

忠助

十一月二十五日、書物同心の江西瀧之助、聖堂に行き、「御吟味」（学問吟味）について説明を受ける。その内容が十一月二十六日の日記に記されている。左の通り。

昨廿五日 江西瀧之助 聖堂へ罷出候

処 御目付森山源五郎 御儒者柴野彦

助 尾藤良助面談いたし 此度御吟味

之振合 例年と相違いたし 弁書御対

并文章のみにて 講釈■■■■（は無之

か）段 委細申聞候段（下略）

十一月晦日、「学問再取調」の儀につき、山本庄右衛門から左の通り差し出される

私 学問之義は前々聖堂へ罷出講釈等
承り心懸け候処 安永年中 右同所儒
者戸倉内蔵允・久保佐助於学寮臨時講
釈承り候斗にて 詩作等も不仕 申立

候程之義に無御座候 年寄候て弁古も
不宜 講釈等も不仕 此段御申請上候
以上

十一月 山本庄右衛門

十二月五日、昨日、山本庄右衛門から「御場所
替願書」(異動願い)が差し出される。左の通り。

奉願候覚

御書物同心

山本庄右衛門

丑歳五十三

高拾五俵

三人扶持

不調法成私儀 結構之御奉公被仰付

其上御書籍御修復并定式御修復御手前

細工被仰付 依御慈悲永久之御益之元

を開き 為差義も無御座候所 奉御營

を御褒美ニケ年頂戴仕 且又年数も無

御座候処 世話役助被仰渡 有難

(仕合か) 奉存候 可罷成候義御座候

は、相応之御場所替 御三卿様御附

人明き跡え御入人 私一生被仰付候様

奉願候 以上

十二月 山本庄右衛門

川出定八郎殿

小沢清四郎殿

十二月八日、完成した『小目録』を、奥右筆の
萩原金十郎を介して備前守(若年寄・京極高久)
に差し出す。「殊之外宜敷出来候旨」(出来栄え

を褒められる)。備前守から下げられた『小目録』
を「奥」の遠江守(側衆・加納久周)に差し出し
たところ、しばらく「御留」になる。

十二月十九日、目付の桑原善兵衛から「判元見
届」の儀につき問い合わせあり。内容は、書物奉
行が重病で「急養子」願いを出した際に、「判元
見届」(願書に押印するのが本人であることを確
認する手続き)は、従来、目付が行っていたか、
それとも同役の者が行っていたか、というもの。
前例が無い旨回答。左の通り。

拙者共之内 是迄病気差重 急養子相

願候例無御座候 依之判元見届之儀

各様方へ御達申候義無御座候(下略)

十二月二十二日、遠江守の見分を終えた『小目
録』二箱を成嶋忠八郎から受け取る。

十二月二十四日、『小目録』(御書籍小目録)
を一つは御蔵に収め、もう一つは役所(書物方役
所)に置く。

十二月二十五日、「御留」の書物の部数を記し
た帳面(「御留」に相成候御書籍員数書帳面)一冊
を、「御書物懸り」の坊主衆の宗泉を介して遠江
守に差し出す。

寛政六年甲寅(一七九四) 正月から六月まで

【第百二十六冊目】

(正月)中村六右衛門(二月)松平加賀右衛門(三
月)松平加賀右衛門【くり替月番】(四月)間
宮三郎右衛門【介月番】(五月)中村六右衛門(六

月)松平加賀右衛門

正月二十一日、山本庄右衛門の田安家附人への
異動願いの件につき、左の記述あり。

山本庄右衛門田安家附人願之義は 支
配御書物同心山本庄右衛門祖父 享保
年中 其御屋形伊賀者に御附人被仰付
其後御屋形転役 小十人組被仰付相勤
老衰に付小普請入 病死 父庄左衛門
義は 元文中從部屋住御屋形伊賀者
被召出 其後転役 大番格納戸組頭被
仰付相勤 病氣に付願之通小普請入仕
候 右に付庄左衛門悻庄右衛門 其御
屋形相応之御場所へ御附人相願候段
田安家老へ懸合 田安よりも八役以
下は御附人願出申候へは不被仰付之
趣申問候

正月二十六日、萩生小三郎の悻のは三郎に、奥
御用として古武鑑の書写が仰せ付けられる。

正月二十七日、来月三日の「学問初場御吟味」
の受験のため、江西瀧之助が聖堂に参上すべき旨、
中川勘三郎・森山源五郎(共に目付)から達書あ
り(↓しかし江西は「痛所有之 着座難成旨」に
て当日受験せず)。

二月十五日、中川と森山から、拝借の『寛永系
図』を残らず返納した旨書付到来。これに対して
左の付札を付す。

御書面之通不殘御返納に付 受取御蔵

え相納申候

二月十五日

御書物奉行

同じく兩人から、『桜田日記』は何年から何年まで何冊所蔵しているか問い合わせあり。回答は左の通り。

慶安五より元禄十六迄 冊数都合

百四拾冊

右之通に御座候 先達て差出候御日記

切りにて不残(下略)

二月十五日

御書物奉行

同日、江西瀧之助から「此節快気相成 以後御吟味之節罷出度旨」世話役に書付が提出される。

二月十九日、「御書籍小目録掛り」の荻生小三郎と三人の同心への「御褒美願」を備前守に差し出す。

二月二十六日、「日記提要」の頭書の帳面が計四冊になり、新たにもう一冊を拵える。

三月六日、対馬守御用で、『欽定康濟録』六冊を、荻原金十郎を介して差し出す。

三月十六日、中川勘三郎と森山源五郎から来書。右につき、左の記述あり(貸し出しの際に出納帳に記入漏れがあったこと)。

但 先達てより拝借に成候桜田御日記

都合二十三冊 右にて不残返納に付

別紙え付札致し返却致候 尤出納帳え

得と突合候処 右二十三冊之内寛文四

辰年五月之御帳巻冊 出納帳え相見え

不申候 付落にて可有之候

三月十七日、書物同心の木本佐右衛門に願いの通り「屋敷場所」が下される旨、普請奉行から通知あり。屋敷場所は「下谷広徳寺前 元植木同心 組屋敷上ヶ地九百六拾四坪之内 百坪」。

三月二十三日、奥右筆から『寛永系図』と『諸家書付』の先後関係について問い合わせあり。左の通り回答。

寛永系図并諸家書付 同時御蔵相納り

候 年月仰聞候得共 右相納り候年月

書留等■■■■(無御座か) 候得共 書

面之内に年月区々御座候に付 一両品

左に相認及御答候

寛永系図序巻之内

寛永二十年癸未九月吉日

従五位下太田備中守源■■(資) 宗

寛永十九年五月十一日

林道春謹撰

諸家書付之内

貞享元年子四月廿五日

水野長門守

右御書院組名面帳之末に御座候

同小身之輩之内 佐野内蔵承組

天和四年子二月 吉川七郎兵衛

右之通書付之末に御座候 御役名は

相知れ不申候

右之通御座候 以上 御書物奉行

四月九日、左を奥右筆の志賀藤四郎に渡す(林大学頭が拝借。五月二十四日返納)。

晁氏客語 一冊

救荒活民補遺書 一冊

本草和名 二冊

和名集 一冊

警心随録 一冊

会心言 一冊

臥遊録 一冊

水経註鈔 一冊

礼儀類典 三冊

右二月八月秋尊之所

四月十三日、奥右筆組頭の近藤吉左衛門から、『同文備攷』の所蔵の有無の問い合わせあり。所蔵しない旨回答する。

四月十七日、松平備後守より『本草和名』を一両日中に差し出すよう指示あり。同書は林大学頭拝借の旨、翌十八日、備後守に告げる。その旨書付にして差し出すよう同人から指示(「本草和名 御表出候段 書付にいたし差出候様」)。

四月二十七日、中川勘三郎から、拝借した『御右筆日記』に、欠本(寛文三年春冬二冊・同七年夏一冊・元禄七年夏二冊・同九年春一冊)がある旨来書。虫食いがひどくない物だけ貸し出した旨回答する。

同日、「御書籍小目録認候紙員教書」が書きとめられている。左の通り。

一 御書籍小目録清書 式通り

右紙数灰打上美濃 式千三百拾枚内

袖紙百三拾六枚除き

千八拾七枚

一 同中紙 壹通り

右紙数から打上美濃紙 千五拾五枚之

内 袖紙八枚除き

千八拾七枚

都合三通りの紙数 袖紙百四枚相除

き 認候分之紙数三千式百六拾壹枚

右之通御座候 以上

寅四月廿七日

荻生小三郎

四月二十九日、近藤吉左衛門から『阿蘭陀ハンコク図』の所蔵の有無を問われる。所蔵しない旨回答。ただし『針路図』三枚所蔵する旨明日通知する(↓『針路図』三枚は五月朔日に伊豆守へ老中・松平信明へ御用で差し上げ、留め置かれる。翌二日返納)。

五月二日、『咸賓録』二冊と『中山伝言録』四冊を、伊豆守御用で差し出す。

同日、『紹興本草』『王氏農書』『救荒本草』を奥御用の由。『紹興本草』は目録に見えず、他の二部を、翌三日、成嶋仙蔵を介して佐野肥前守(小性頭取・佐野義行)に差し出す。

五月五日、『西洋曆経』百二十冊(二箱・鑑共)を彦根善意を介して(佐野)肥前守に差し出す。

五月十九日、小目録作成の「御褒美」を左のようになされる旨、備前守(若年寄・京極高久)から仰せ渡される。

銀拾枚 荻生小三郎

金式枚宛 小沢清四郎

野沢又四郎

野島金七郎

五月二十四日、当年の「御書籍御修復掛り」を山本庄右衛門・野崎金七郎・大塚理助の三人に申し付ける。

五月二十六日、左を撰津守御用で差し出す。

(↓六月二十三日下る)

朱子語略 二冊

句解昔時賢文 一冊

周元公集 八冊

温漫陵留墨 四冊

白鹿洞志 八冊

五月二十八日、御納戸で修復用の紙を受け取る。内訳は、美濃紙七状五枚・八寸紙十四枚・葺半紙六状十枚・間合十枚。

六月十日、近藤吉左衛門から『経邦礼典』『経濟纂要』の所蔵の有無を問われる。目録に見えない旨回答。
六月二十四日、同月二十一日に堀田撰津守宅に

野尻助四郎(書物奉行)の老衰退役願いを差し出したところ、この日、「願之通御役御免」の旨が仰せ渡され、あわせて金二枚の「老衰御褒美」が下されることに(是迄取来候御足高は被召上小普請 且年寄候迄相勤候に付 為御褒美金式枚被下置之)。

寛政六年甲寅(一七九四)七月から十二月まで

【第二百七冊目】

(七月) 不明(八月) 問宮三郎右衛門(九月) 中村六右衛門(十月) 野田彦之進(十一月) 松平加賀右衛門(閏十一月) 荻生小三郎(十二月) 野田彦之進

*不明は虫食い等による破損のため。

七月二日、秋山松之丞に対して左のように回答した旨が記されている。内容は八代將軍吉宗が好んだ表紙用の紙について。

有徳院様御好にて出来候御書物表紙如何様之御品に候哉承度由申聞候に付
右御表紙之儀は浅黄地紗綾形摺候和表紙にて 当時御蔵にて御手前細工に仕立候段申達候処 伊豆守殿被仰聞候間
右御表紙見せ候様同人申聞候 勿論只今右御表紙出来合有之候哉其程難斗候故 明日右御答可申段相答候 右之段今日庄右衛門出居候故 此段申達 當時有形之御表紙 明日松之丞へ差出候様 長文箱に入置候

七月三日、吉宗好みの「紗綾浅葱表紙」を松之丞に見せたところ、一兩日中に「もへき紗綾形表紙」「黄色紗綾形表紙」を二三枚ずつ仕立て、見せるように指示あり。その旨、「御修復方」の(山本)庄右衛門と(大塚)理助に伝える。

七月七日、「火消役米津小太夫組同心」の小田利兵衛を「御書物同心明跡」に。

七月十日、采女正(老中・戸田氏教)から、勘定奉行から国絵図拝借願いが出ている旨申し渡される。

八月九日、成嶋忠八郎から、『千金要方』十六冊を明十日に差し出すよう指示あり。

八月十五日、伊豆守(老中・松平信明)から、左を林大学頭拝借の旨(↓同月十八日に拝借)。

書伝 音釈 六冊 晦齋集 一冊

法曹類林 三冊巻 談苑砂玉集 四十冊

灌園集 一冊 仁風一覽 四冊

*『談苑砂玉集』の上に貼紙をして「此御書籍 奥御用にて子正月廿日に差上置候」と記されている(よって拝借から除外)。

八月二十日、松平備後守(小性組番頭格式)から来書。左を一兩日中に差し出すべき旨(↓翌二十一日に差し出す)。

秘伝医奥 六冊 方便書 二冊
簡明医要 四冊 眼方全書 二冊

程齋医抄撮要 二冊 石氏蔵書 八冊
医方摘要 六冊 傷寒發微論 二冊
保生心鑑 一冊 広仁附余 四冊
証治彙補 八冊 暴証知要 一冊

八月二十二日、成嶋仙蔵が訪れ、書物拝見。また『本草和名』二冊を奥御用につき明日差し出すよう指示(↓翌二十三日、『本草和名』は修復前のため「蠹齧之俣」虫食いがある状態のまま)である旨を仙蔵に断って、差し出す。

八月二十八日、中川勘三郎、『寛永系図』清和源氏十八冊を拝借。使の小人目付に「通帳面」に記入したうえ渡す。

八月晦日、会所の修復に取り掛かる。

九月十三日、「小普請組阿部大学支配 高二百五十俵 浅草鳥越八件屋敷」の野田彦之進が書物奉行を拜命。

九月十六日、「野田彦之進組中引渡」の記述に、当時の書物方全員の名が記されている。左の通り。

【奉行】 中村六右衛門・間宮三郎右衛門・松平加賀右衛門・荻生小三郎・野田彦之進

【同心】 山本庄右衛門・林惣右衛門・野崎幸太郎・小沢清四郎・木本佐右衛門・野沢大助・野島金七郎・田畑彦四郎・林忠兵衛・船岸李之助・大塚理助・江西瀧之助・小田利兵衛

【病氣断り病欠】 川出定八郎・杉村良助・野崎十蔵

九月二十三日、田畑彦四郎の「御鷹匠同心」への「場替願」を兵部少輔(若年寄・井伊直朗)に差し出す。

九月二十五日、御用につき『原幼心法』三冊を差し出す。

十月二日、奥御用につき『御宮参記』(寛永十九年)一冊を成嶋仙蔵を介して差し出す。

十月六日、会所の修復工事がほぼ完了。豊方に豊替えを督促する。

十月九日、成嶋仙蔵からの要請で左を差し出す。

九辺聖跡図 三帖 箱入

本草綱目 四十冊 箱入

佩文韻府 二百冊 御筆筒共

故唐律疏義 十六冊

皇明制書 四冊

大明官制 四冊

右三部御筆筒入

大明会典 七十冊

大明会典 四十一冊

右二部御筆筒入

六部則例全書 十六冊

六部考成現行則例 三十冊

続補則例 四冊

大清律 六冊

大清律例 二十四冊

右五部御筆筒入

都合十三部

十月十日、『外台秘要方』二十四冊を差し出す。
十月十五日、会所の修復が完了し、障子を張って明日引き渡す旨、立石万蔵より。

十月十六日、『聖濟総録』合五六冊を成嶋仙蔵に渡す（虫食い修復前であることを別紙で断る）。

十月十七日、奥右筆衆から来書。『奇器図説』天工開物の所蔵の問い合わせ。所蔵する旨手紙で伝える。

十月二十四日、林惣右衛門・林忠兵衛・野崎幸太郎に、「御書籍御修復骨折」の「御褒美」として、金二両ずつ下される。

十月晦日、『奇器図説』を明日（十一月朔日）差し出すべき旨。『仁風一覽』の板元（版元）の名を調べ、明後日に報告すべき旨。

十一月朔日、「小目録」三部は「奥」と「御蔵」のほか何処に置かれているかという問いに対して、「御会所に有之」と回答する。

十一月二日、『仁風一覽』についての調査結果を、萩原金十郎に渡す。

十一月三日、萩原金十郎から、「御書籍小目録」をもう一部作成して差し出すよう、備前守から指示された旨を伝えられる。用紙は「あの方」から遣わし、「小目録」は右筆所に置く由。

十一月四日、昨夜（夜前）の地震で東御蔵の「御宝蔵番所」の後の壁が落ちる。

同日、「小目録」をもう一部作成するため（今一通り小目録認候義に付）、萩生小三郎が出動。

十一月十一日、中川勘三郎が、『寛永系図』二番の箱（書物共）拝借。

十一月十五日、奥右筆より来書。内容は『聖朝破邪集』を所蔵するかという問い合わせ。目録で検索し、所蔵しない旨回答する。

十一月十六日、同心の木本佐右衛門から悴の清五郎を「無足見習」にしてほしいと願いが出た件につき、小沢清四郎・山本庄右衛門から左の書面が差し出される。

此度木本佐右衛門義悻清五郎無足見習奉願候に付 拙者共罷越人体見届候様被仰渡候 依之昨十五日 右佐右衛門宅へ罷越 清五郎へ面談仕候処 応対取り廻し詰開き等実林に相見候 且又芸術之義承り候処 武術等未免許目録に至り不申候へ共 出精仕候段申聞候 経書は道春点を熟読仕 筆算も年輩相応に仕 十六七歳相見申候 無足見習被仰渡候て 御書籍御修復等手伝為致候も御用弁可然候人体に御座候（下略）

小沢清四郎
山本庄右衛門

十一月二十七日、都筑市之助から、キリシタンに類する御書物（「切支丹之儀似寄候御書物」）を所蔵するか問い合わせあり。調査の結果、『關邪説』一冊（文匣に入新御蔵へ入置候）のほかは無かったが、なお明日調査することに。

十一月二十八日、木本佐右衛門の悴に「見習」を申し渡す。

同日、「切支丹似寄之御書物」を調査し、左の

四部を都筑に報告する。

- 寛永小説 二冊
- 寛明録 二十冊
- 邪蘇征伐記 七冊
- 關邪説 一冊

閏十一月五日、左を小性頭取の山田讃岐守に勇弥を介して差し出す。

- 大平御覽之内
 - 七百九十五卷より
 - 八百十九卷迄 二冊
 - 八百三十五卷より
 - 八百七十三卷迄 二冊
 - 八百八十一卷より
 - 一千卷迄 二冊
- 都合六冊

閏十一月七日、佐野豊前守（田安家家老・佐野政親）から来書。左を明日差し出すべき旨。

- 玉露叢 寛明録 越叟夜話 武家官位録
- 記国主城主 武者物語 武家物語 古老物語 法曹至要抄 法曹類林 寛永小説
- 朝鮮征伐記
- 右十二部は全部
- 東武実録 万天日録 国師日記
- 右三部は目録より十冊抜

閏十一月十日、『万天日録』残りの五十三冊を

新見大炊頭に善意を介して差し出す。

閏十一月二十日、「御書物見習」となった木本清五郎に左の申し渡しあり（出勤日等について）。

木本清五郎

其方 御書物同心無足見習加人に付

毎月日数五日五類 御修復之内へ一日
つ、出番 御風干中も同様 雨天は用
捨 助は一類持切 助埋に組入候節は
五類へ出番に不及 其外使手形番早成
は用捨之事候

閏十一月二十二日、左を差し出す。

子午流注針経

一冊

針経指南

一冊

閏十一月二十五日、当年の「御細工納」につき、「御修復方」から左の書面が差し出される。

御書籍御手前細工定式御修復 当寅
年五月より唯今迄 大損・中損・裏
打・表紙替・蠹蝨繕・糸切絨直し 合
五百九十九冊出来仕候 取込幅広御本
之古表紙蠹蝨にて損候 古帙等は右虫
喰候所裁除き 中広御本之表紙に裏打
仕相用申候 外題紙は緋唐紙壹枚 中
広御本之外題八拾端に裁候割を以 幅
広御本は表紙之堅三折式 横は六分壹
之寸法を以相仕立 藍蠟は表紙百枚に
中品目方四匁之積り 粘は裏打紙百枚

に付式合之積御座候へ共 煉り候て暑

寒を持越候へは喊も立候て 例年請取

方は定式之升数に御座候 右出来之分

遣■等別紙張出候に付申上候 以上

閏十一月

御修復方

閏十一月晦、奥御用および「表廻り」拝借の書物のうち未だ「留」になっている分を「新出納元帳」に転写すべき旨申し送る。

十二月十二日、左を秋山松之丞に渡す。

皇胤紹運録

一冊 管入

皇胤紹運録

一帖

十二月十六日、「外科啓玄」二冊を奥に差し出す。
十二月二十五日、例年の通り、奥に差し出した書物の員数伺書を帳面に記入して遠江守に清嘉を介して差し出す（帳面は上包で封じ「遠江守殿」と書いた小札を付けて差し上げる）。【以下、次号に続く】

（公文書専門官）